

はじめに

新豊後高田市誕生から10年が経過しました。

これまで市民の皆様のご協力をいただきながら、定住人口の増加に直接結びつく施策を中心に、市を挙げて全力で取り組んでまいりました。その結果、人口の流入が流出を上回る“社会増”も達成いたしました。

これは、企業誘致をはじめ、住宅政策や移住者支援、子育て・教育環境の充実など、さまざまな取り組みの成果が表れたものと思っております。

障がい者福祉分野では、平成19年3月に前期計画を策定し、様々な施策に取り組んでまいりました。その間、障がい者を取り巻く環境は大きく変化し、福祉ニーズが複雑多様化してきたことから、国においては障害者基本法の改正をはじめとしたいろいろな制度改正等が行われてきました。しかし、すべての人が安心して生活できるまちづくりを実現していくためには、まだまだ解決していかなければならない課題も多く残されています。これらの課題に対して、社会資源を有効に活用しながら、地域全体で取り組み、解決の道すじを見出していく必要があります。

このような観点に基づき、今後10年間の計画期間とした「豊後高田市障がい者基本計画」を改訂しました。

本計画は、前期計画から引き継いだ基本理念である“障がいのある人もない人もすべての人が、ごく自然に社会づくりに参加できる平等な地域社会の実現”を目指すものです。

市民の皆様におかれましては、ともに支え合い、だれもが住み慣れた地域で自分らしく暮らせるよう、今後ともご理解とご協力をお願いいたします。

最後に、熱心にご議論いただきました豊後高田市地域自立支援協議会委員の皆様をはじめ、アンケート調査にご協力いただいた市民の皆様、計画の策定にあたり貴重なご意見や多大なご協力をいただいた皆様方に心から感謝とお礼を申し上げます。

平成28年3月

豊後高田市長 永松博文



目 次

第1章 総論	1
第1節 計画の策定にあたって	1
1. 計画策定の趣旨	1
2. 計画の期間.....	1
3. 計画の背景.....	2
4. 計画の位置づけ	6
5. 障がい者基本計画と障がい福祉計画.....	6
6. 計画の策定体制	7
7. 計画の推進体制	7
第2節 計画の概要	8
1. 基本理念.....	8
2. 施策の重点目標	8
3. 施策体系.....	9
第2章 障がい者福祉の状況	10
第1節 豊後高田市の人口	10
1. 豊後高田市の男女別人口・世帯数.....	10
第2節 豊後高田市の障がいのある人の状況	11
1. 身体障がい者	11
2. 知的障がい者	11
3. 精神障がい者	12
4. 指定難病患者	12
第3節 豊後高田市の障がい福祉に関するサービスの状況	13
1. 障がい者福祉サービス.....	13
2. 地域生活支援事業	14
第3章 各論	15
第1節 障がい者の権利・理解の促進.....	15
1. 権利の理解・周知の徹底	15
2. 虐待・差別の防止	17
第2節 地域生活支援の充実	18
1. 相談・福祉サービスの向上	18
2. 施設・医療体制の整備	21
3. 地域生活移行のための支援・交流の促進	24

第3節 保育・療育・教育体制の整備	26
1. 保育・療育・教育の充実	26
2. 居場所づくり・相談支援の充実	27
第4節 雇用促進と就労環境の向上	29
1. 就労支援の充実	29
2. 連携強化の促進	31
第5節 文化・スポーツ振興・社会活動参加の促進	33
1. 余暇時間の充実	33
2. 余暇時間を充実させるための各種支援	35
第6節 福祉体制が充実したまちづくり	37
1. バリアフリー・ユニバーサルデザインの推進	37
2. 防災・防犯対策の推進	40

付属資料43

1 アンケート調査結果	45
2 豊後高田市地域自立支援協議会設置要綱	81
3 平成27年度 豊後高田市地域自立支援協議会委員名簿	82
4 用語解説	83

第1章 総論

第1節 計画の策定にあたって

1. 計画策定の趣旨

近年、各市町村においては、障がい者施策に関する基本的な計画の策定が義務付けられるようになり、本市では、これに呼応する形で障がい者が地域で自立し、生きがいをもった生活を営めるよう各種の福祉サービスをとおして支援してきました。また、すべての人の人権が尊重され、あらゆる面において差別のない平等な社会を築き上げることを目指して、平成11年3月策定の「豊後高田市障がい者福祉計画」をはじめとし、平成19年3月には、10年間（平成18～27年度）を計画期間とした「豊後高田市障がい者基本計画」（以下「前計画」という。）を策定して、障がい者施策を総合的・計画的に推進してきました。

しかしながら、社会環境やライフスタイルの変化により、障がい者のニーズも多様化していることから、障がいの有無にかかわらず、すべての人が共生する社会の実現を目指していくことが必要です。

また、平成25年には「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下、「障害者総合支援法」という。）」（4月）が施行され、さらに「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（以下、「障害者差別解消法」という。）」（6月）が制定されました。このような制度改革や法改正の動きに合わせ、今後数年間のうちに障がい者施策の転機となる法律の施行や、制度の検討などがなされるなか、引き続き障がい者施策の見直しも行われています。

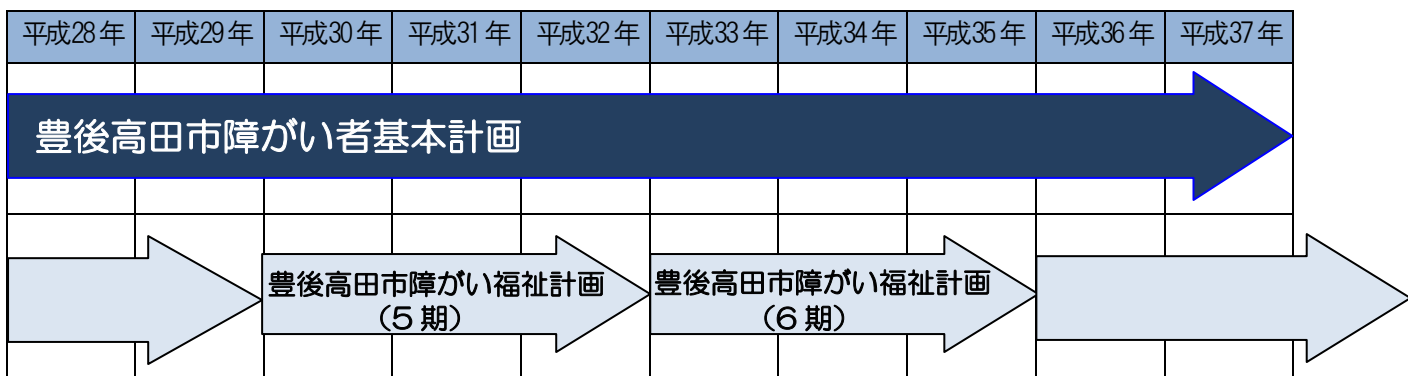
こうした国の制度改革を踏まえ、地域のなかで、障がいのある人の人格と個性が尊重され、障がいの有無にかかわらず、互いに支え合い、安心して充実した生活を送ることができる社会の実現にむけ、さらに、障がいのある人やその家族のニーズの多様化に対応できるよう、今後10年間の障がい者施策の方向性を示す新たな「豊後高田市障がい者基本計画」（以下「本計画」という。）を策定するものとします。

2. 計画の期間

本計画の期間

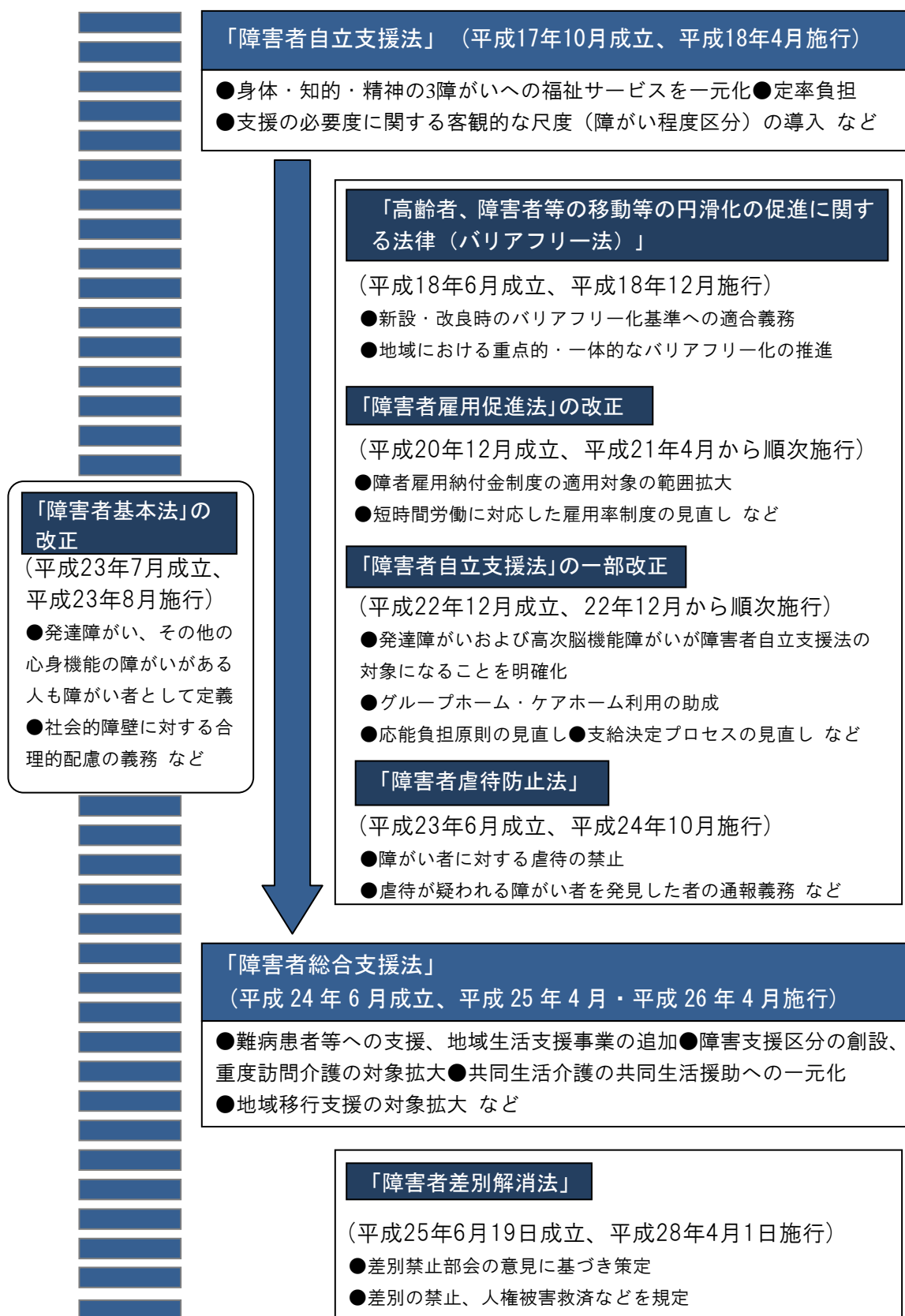
障がい者基本計画 平成28年度～平成37年度（10年間）

豊後高田市の障がい者施策の方向性を示す基本計画の期間は、長期的な視点に基づき推進していく必要から、平成28年度を初年度とした10ヵ年計画とします。



3. 計画の背景

国の制度改革等の流れ



障がい者施策に関する制度改正等

平成 28 年度から平成 37 年度までを計画期間とする本計画は、近年の社会状況や変化を踏まえ策定しています。そのため前計画から本計画までの期間で行われた「障害者基本法の改正」をはじめとした制度改正等を新たに組み込みます。

主な制度改正等の内容は以下のとおりです。

●国連による障害者権利条約採択

平成 18 年 12 月、障がい者の人権および基本的自由の享有を確保し、障がい者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的として、障がい者の権利の実現のための措置等について定める障害者権利条約が、国連総会において採択されました。

●障害者自立支援法の改正・児童福祉法の改正

平成 22 年 10 月までに、障害者制度改革推進本部等における検討を踏まえて、障がい保健福祉施策を見直すまでの間において、障がい者の地域生活を支援するため、関係法律が整備されました。

このことにより、平成 24 年 4 月に施行された改正障害者自立支援法では、中心となる総合的な相談支援センターの設置、高額障がい福祉サービス費について、補装具費と合算するなどの利用者負担の見直しが行われました。

また、平成 24 年 4 月に施行された改正児童福祉法には、障がい児施設（通所・入所）の一元化、放課後等デイサービス・保育所等訪問支援の創設、18 歳以上の障がい児施設入所者についての障がい者施策対応などの改正点がありました。

さらに、小児慢性特定疾病対策の充実を図るため、児童福祉法の一部が改正され、平成 27 年 1 月から新制度が施行されました。従来の医療型児童発達支援にかかわる「指定医療機関」を「指定発達支援医療機関」に改正して区別します。（内容に変更はありません）

●障害者虐待防止法の制定

平成 23 年 6 月、虐待を受けた障がい者に対する保護、養護者に対する支援のための措置等を定めることにより、障がい者虐待の防止等に関する施策を促進するため、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（以下、障害者虐待防止法という。）」が成立し、平成 24 年 10 月から施行されています。

障害者虐待防止法では、国や地方公共団体、障がい者福祉施設従事者等、使用者などに虐待の防止等のための責務を課すとともに、虐待を受けたと思われる障がい者を発見した者に対する通報義務を課すなどとしています。

●障害者基本法の改正

平成 23 年 7 月、障害者基本法の一部を改正する法律が成立し、同年 8 月に施行されました。改正された障害者基本法のうち、豊後高田市では特に以下の内容について計画に盛り込むことが重要であると考えています。

1 「目的規定の見直し」(第 1 条関係)

全ての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現する。

2 「障害者の定義の見直し」(第 2 条関係)

身体障がい、知的障がい、精神障がい(発達障がいを含む。)その他の心身の機能の障がいがある者であって、障がいおよび社会的障壁(障がいがある者にとって障壁となるような事物(利用しにくい建物や設備など)・制度(障がいを理由に法律等で制限されること)・慣行(習慣や文化など)・観念(障がいのある人に対する偏見・誤解・差別など)・その他一切のもの)により継続的に日常生活、社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの。

3 「地域社会における共生等」(第 3 条関係)

全ての障がい者は、可能な限り、言語(手話を含む。)その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されるとともに、情報の取得または利用のための手段について、選択の機会の拡大が図られること。

4 「差別の禁止」(第 4 条関係)

障がい者に対して、障がいを理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない。また、社会的障壁の除去は、それを必要としている障がい者が現に存し、かつ、その実施にもなう負担が過重でないときは、その実施について必要かつ合理的な配慮がされなければならない。

●障害者自立支援法から障害者総合支援法に改正

平成 24 年 6 月に、これまでの「障害者自立支援法」が、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(以下、「障害者総合支援法」という。))となり、平成 25 年 4 月に施行されました。このことにより、法の目的として、「自立」の代わりに「基本的人権を享有する個人としての尊厳」が明記されるとともに、「地域生活支援事業による支援」が「障害福祉サービスにかかわる給付」に加えられ、それらの支援を総合的に行うことになりました。

さらに、基本理念が創設され、「全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるもの」であること、「全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現」すること、「障害者及び障害児が可能な限り身近な場所で必要な支援を受けられる」こと、「社会参加の機会の確保」、「どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することを妨げられない」こと、「社会的障壁の除去」などが規定されました。

●障害者優先調達推進法の制定

平成 24 年 6 月、国等による障がい者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関し、障がい者就労施設等の受注の機会を確保するために必要な事項等を定める「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律(以下「障害者優先調達推進法」という。))が成立し、平成 25 年 4 月に施行されました。この法律により、国や地方公共団体などに障がい者就労施設等からの物品等の調達を推進する義務が課されています。

●障害者差別解消法の制定

平成 25 年 6 月に、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(以下「障害者差別解消法」という。))が制定され、一部施行されました。法律全体の施行は、平成 28 年 4 月に施行となりました。

この法律は、差別を解消するための措置を具体化するとともに、差別を解消するための支援に関する措置も明示し、障がいを理由とした差別の解消を目指しています。

●障害者雇用促進法の改正

平成 25 年 6 月に、雇用の分野における障がい者に対する差別の禁止および障がい者が職場で働くにあたっての支障を改善するための措置（合理的配慮の提供義務）を定めるとともに、障がい者の雇用に関する状況に鑑み、精神障がい者を法定雇用率の算定基礎に加える等の措置を講ずることを盛り込み、「障害者の雇用の促進等に関する法律（以下「障害者雇用促進法」という。）」が改正され、平成 28 年 4 月に施行となりました。

●学校教育法施行令の改正

平成 25 年 8 月、中央教育審議会初等中等教育分科会報告「共生社会の形成にむけたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（以下報告という。）」を踏まえて、学校教育法施行令の一部改正が行われ、同年 9 月から施行されました。この報告に基づき、障がいの状態のみならず、教育上必要な支援の内容や地域における教育の体制の整備の状況、本人・保護者の意向等を踏まえた総合的な判断によって市町村教育委員会が就学先を決定する仕組みが定められています。これをもって、市教育委員会、地方公共団体等は、関係機関と連携した早期からの一貫した支援体制づくりに努めます。

●第三次障害者基本計画の策定

国ではこれまで、障害者基本法に基づき、障がい者施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、障害者基本計画を定めており、今回さらに、平成 25 年度から平成 29 年度までの概ね 5 年間に講ずべき障がい者施策の基本的方向について定めた第三次障害者基本計画が、平成 25 年 9 月に策定されました。障害者基本法の改正や障害者差別解消法の制定等を踏まえ、「安全・安心」、「差別の解消および権利擁護の推進」、「行政サービス等における配慮」の 3 つの施策分野が新設されています。

●障害者権利条約の批准

平成 25 年 6 月の障害者差別解消法の成立をもって、ひとつおりの国内法整備の充実がなされたことから、同年 12 月国会において全会一致で障害者権利条約の締結が承認されました。平成 26 年 1 月に批准書を国連に寄託し、日本は 140 番目の締約国になりました。

近年の制度改正のほかに、現在も障害者基本計画の施策や事業、そして障がいのある方々の生活に大きくかわる法律については、以下のとおりです。

●発達障害者支援法の施行

発達障がいは、症状の発現後、できるだけ早期に発達支援を行うことが特に重要であることから、早期に発見し、発達支援を行うことに関する国および地方公共団体の責務を明らかにするとともに、学校教育における支援、就労の支援、発達障がい者支援センターの指定等について定めることにより、発達障がい者の自立および社会参加に資するようその生活全般にわたる支援を図ることを目的に、平成 17 年 4 月に発達障害者支援法が施行されました。

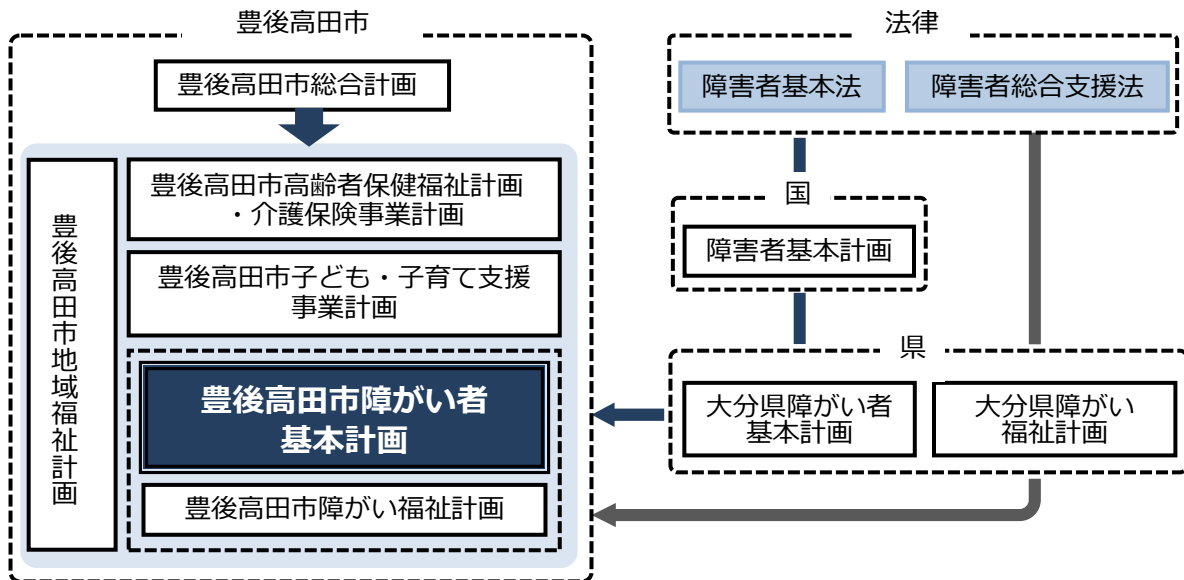
●バリアフリー新法の施行

「高齢者、身体障がい者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律」（ハートビル法）と、「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」（交通バリアフリー法）が廃止され、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（バリアフリー新法）として一本化され、平成 18 年 12 月から施行されています。

4. 計画の位置づけ

本計画は、障害者基本法（昭和 45 年法律第 84 号）第 11 条第 3 項の規定に基づき、豊後高田市の障がい者施策にかかわる理念や基本的な方針を定め、障がい者施策の方向性を示すものです。

策定にあたっては、国および県の障がい者基本計画を踏まえるとともに、市政における最上位計画である「豊後高田市総合計画」をはじめ、他の関連する計画と整合を図ります。



5. 障がい者基本計画と障がい福祉計画

障がい福祉サービス、地域生活支援事業等の提供体制の確保に関する詳細な施策内容、目標量等については、障害者総合支援法第 88 条に基づく「豊後高田市障がい福祉計画」において示します。

障害者基本法	障害者総合支援法	
豊後高田市障がい者基本計画	豊後高田市障がい福祉計画	
啓発・広報		
生活支援（福祉）	○	○
保健・医療	○	
保育・療育・教育		
雇用・就業	○	○
文化・スポーツ・まちづくり		
生活環境		○
	自立支援給付	地域生活支援事業

6. 計画の策定体制

策定にあたっては、次の検討組織において、検討を進めました。

1. 地域自立支援協議会（策定委員会）による検討

学識経験者、当事者やその家族（団体を含む）をはじめ、保健・福祉・医療および教育・就業等の各分野の代表で構成する障がい者計画策定委員会において実質的な審議を行いました。

平成 27 年 8 月 21 日	第 1 回豊後高田市地域自立支援協議会開催 アンケート案・計画骨子案の内容協議
平成 27 年 9 月 25 日～29 日	第 1 回専門部会 計画骨子案の内容協議
平成 27 年 11 月 25 日～27 日	第 2 回専門部会 アンケート分析、計画素案概要協議
平成 27 年 12 月 17 日	第 2 回豊後高田市地域自立支援協議会開催 計画素案の内容協議
平成 28 年 2 月 9 日～15 日	第 3 回専門部会 計画書の内容協議
平成 28 年 2 月 19 日	第 3 回豊後高田市地域自立支援協議会開催 計画書の内容協議

2. 庁内連携による検討

本計画の各施策や事業について、計画策定後に施策や事業が滞りなく推進していくために、庁内の関係各課と連携し、相互に内容を熟慮しました。

3. 市民意見・ニーズの把握と反映

平成 27 年 9 月から 10 月 2 日にかけて、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、自立支援受給者証をもつ障がい者（児）を対象（計 556 名）とした「豊後高田市障がい者計画策定のための障がい福祉サービスに関するアンケート」を実施し、障がいのある方々とその家族からの幅広い意見を収集しました。そこで寄せられた結果や意見については、本計画の審議段階に活用し、計画に反映させています。

4. パブリックコメントの実施

平成 28 年 1 月 15 日から 29 日にかけて市民を対象とした意見公募（パブリックコメント）を実施し、本計画策定段階から市民に内容を公開し、幅広く意見を求めました。

7. 計画の推進体制

計画の推進にあたっては、次の体制において、推進していきます。

1. 計画策定後の円滑な検証にむけた体制

計画に即した施策の展開が円滑に行われるよう、その進行を管理していくとともに、事後の検証を行える体制として、平成 27 年度に「地域生活支援部会」、「就労部会」、「こども部会」の 3 つの専門部会を設けました。地域自立支援協議会および同部会において的確に進行管理を行っていきます。

2. 多岐にわたる分野にもれなく取り組むための庁内連携

この計画に基づく施策は、福祉、保健、医療、教育、就労、生活環境等多くの分野にまたがっているため、障がいのニーズに応じたきめ細かで一貫したサービスが提供できるよう、関係部署・機関が連携し、総合的に取り組みます。

3. 市民意見・ニーズの把握と反映

平成 28 年度以降においても、各種制度の周知、市民意識の向上を図るとともに、市民ニーズの把握に努めることとします。

第2節 計画の概要

1. 基本理念

**障がいのある人もない人も
すべての人が、ごく自然に社会づくりに
参加できる平等な地域社会の実現**

近年、少子高齢化、人口減少化によって障がい者を取り巻く社会環境はさまざまに変化しており、福祉ニーズの複雑多様化が進んでいます。このようななか、適切な支援・サポートが行きわたる地域を目指していきます。そのためには、ともに支え合い暮らしていく豊かな心を地域全体で育む必要があります。また、自立と地域生活移行を促す支援を行い、すべての人が安心して生活できるまちづくりを目指します。そして、すべての人に対する差別をなくし、地域住民の誰もが積極的に社会に参加できる体制にしていきます。

本計画では、障害者基本法の理念であるノーマライゼーションの精神のもとに、平成19年3月策定の「豊後高田市障がい者計画」の基本理念である“障がいのある人もない人もすべての人が、ごく自然に社会づくりに参加できる平等な地域社会の実現”を引き継ぐものとします。

2. 施策の重点目標

① 状況に合わせた適切なサポートへの取り組み

住み慣れた地域で暮らしていくために、ライフステージに応じた切れ目のない支援を行います。自立した生活をするために、雇用や生活環境の改善に努め、地域移行支援を推進します。日々の生活において、働くことは障がいの有無にかかわらず、自己を実現する機会となり、生きがいにもつながります。ハローワークや一般企業との連携を強化し、適性に応じた新たな仕事を開拓していきます。また、その人の年齢や性別、障がいの状況や生活環境に合わせた適切な医療や福祉サービス等を提供し、地域で長く安心して暮らせる環境を目指します。

② 豊かな福祉社会づくり人づくりへの取り組み

子育て、教育の環境における支援を必要とする子どもとその家族への配慮ある福祉社会づくりの整備を図ります。障がい者の権利に関する条約にある「インクルーシブ教育システム」を理念とし、ともに学ぶ場や環境を増やすなど、子どもの頃から人の多様な個性について理解と認識を深める機会を提供できるよう努めます。また、発達障がい等の早期発見のために、母子保健計画に沿った適切な専門的対応や子どもの居場所づくり、保護者等への育児相談等の支援体制を整備し、誰もがともに生きていけるための豊かな福祉社会を目指します。

③ 地域で支え合う安全なまちづくりへの取り組み

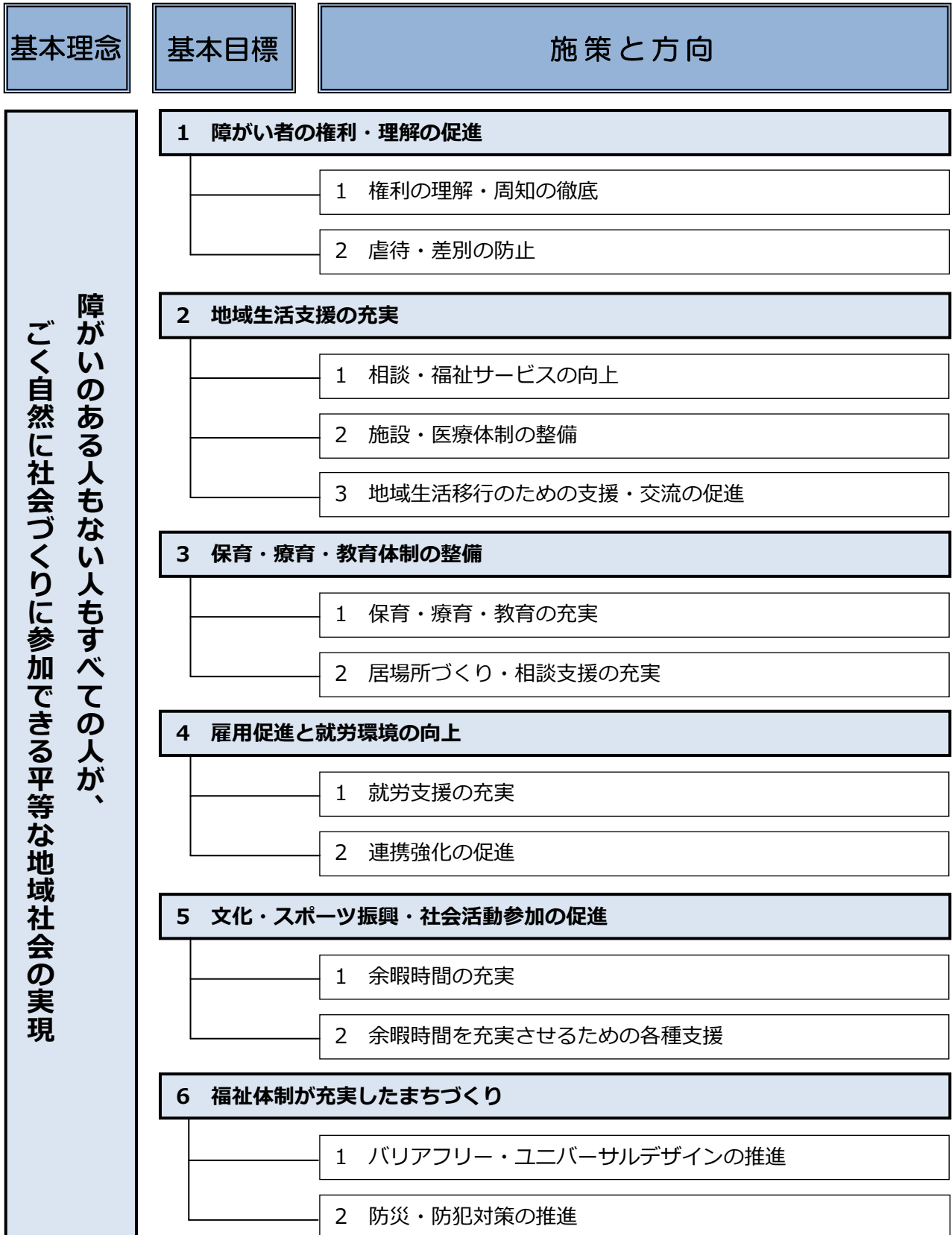
バリアフリー新法・ユニバーサルデザインの方針に基づいた、すべての住民が安心して、暮らしやすいと感じるまちづくりを目指します。市内の公共施設等のハード面での整備に加え、情報提供面でも障がいの有無にかかわらず誰でも求める情報を取得できる情報アクセシビリティの促進を図ります。また、こころのユニバーサルデザインを目的としたコミュニケーションの場づくりや機会の提供等、ソフト面の取り組みを進め、地域住民同士で協力し、支え合える真に豊かなまちづくりを目指します。

④ 誰もが差別のない安心して暮らせる社会づくりの取り組み

障害者権利条約の批准にともない、虐待や差別を受けないための周囲の理解と、ともに暮らしていくための調和をもった人々を育て、誰もが過ごしやすい社会づくりを目指します。これまで活発に社会活動に参加するための障壁となっていたものを取り除き、誰もが積極的にかかわることができる環境を整えます。

3. 施策体系

計画策定の背景および本市における現状等を踏まえ、本計画においては以下のとおり基本理念に基づいた基本計画を設定し、施策の方向を体系化しました。そして、本計画の施策の方向をもとに、「豊後高田市障がい福祉計画」において各事業を推進していきます。



第2章 障がい者福祉の状況

第1節 豊後高田市の人口

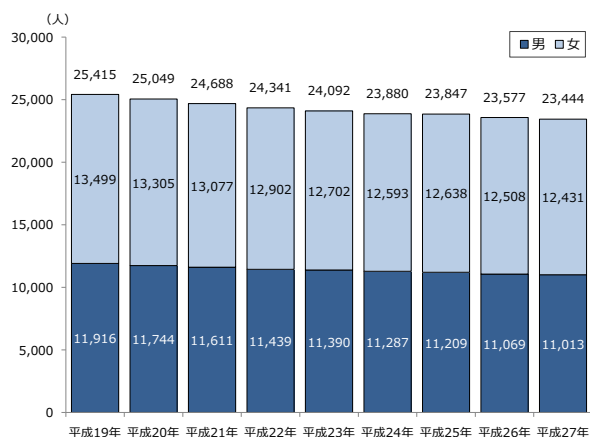
1. 豊後高田市の男女別人口・世帯数

本市の人口は、平成19年に25,415人でしたが、平成27年には23,444人と約2,000人減少しました。男女別にみると、平成27年の男性人口は、平成19年から比べて約7.6%減少して、11,013人、女性人口は、平成19年から比べて約7.9%減少して、12,431人です。一方で、平成27年の世帯数をみると、平成19年から369世帯増加し、10,568世帯です。

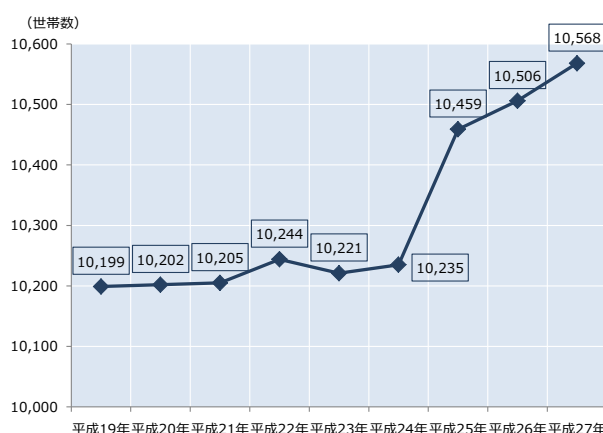
全国的に深刻な状況にある人口減少問題のなかで、本市の総人口も徐々に減少しており、今後、相対的な高齢人口率の増加にあわせて、障がい者人口の増加と高齢化にともなうさまざまな課題が想定されます。介助が必要な障がいのある人の介助者（特に親等の家族）は、自身が介護を必要とするようになったときや、「親亡き後」の暮らしに不安を感じています。また、本人も、今後、高齢者になるにあたり、福祉サービス等から介護サービスへ移行することに不安と戸惑いを抱えています。

このような人口問題等の社会状況の変動に対して、国と県と市が一体となり、さまざまな施策を講じて誰もがより良い環境で安心して暮らしていける社会づくりを目指す必要があります。

豊後高田市の年別男女別人口



豊後高田市の年別世帯数



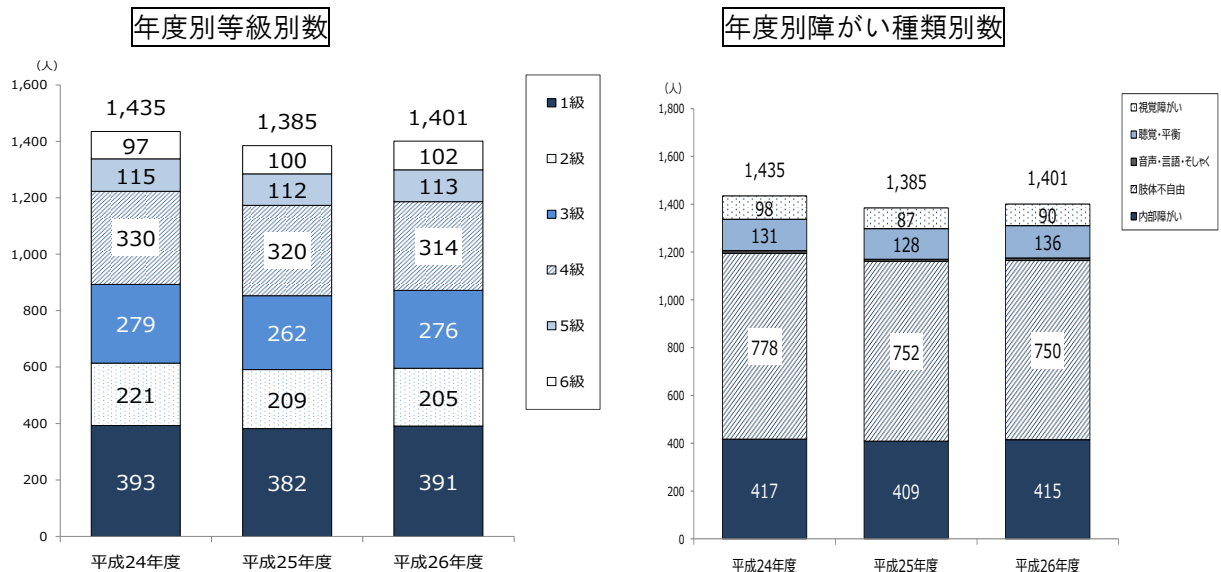
資料：住民基本台帳

第2節 豊後高田市の障がいのある人の状況

1. 身体障がい者

平成26年度の身体障害者手帳所持者は、1,401人で、そのうち18歳未満の人の割合は0.71%でした。等級別の状況を見ると、平成26年度では1級が391人と最も多く、続いて4級が314人でした。等級ごとの人数の割合は、過去3年間変わっていません。

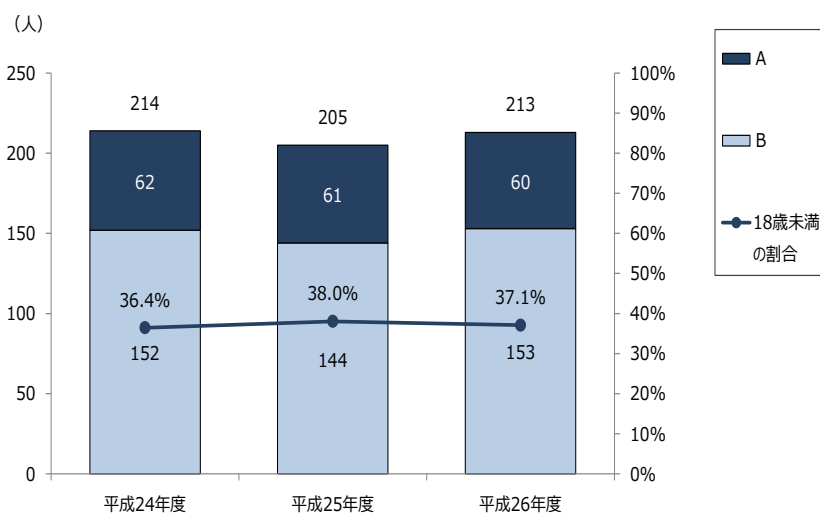
また、障がい種類別数を年度別にみると、平成26年度では、肢体不自由が750人と最も多く、続いて、内部障がい415人でした。



資料：福祉行政報告例

2. 知的障がい者

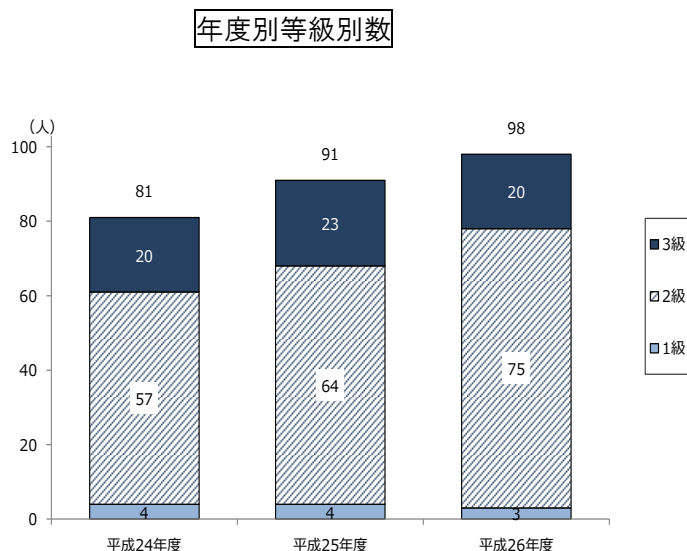
平成26年度の療育手帳所持者は、213人で、そのうち18歳未満の人の割合は37.1%でした。程度別の状況を見ると、平成26年度では、A（重度A、中度Aの合計）は60人で、B（中度Bと軽度Bの合計）は153人でした。



資料：福祉行政報告例

3. 精神障がい者

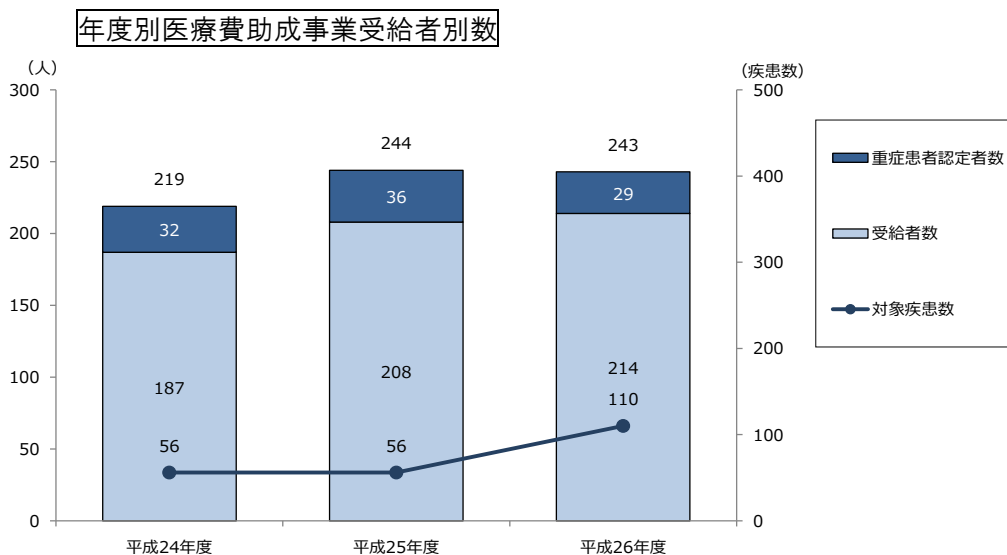
平成 26 年度の精神障害者保健福祉手帳所持者は、98 人で、そのうち等級別の状況をみると、1 級は 3 人で、2 級は 75 人、3 級は 20 人でした。平成 24 年からみると、精神障害者保健福祉手帳を所持している人は増加しています。



資料：北部保健所報

4. 指定難病患者

平成 26 年度の特定医療費（指定難病）助成事業受給者数は、243 人で、そのうち、重症患者認定者数は 29 人でした。



（備考）平成 27 年施行「難病の患者に対する医療等に関する法律」により、受給者数を特定疾患治療研究事業（医療費受給者数）から特定医療費助成事業受給者数としています。

（備考）難病医療費助成制度の対象疾患数は、平成 27 年 7 月に 306 疾患数になりました。

資料：北部保健所豊後高田保健部調べ

第3節 豊後高田市の障がい福祉に関するサービスの状況

1. 障がい者福祉サービス

○訪問系サービス

		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
訪問系サービス	人数	39	36	36
	時間	1,647	1,253	733

○日中活動系サービス

			平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
日中活動系サービス	生活介護	人数	43	41	40
		日数	924	866	846
	機能訓練	人数	3	2	2
		日数	52	39	39
	生活訓練	人数	13	10	10
		日数	199	211	211
	就労移行支援	人数	19	23	26
		日数	372	448	498
	就労継続 A 型	人数	8	9	10
		日数	153	159	169
	就労継続 B 型	人数	92	93	94
		日数	1,637	1,672	1,702
	療養介護	人数	10	9	9
		日数	-	-	-
短期入所	人数	3	3	3	
	日数	39	34	34	

○住居系サービス

			平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
住居系サービス	施設入所支援	人数	52	51	51
	グループホーム	人数	39	46	58
	ケアホーム	人数	5	7	-

(備考) 平成 26 年 4 月から、ケアホームとグループホームは一元化しました。

○計画相談支援

		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
計画相談支援	人数	4	10	20

2. 地域生活支援事業

○相談支援事業・意思疎通（コミュニケーション）支援事業

		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
障がい者相談支援事業	人数	4	4	3
手話通訳者派遣事業	延べ回数	12	12	47

○日常生活用具給付等事業

		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
介護訓練支援用具	件	1	2	1
自立生活支援用具	件	3	6	0
在宅療育等支援用具	件	2	5	0
情報・意思疎通支援用具	件	4	2	3
排せつ管理支援用具	件	632	574	582
移動支援事業	実施カ所	5	5	5
	実人数	4	5	6
	延べ時間	760	865.5	979.5

○日常生活支援事業

		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
福祉ホームの運営	設置カ所	1	1	1
	実人数	1	1	1
日中一時支援事業	実人数	6	5	4
	延回数	326	180	111

○社会参加支援事業

		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
点字・声の広報等発行	実施状況	-	-	○
奉仕員養成研修	実施状況	-	○	○
自動車改造助成	助成件数	1	2	0

○権利擁護支援事業

		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
障がい者虐待防止対策支援	実施状況	-	○	○

第3章 各論

第1節 障がい者の権利・理解の促進

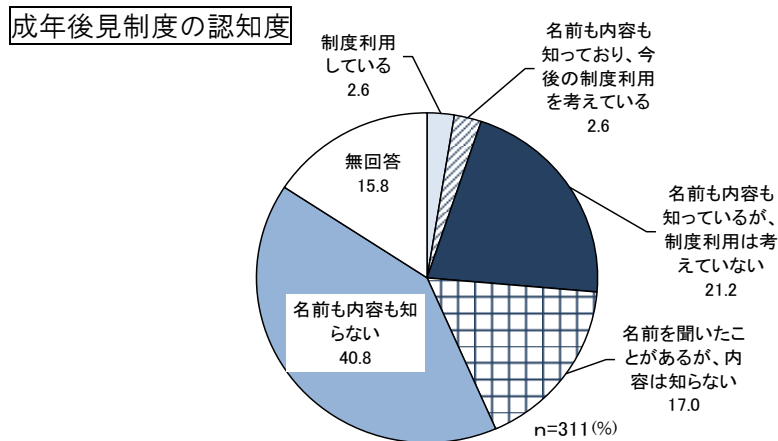
1. 権利の理解・周知の徹底

■ 現状と課題 ■

○権利擁護・成年後見制度に基づく相談支援体制の強化と周知徹底

障がい者が自立して生活していける社会を目指すためには、本人と周囲の人が障がい者の権利擁護を理解し、相互に適切な対応をしていくことが重要です。「障がい福祉のためのアンケート調査」で「成年後見制度の認知度」について、「名前も内容も知っており、今後の制度利用を考えている」と答えた人は2.6%と低く、一方で「名前も内容も知らない」と答えた人は40.8%でした。

これまで市では、利用者の権利擁護のために、相談支援事業により相談窓口を開設してきましたが、まだ周知が行き届いていないことが課題です。相談支援等の体制を強化し、さらに成年後見制度の周知も引き続き取り組む必要があります。



出典：豊後高田市「障がい福祉のためのアンケート調査」平成27年9月実施

○利用者の視点に立った援助体制の強化

市で実施している各種サービスを利用する人のなかには、自ら利用したいサービスを選択することが困難な人もいます。そのような人のために、社会福祉協議会によるあんしんサポート事業を実施して成年後見制度の利用を積極的に進めていくなど、各機関と連携をとりながら計画的に進めてきました。今後も引き続き援助体制の維持・強化を目指します。

○多世代間の交流をつうじた理解の促進

多様な社会において、よりよい人間関係の構築は、さまざまな価値観を理解し育んでいくことでうまれます。高齢者から年少者まで幅広い世代が交流する機会を設けることは、それぞれがもつ知識や経験を共有し、福祉に対する理解を深める学びにつながります。今後はこうした交流の場を設けて、福祉を学ぶ機会を充実していくことが大切です。

○福祉教育に基づく学びの機会提供

福祉教育について、これまで市では、福祉の理念・趣旨の普及・啓発のため、講座や教室の開催等を実施し、大分大学等の関係機関の協力を得ながら学べる機会の確保に取り組んできました。今後も福祉教育の一層の充実を図り、障がい者への理解の促進を図ります。

○人権を守るための啓発活動

これまで市では、毎月、市報に「人権コラム」を掲載したり、「男女共同参画週間」や「差別をなくす運動月間」および「人権週間」などに多くの市民に対し、人権意識の高揚を図っていくため、「街頭啓発」や「人権を考える講演会」などを実施し、年間をつうじた啓発活動を実施してきました。さらに、人権侵害による被害を未然に防ぐための方策や、被害にあった場合の支援体制を確立することが必要です。また、引き続き人権教育・啓発を具体的に推進していくため、「人権施策基本計画」に基づき、全庁的な連携を図り、総合的かつ計画的な取り組みにつなげていくことも大切です。

○尊重するところを育む人権教育促進

市教育委員会においては、「身近なじんけん講座」を定期的で開催しています。障がいのある人も障がいのない人も互いに尊重し合い、ともに生きる社会にしていくために、今後も人権教育の促進を図っていくことが重要です。

○障害者週間事業による理解の促進

これまで市では、国の「障害者基本計画」が定める期間の毎年12月3日～9日の一週間を「障害者週間」とし、国民誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う「共生社会」を目指して障がいにかかわる取り組みを実施してきました。今後も「障害者週間」では障がい者への理解促進のための啓発活動を実施していきます。

■ ■ ■ 施策と方向 ■ ■ ■

重点方策	方策の内容
権利擁護・成年後見制度に基づく相談支援体制の強化と周知徹底	障がい者の権利擁護のために、社会福祉協議会によるあんしんサポート事業の活用を図るとともに、相談支援体制を強化します。さらに、成年後見制度の周知も行い、その利用支援を行います。
利用者の視点に立った支援体制の強化	成年後見制度やあんしんサポート事業につながりにくいケースや、措置権の行使にいたらないために、実際の利用に結びつくことができない人がいます。また、同じような悩みをもつ本人同士が相談に乗ることが望ましいなどの場合もあります。こうしたケースには、相談をする側と受ける側がともに参画できるようにするなど、利用者の視点に立った利用支援体制づくりを進めていくことが重要です。そのために、モニタリングの適正実施を行い、サービス利用計画策定の徹底を図ります。
多世代間の交流をつうじた理解の促進	世代間のふれあいや交流をつうじて、高齢者や障がい者に関する理解の促進を図っていきます。また、多世代のもつ知識や経験の伝承と活用をさらに推し進めることが、子どもに知恵や知識を学ぶ機会となることも視野に入れ、現在の福祉教育の一層の充実を図っていきます。
福祉教育に基づく学びの機会提供	保護者や地域住民を対象に、少子高齢化社会の将来像を踏まえた「福祉」をテーマとした講座や教室を開催することで、福祉の理念や趣旨の啓発に努めていきます。 今後も「身近なじんけん」を取り上げ、講座などを実施していくなかで、意識の啓発・普及を図っていきます。
人権を守るための啓発活動	年間をとおして「人権週間」などをはじめとする啓発活動の実施をすることで、市民の人権意識の高揚を図っていきます。また、人権侵害による被害の予防と救済制度の確立を目指していきます。
尊重するところを育む人権教育促進	新たな人権教育や啓発の推進に関する基本計画に基づき、住民一人ひとりが人権を正しく理解し、人権が尊重されるまちづくりを推進します。
障害者週間事業による理解の促進	「障害者週間」事業などをつうじて、障がい者に対する市民の理解・意識の啓発に努めます。

2. 虐待・差別の防止

■ ■ ■ 現状と課題 ■ ■ ■

○虐待防止のための対応

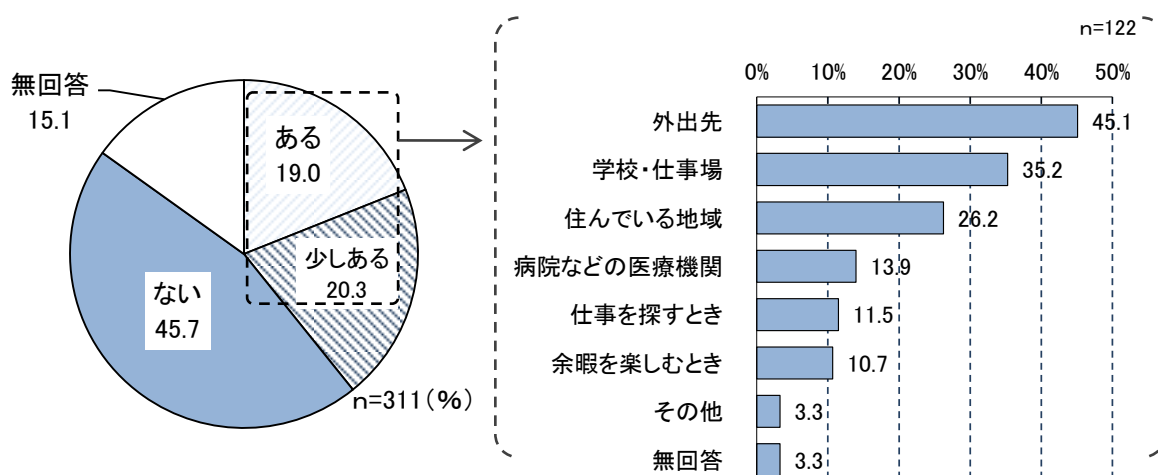
市では、これまで市が直営する「虐待防止センター」を設置し、虐待被害者の立場に寄り添った相談支援を行うとともに、地域住民に対しては啓発活動を実施してきました。今後も市民の生命と安全を守るために、周知・啓発活動に取り組む必要があります。

○差別解消のための支援体制づくり

「障がい福祉に関するアンケート調査」で「障がいや病気によって差別や嫌な思いをした経験の有無」で「経験がある」「少しある」と答えた人は39.3%で、そのうち「差別や嫌な思いをした場所」で最も多かった回答は「外出先」で45.1%、つぎに多かった回答は「学校・仕事場」で35.2%でした。

平成28年4月から施行される「障害者差別解消法」に基づいて、市としても障がい者を取り巻くあらゆる社会的障壁を取り除き、そのために必要な合理的配慮を率先して提供していくために、より適切な対応への準備を進めています。今後も「障害者差別解消法」の周知徹底に努め、地域、職場、学校への普及と理解の促進を図ることが重要です。

障がいや病気によって差別や嫌な思いをした経験の有無・差別や嫌な思いをした場所（複数回答）



出典：豊後高田市「障がい福祉のためのアンケート調査」平成27年9月実施

■ ■ ■ 施策と方向 ■ ■ ■

重点方策	方策の内容
虐待防止のための対応	虐待や介護放棄等によりサービス利用契約が難しい場合には、それぞれの法に基づいて措置権を効果的に行使する等、市民の生命と安全を守ります。
	虐待や介護放棄等に関しては、通報制度の周知と市民・施設従事者への啓発を行い、通報があった場合の早期対応の徹底を図ります。
差別解消のための支援体制づくり	障がいのある人も障がいのない人もすべての人が合理的配慮に基づき、社会的差別の障壁に隔たれない社会づくり、まちづくり、ひとづくりを目指します。地域の住民が積極的に社会活動に参加できるための支援体制づくりに努めます。

第 2 節 地域生活支援の充実

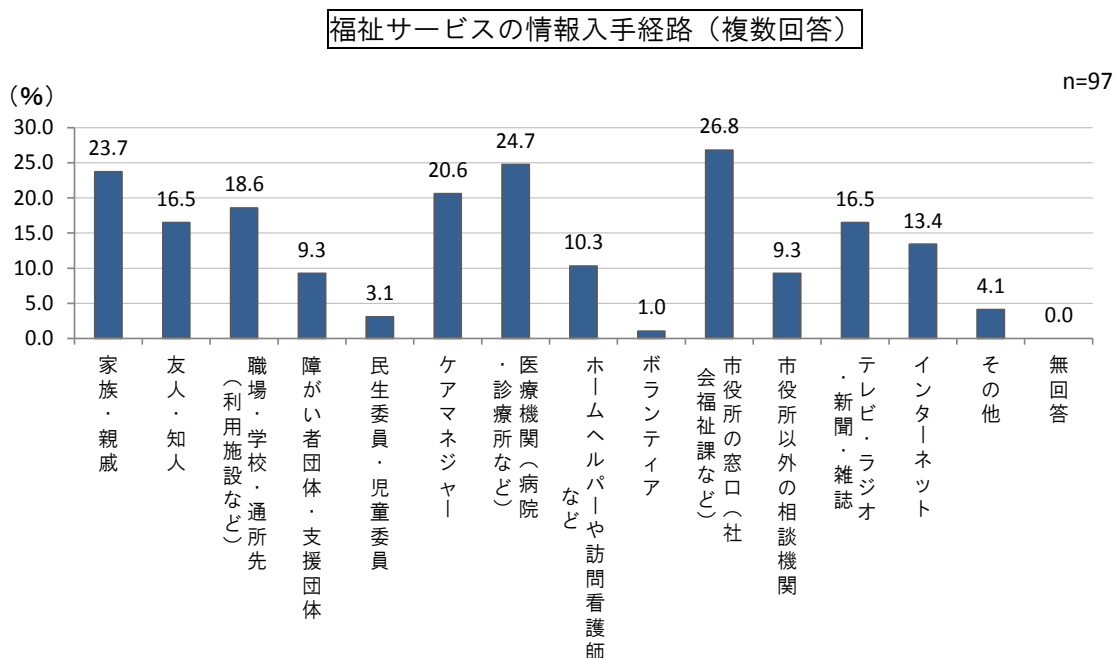
1. 相談・福祉サービスの向上

■ 現状と課題 ■

○福祉情報の提供体制の充実

「障がい福祉に関するアンケート調査」で「福祉サービスの情報入手経路」の質問に「入手している」と答えた人のうち、「情報の入手経路」について、「市役所の窓口（社会福祉課など）」と答えた人は 26.8% と最も多く、福祉サービスに関する情報の多くが、市の媒体を利用して入手されていることがわかります。

市のホームページは、平成 26 年度までに福祉サービス等に関する情報を充実させましたが、決して十分な状態ではなく、ボランティアや NPO 等の団体の活動状況についての情報を掲載するまでにはいたっていません。今後は、障がい特性に応じたわかりやすい情報提供と、障がい者と障がい者を支援する人にとって有益な情報の提供を進めて行く必要があります。



出典：豊後高田市「障がい福祉のためのアンケート調査」平成 27 年 9 月実施

○利用者に応じた情報の発信と周知

現在、市のホームページや市報のほか、おでかけ情報などにも提供している、相談支援事業所による定例相談会等の情報や障がい福祉にかかわる情報について、発信・周知の拡大を図っています。しかし今後は、障がい者以外の人にも関心をもってもらうためのホームページの内容や、市報等の情報提供媒体をより充実させることが大切です。本人はもちろん、地域住民にむけた啓発も強化していきながら多岐にわたる複合的な情報を発信していく体制づくりが求められています。

○総合的な相談支援体制の整備・強化

現在、委託相談支援事業所は市内にぶんご高田障がい者相談支援センターとみづほ障がい者相談支援センターの 2 カ所を設置しています。委託相談支援事業所では、障がいの種別にかかわらず、個人の状況・状態を把握し、利用者にとってより適切な対応を提案するための専門的な相談に対応できる体制づくりを強化しています。今後もより充実した相談支援体制づくりに努め、利用者に寄り添った支援を実施していくことが重要と考えます。

○さまざまなニーズに応じた地域生活支援事業の実現

地域生活支援事業として、その他のサービスでは補いきれない部分をカバーしています。必須事業のほか、任意事業についても7事業を展開し、地域での生活支援につながられています。今後は、地域ニーズに応じたサービスを計画的に実施する必要があります。

○居宅介護・重度訪問介護・行動援護の充実

居宅介護や重度訪問介護、行動援護について、現在、共同生活の場における支援（共同生活支援）などの多様な利用形態を確保するため、他法による給付（介護保険等）と連携して実施しています。生活実態に応じた必要な支給量が確保されるよう調整等の取り組みを行い、今後も充実を図ります。

○施設の在宅サービス拠点化

現在、各種在宅サービスを提供する市内の在宅支援の拠点は、社会福祉協議会を含めた3カ所を確保しています。今後、ニーズに合わせて拠点の増加や見直しを検討していく必要があります。

○補装具・日常生活用具の有効活用

補装具・日常生活用具の有効活用として、ニーズに応じた適正な基準をもとに、必要な器具などの給付決定を速やかに行っています。今後も、必要とされる器具などを適宜対象に追加するなどの対応が求められます。

○経済的な自立のための支援の充実

各種手当制度等や自立支援医療の周知について、市ホームページを中心に広報活動を実施しています。今後、社会情勢や民間企業の状況を視野に入れた先行的な処置を検討していくことが求められます。

○ボランティアの育成・支援

現在、市では、社会福祉協議会をつうじてボランティアの育成等についての支援を行っています。また、手話奉仕員や点訳奉仕員の育成を進めていますが、NPO等のボランティア団体の自立や活動への継続的支援の体制を整えていくことが今後の課題です。

○住宅の改善費助成

県の制度の活用のほか、他の制度との調整も図りながら、重度障がい者等の住宅改造助成事業を実施しています。今後も継続して住宅改造費助成の情報提供や、適切な住宅改修ができるよう迅速な対応を目指します。

○家族等に寄り添う支援

短期入所のほか、児童の場合は日中一時支援事業なども活用しながら、家族の負担軽減を図っています。一方で、障がいのある子どもをもつ親の将来の不安として、介助をしている自分に万が一のことがあったらという「親亡き後」の障がい者の居場所や支援体制、経済的自立の問題があります。

保護者に対して、介護サービス計画（ケアプラン）や成年後見制度等の各種サービスや制度についての適切な相談支援が必要です。

○重症心身障がい者対応短期入所の確保

現在、重症心身障がい者の介助者が一時的に支援困難になった場合にも対応できるよう、入所施設においても短期入所枠を確保できる体制を整備しています。

重点方策	方策の内容
福祉情報の提供体制の充実	市報や市のホームページで、障がい特性に応じたわかりやすい福祉情報を提供するとともにボランティア、NPO の活動に関するタイムリーで有益な情報も積極的に提供していきます。
利用者に応じた情報の発信と周知	福祉保健医療情報ネットワークシステム、大分県社会福祉介護研修センター・おおいた子育てほっと・次世代育成支援のホームページ、おおいた NPO 情報バンク等への広報を行い、周知を図ります。また、市のホームページや市報をとおして、本人への情報提供はもちろん、市民にむけた啓発活動も強化していきます。
総合的な相談支援体制の整備・強化	教育、医療、保健、福祉、労働等が一体となり、乳幼児期から学校卒業後にわたる一貫した相談支援体制の整備に努めます。
	心配ごとや悩みごとがあれば、誰でも、どんな問題でも気軽に相談できる相談支援専門員のいる総合的な相談窓口の設置を目指します。 特に、委託相談支援事業所の必要数を確保し、相談支援体制強化と職員・スタッフの能力向上を図ります。
さまざまなニーズに応じた地域生活支援事業の実現	訪問系サービス・施設サービスでは行き届かない部分を地域生活支援事業においてカバーし、利用者の立場に立ったサービスを提供していきます。 さらに、まだ実施できていないサービス事業の実現を図っていきます。
居宅介護・重度訪問介護・行動援護の充実	支援の必要性に基づき障がい種別を問わず支給量を確保するとともに、共同生活の場における支援（共同生活支援）等の多様な利用形態を確保していきます。
施設の在宅サービス拠点化	施設を地域の重要な資源として位置づけ、各種在宅サービスを提供する在宅支援の拠点として、今後も施設の活用促進を図ります。
補装具・日常生活用具の有効活用	利用促進を図るとともに、状態に応じた器具等の導入を行います。また、器具等の導入にあたっては、適正かつ速やかな給付決定を行います
経済的な自立のための支援の充実	各種手当制度などの周知を図るとともに、一般就労と工賃向上を一体的に推進し、雇用を促進させることで経済的自立を支援していきます。
	65 歳以上の国民健康保険特定疾病療養受療証を合わせもつ更生医療受給者を、後期高齢者医療保険へ移行するよう案内し、保険料の低減につなげます。 また、障がい年金受給への積極的な結びつけを推進します。
ボランティアの育成・支援	ボランティア活動に対する理解と関心を促し、積極的な参加を呼びかけ、地域ぐるみの体制づくりを推進します。
	手話サークル「ともだち」、点字サークル「カンナ」などへの活動支援を継続します。 ボランティア活動の役割を明確化し、自立可能な組織化への支援を行います。
住宅の改造費助成	自立支援の観点に立った住宅の適切な改修を促進するため、住宅の改造費用に対して、その一部を助成します。 金額や公募の方法、申請のタイミング等は今後見直しを行います。
家族等に寄り添う支援	短期入所の柔軟な対応や、支給決定等の支援実施により、家族や身近な人等が一時的に介助から離れ、精神的・肉体的な休息が得られる機会の提供を図ります。
	家族や身近な人等の介助者の精神的疲労や悩みに対する相談支援体制の充実とともに、本人や家族の団体に対する活動支援、情報提供体制等も充実させていきます。
重症心身障がい者対応短期入所の確保	重症心身障がい者の介助が一時的に困難になった場合の障がい者の短期入所機能の確保を促進していきます。

2. 施設・医療体制の整備

■ ■ ■ 現状と課題 ■ ■ ■

○施設の環境改善・重度対応にむけた機能強化の支援

市内の指定障がい者支援施設「コスモス」は、平成 21 年に新築移転し、環境整備が図られました。今後、その他の施設においても利用者の状態や必要なサービスに沿った整備を図っていきます。

○事業所および施設のサービス向上

事業所および施設のサービス従事者に対する指導については、県の施設監査に加えて、社会福祉課が社会福祉法人所管庁として指導監査に入り、運営体制や研修受講などについて定期的に確認作業を行うことで、サービスの向上を図っています。しかし、虐待防止に対する意識の向上や人材の確保、モニタリングの適正実施についての課題はあります。

○通所施設を有効活用するための方針の見直し

施設の効果的な活用のために、稼働率と機能性の各種見直しを図り、市内にある事業所 4 施設のうち 3 施設については多機能化を実施しました。今後も、すべての事業所の有効活用化を常に検討することが肝要です。

○難病患者のための支援

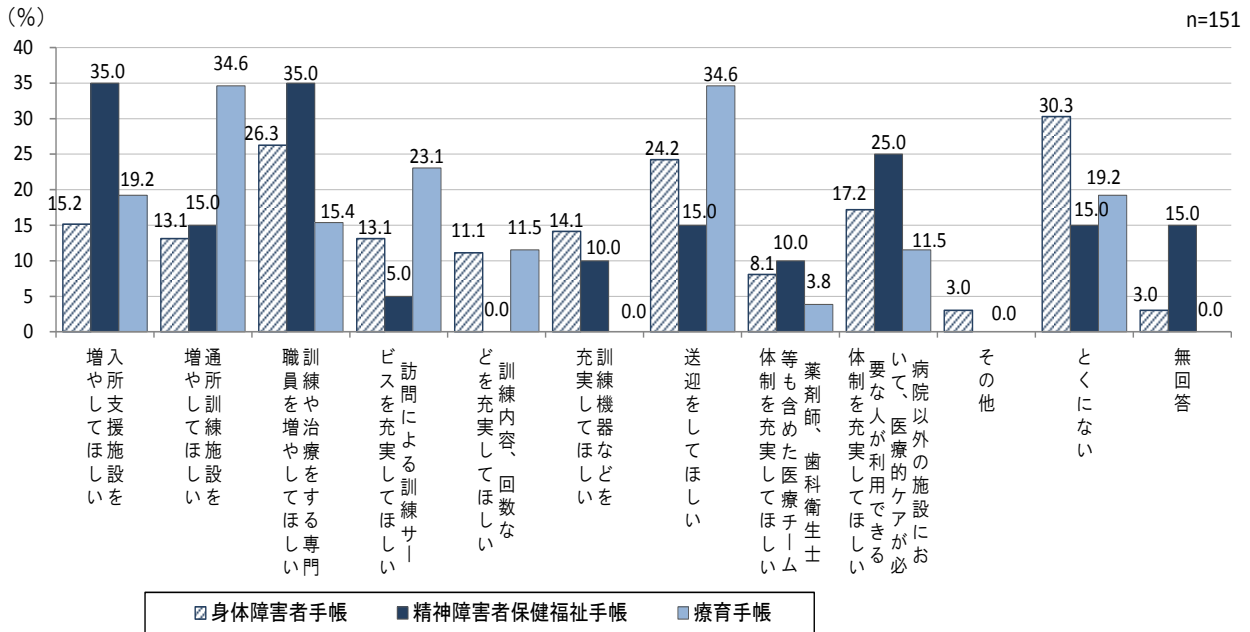
平成 25 年 4 月に施行された「障害者総合支援法」で、新たに指定難病患者も障がい福祉サービスの対象に加えられました。さらに、平成 27 年 7 月には対象疾患数についても障がい福祉サービス受給対象 339 疾病、医療費助成受給対象 306 疾病となり、多くの難病患者がサービスや医療費助成を受けられるようになりました。今後、市では指定難病疾患への各種サービスについての周知をしていきます。

○医療機関と社会福祉施設との連携による複合的な支援体制の充実

「障がい福祉に関するアンケート調査」で「施設や病院での訓練や治療の利用」で利用していると答えた人のうち、「施設や病院での訓練や治療で希望すること」で「訓練や治療をする専門職員を増やしてほしい」と「送迎をしてほしい」が 23.8%と回答した人が最も多く、医療機関に求める希望と医療機関だけでは実現できない希望があることがわかります。

これまで市では、医療機関と社会福祉施設の連携強化を図ってきました。今後も継続して連携体制を維持していくとともに、相互のサービスが利用者に対して充実した状態を目指します。

訓練や治療で希望すること（複数回答）



出典：豊後高田市「障がい福祉のためのアンケート調査」平成 27 年 9 月実施

○総合的な相談支援体制の整備・強化

現在、市内に 2 カ所の指定相談支援事業所を設置し、定例相談日を設けるなど、今後も本人およびその家族等に対して、障がいや障がいを取り巻くさまざまな困難な状況等への相談支援体制を構築していくことが望まれます。

○障がいの原因となる疾病等の予防・早期発見

市では、これまで障がいの原因となる疾病等の予防、早期発見を目的とした各種取り組みを実施してきました。具体的には「乳幼児健診時における保健師の問診や医師の診察」「療育相談」「保育コーディネーターの育成」「保育所等の訪問支援のほか福祉サービスの給付」等を実施していますが、今後は「療育相談支援体制の強化・一元化」や「障がい児通所施設の市内開設」など早期発見後の対応について検討を進めていく必要があります。

○重度障がい児への医療的ケア体制の充実

医療的ケアを要する障がい児（者）やその家族に対する支援として、療育相談などの体制整備を行ってきました。今後も整備強化のために専門機関との連携強化を図ることも重要です。

■ ■ ■ 施策と方向 ■ ■ ■

重点方策	方策の内容
施設の環境改善・重度対応にむけた機能強化の支援	入所施設の生活環境の改善を図るとともに、重度者に対する短期間（概ね3ヵ月～1年以内）の集中的な入所施設支援を行う場合の体制を、積極的に支援します。
事業所および施設のサービス向上	社会福祉法人・社会福祉施設等に対して、最低基準の遵守と適正な運営にむけた指導等を充実させるとともに、サービスの直接の担い手となる従事者の交流と技能・知識の向上を目指して、サービス従事者研修等を充実していきます。
	事業所およびサービスに対しての、第三者評価制度の導入を進めます。
通所施設を有効活用するための方針の見直し	通所施設については、施設の効果的な活用のために、稼働率を考慮した通所利用人員への柔軟な対応を図るとともに、施設の多機能化・複合機能化についての検討をさらに進めます。
難病患者のための支援	難病対策の医療費助成制度対象疾患数の増加にともなう障がい福祉サービス等の利用情報の周知を図ります。
医療機関と社会福祉施設との連携による複合的な支援体制の充実	医療機関・社会福祉施設との連携強化を図ることで、医療的ケアが必要な障がい者に対するサービス拠点の複合的な支援体制の整備を充実させていきます。
	高齢者福祉施設等の機能を相互利用することで、高齢障がい者を含む幅広い年齢層の支援を充実していきます。
総合的な相談支援体制の整備・強化	常時医療のニーズが高い、または、強度の行動障がいがある極めて重度の障がい者について、そのニーズに応じ、複数のサービスを包括的に提供できる体制の構築を引き続き目指します。
障がいの原因となる疾病等の予防・早期発見	障がいの原因となる疾病等の予防、早期発見のために、妊産婦、乳幼児を対象とした健康診査、訪問指導などの母子保健施策を充実します。
	5歳児健診の徹底とフォロー体制の整備を進めます。
	発達障がいの早期発見のため、保育所等の施設へ巡回する専門員の配置を進めます。
重度障がい児への医療的ケア体制の充実	重度化・重複化が進むなか、医療的ケアが常時必要な障がい児に対しては特別支援学校等における医療的ケア体制の充実を働きかけます。専門家チームによる相談会等の実施も行います。

3. 地域生活移行のための支援・交流の促進

■ ■ ■ 現状と課題 ■ ■ ■

○障がい者ケアマネジメント体制の充実

サービス利用計画策定の徹底とモニタリングの適正実施を行い、市独自の「障がい者ケアマネジメント体制」の充実を図っていく必要があります。

○各種関係機関との連携強化による相談支援体制の整備

これまでの総合的な地域自立支援協議会に加え、平成 27 年度には「地域生活支援部会」「就労支援部会」「こども部会」の 3 つの専門部会を立ち上げて、相互の連携強化を図っています。今後は、地域自立支援協議会および専門部会を中心に、困難事例等の支援を検討するなかで、各種関係機関との連携をさらに強化していくことが求められます。

○地域生活移行のためにできる支援

地域生活移行を支援するために、これまで市では、地域自立支援協議会および専門部会（地域生活支援部会）における協議をはじめ、保健所が所管する北部圏域精神障がい者地域移行支援推進会議や豊後高田地域精神障がい者地域移行支援実務者会議にも積極的に参画し、それぞれ関係機関との連携強化により、地域移行の実績につながっています。実績向上のためにも、引き続き支援が望まれます。

○地域における発達支援体制の構築

発達障がいに対する支援については、障がい福祉・教育・母子保健の分野において、早期発見・早期療育につながる取り組みを実施し、地域自立支援協議会および専門部会等により、相互の連携を図って進めてきました。今後ますますの連携強化と支援内容の充実を図っていきます。

○グループホーム等の充実

市内のグループホームの定員数と入所希望者の人数が必ずしも一致しておらず、地域移行を進めるなかでグループホームの需要は膨らんでいます。今後も継続してグループホーム入所希望者の受け入れを実施し、地域移行を促進していきます。

○通所・作業所利用者の自己実現のための環境づくり

これまで市では、身近な地域での日中活動の場の確保のため、事業所の新規指定に取り組んできました。しかし、障がい児通所施設の新たな開所や工賃向上の促進といった、中・長期的な計画の推進が今後の課題です。

■ ■ ■ 施策と方向 ■ ■ ■

重点方策	方策の内容
障がい者ケアマネジメント体制の充実	相談支援の公平性・客観性を確保し、効果的な福祉サービス利用を図るためのケアマネジメント体制の確立を目指します。
	サービス等利用計画策定の徹底を図り、事業所やボランティアとの連携をとりながら、モニタリングの適正な実施を行っていきます。
各種関係機関との連携強化による相談支援体制の整備	地域自立支援協議会および専門部会を中心に、今後も困難事例等の相談支援を検討していきます。また、相談支援に携わる各機関等との連携強化を図り、総合的な相談支援体制づくりを目指します。

重点方策	方策の内容
地域生活移行のためにできる支援	<p>地域生活への移行にむけた、家族、関係者、市民の理解を促進します。 その一環として、成年後見制度の普及啓発・利用支援により利用の促進を図ります。さらに、親亡き後を見据えての個別支援策の構築を進めます。</p>
	<p>これまでの居宅サービス基盤その他の事情により、施設入所（院）となった障がい者や、地域生活への移行が可能となった障がい者の施設退所（院）を引き続き支援します。</p>
	<p>施設における社会適応訓練、生活訓練等の支援の充実とともに、生活の場であるグループホームに必要な支援体制を整えていきます。また、中間就労の場として、就労継続支援A型事業所の整備を図ります。</p>
地域における発達支援体制の構築	<p>通所施設や就労系事業所、居宅介護等事業所の日常的な生活の場において、発達支援の観点での支援が行われるようネットワーク化を図っていきます。</p>
グループホーム等の充実	<p>住み慣れた地域のなかで生活を継続することができるよう、空き家等を活用したグループホーム等への整備も検討します。 なお、グループホームにおける支援体制については、個々の支援の必要に応じたホームヘルプサービスやガイドヘルプサービス等との併用により、日常生活の支援を行うほか、余暇活動・結婚・就労等の生活全般に対する支援のあり方について検討していきます。</p>
日中活動系サービス利用者の自己実現のための環境づくり	<p>就労継続支援A型事業所など必要とされる日中活動系サービス事業所を計画的に整備し、利用者にとって身近な地域での日中活動の場を確保することで、利用者の自己実現を支援していきます。</p>

第3節 保育・療育・教育体制の整備

1. 保育・療育・教育の充実

■ ■ ■ 現状と課題 ■ ■ ■

○就学指導の充実

現在、障がいのある幼児・児童・生徒の教育的ニーズに応じた学びの場が提供できるよう、就学支援の充実を図っています。「就学相談」や「専門家による巡回相談」等を行い、障がいの状態、本人・保護者の意向、就学先の教育環境、専門家の意見等から総合的に判断し、本人にとってより適切な就学先の提案等を行ってきました。

今後さらに、関係諸機関との連携を強化し、早期からの就学支援、継続した就学支援を実施していくことが求められます。

○切れ目のない相談支援体制の充実

「障がい福祉のためのアンケート調査（平成27年9月実施）」では、「通学先に望むこと」があると回答した人は81.3%で、そのうち具体的に望むこととして、「個別的な支援の充実」が61.5%と最も多く、続いて「能力や障がいの状況にあった支援」が53.8%でした。

市では、現在「相談支援事業」「巡回支援専門員整備事業」等、相談支援体制の整備に取り組んでいます。子どもの成長にともなう教育環境の移行に沿った、本人と保護者への負担の軽減を相談支援や各機関との連携体制の強化により、今後ますます実施していくことを目指します。

○特別支援教育の体制強化

各学校では、障がいのある児童・生徒のニーズに応じて、特別支援学級、通級指導教室での指導支援、特別支援教育支援員による生活面、学習活動面でのサポート等を行っています。また、特別支援教育コーディネーターを核とした校内支援委員会を設置し「個別の教育支援計画」「個別の指導計画」に基づいた支援・指導を行うとともに、関係諸機関との連携を図ってきました。

今後、さらに校内支援体制を強化するとともに、「障害者差別解消法」の方針に沿った、教育の場における合理的配慮の提供を検討・実施していくことが必要です。

○教育環境のますますの充実

障がいのある児童・生徒への教育内容が、個別のニーズに応じた充実したものとなるよう「特別支援教育免許状取得推進」「発達障がい等に関する理解と対応にかかわる研修」等、教職員の指導技術向上を図ってきました。

今後もさらに専門性を高め、ユニバーサルデザインを取り入れた授業や教室環境づくりによる環境の充実を図っていくとともに、進学等学びの場の移行時に「連携シート」等を活用した指導支援の確実な引き継ぎを実施することが求められます。

○進路指導の充実

これまで、適切な進路指導の充実にむけ「専門家チーム相談会」「各校の校内支援委員会」等を設置し、教育・福祉・雇用分野の連携を図ってきました。

今後も本人の意向や能力、障がいの状況等を踏まえた進路選択を実現するために関係分野の連携を密にし、「早期からの本人、保護者への情報提供」、「発達支援ファイルや連携シート等による支援状況の確実な引き継ぎ」等を実施するとともに、「保護者の心理的負担軽減」への体制を整えていく必要があります。

■ ■ ■ 施策と方向 ■ ■ ■

重点方策	方策の内容
就学指導の充実	教育・福祉・医療などとの連携を密にし、本人および保護者の意向、障がいの状況等を踏まえ、就学時に適切な教育の場が提供できるよう、就学指導の充実を促進します。
切れ目のない相談支援体制の充実	教育・福祉・医療・保健・労働等が一体となって、乳幼児期から学校卒業後にわたるまでの一貫した切れ目のない相談支援体制の整備に努めます。
特別支援教育の体制強化	特別支援学校、盲学校、聾学校が専門的な知識や技能を活かし、小・中学校への支援を行うなど、地域の特別支援教育の「センター的機能」を強化するよう今後も働きかけていきます。
	保護者もしくは教員などからの相談に対し、専門的な対応を図るため、教育相談センターと学校・家庭との連携を密に図っていきます。
教育環境のますますの充実	障がいのある児童・生徒が、将来において自立していくために、一人ひとりの状況に応じた特別支援教育の推進を図ります。さらに、相互理解のための福祉教育の推進など、教育の内容の充実に努めていきます。
進路指導の充実	教育・福祉・雇用分野の連携を密にし、本人の意向や能力、障がいの状況等を踏まえ、学校卒業後の適切な進路が選択できるよう進路指導をさらに充実させていきます。

2. 居場所づくり・相談支援の充実

■ ■ ■ 現状と課題 ■ ■ ■

○放課後等デイサービスの充実

放課後等デイサービス施設は、児童・生徒の学校と家庭以外での居場所として重要な施設です。市内の利用者は現在主に宇佐市の「放課後等デイサービスどんぐり2」を利用しています。今後、本人、保護者に対するケアとして、住み慣れた地域で負担を軽減することを目的とした、市内の放課後等デイサービス施設の設置を目指します。

○短期入所サービスの充実

短期入所の活用と併用して、児童の場合は日中一時支援事業なども利用しながら、家庭の介助における負担軽減を実施しています。また、障がいの程度に合わせた適切な対応が行えるよう、さらなる支援体制を整えていく必要があります。

○保育所入所の確保

障がいのある子どもの円滑な保育所入所を促進していくために、障がい児保育事業の拡充や保育コーディネーターの配置、研修機会の充実等により、サービスの質の向上を目指します。

○地域で教育を受けられるための環境確保

放幼・小・中学校における、障がい児の受け入れが可能となる施設設備の改善に努めたほか、必要に応じて特別支援教育支援員等の配置を行い、障がいのある子どもに地域で教育を受けられる環境の整備を行ってきました。今後は、園や学校内での環境整備を図るために、「教育環境のますますの充実」等を課題としてさらなる環境確保・整備が望まれます。

○子どもの居場所環境の充実

障がいのある子どもたちにさまざまな体験活動の場や機会が提供できるよう、放課後や週末に学校の校庭や教室等に安全で安心して活動できる子どもの居場所（活動拠点）の確保を目的に、「学びの21世紀塾特別支援教育講座まなびのひろば（第1・第3土曜日）の開催」、「保育所や放課後児童クラブへの体制支援（障がい児受入加算）」のほか、相談支援事業所による「フリースペースの開催」等を支援してきました。今後は、ライフステージに応じた切れ目のない縦の連携と、保健・福祉・教育・就労支援等による横の連携によって、より重層的な支援体制の構築が求められます。

○各関係機関との連携体制の推進

地域自立支援協議会において3つの専門部会を設置するにいたりました。今後は専門部会の開催を定例化するとともに、具体的な困難事例の検討などを行い、各関係機関との連携をより強化することが必要です。

■ 施策と方向 ■

重点方策	方策の内容
放課後等デイサービスの充実	身近な場所、特に市内での放課後等デイサービス利用が可能となるよう、児童通所サービス事業の実施を推進していきます。
短期入所サービスの充実	身近な場所での利用が可能となるよう、相互利用を含めた充実を図ります。障がい児については短期入所サービスだけでなく、日中一時支援事業により家族の介助負担の軽減を図ります。
	重症心身障がい児が利用可能な短期入所体制を確保していきます。
保育所入所の確保	子どもの円滑な保育所入所に努めるとともに、特別な支援を必要とする保育の充実をさらに進めます。
地域で教育を受けられるための環境確保	保幼・小・中学校については、受け入れが可能となるよう施設設備の改善に努めるほか、必要に応じて特別支援教育支援員等の配置に努めるなど、住み慣れた地域で教育を受けることができる環境の確保に引き続き努めていきます。
子どもの居場所環境の充実	子どもが安心していきいきと遊べ、健やかな成長を支えていくための居場所として、土日や長期休暇・放課後に利用できる市内事業所の確保を進めます。なお、これらの確保にあたっては、障がいの種別や有無を問わず、可能な限り利用ができるよう配慮します。また、障がいのある子どもの親の会へ支援を行うとともに、保護者への就労支援、相談支援も行っていきます。
各関係機関との連携体制の推進	民生委員・児童委員や地域包括支援センター等の関係者・機関との連携により、病気や事故等の対応を含む重層的な見守り・発見・相談・支援のネットワークづくりを推進します。

第4節 雇用促進と就労環境の向上

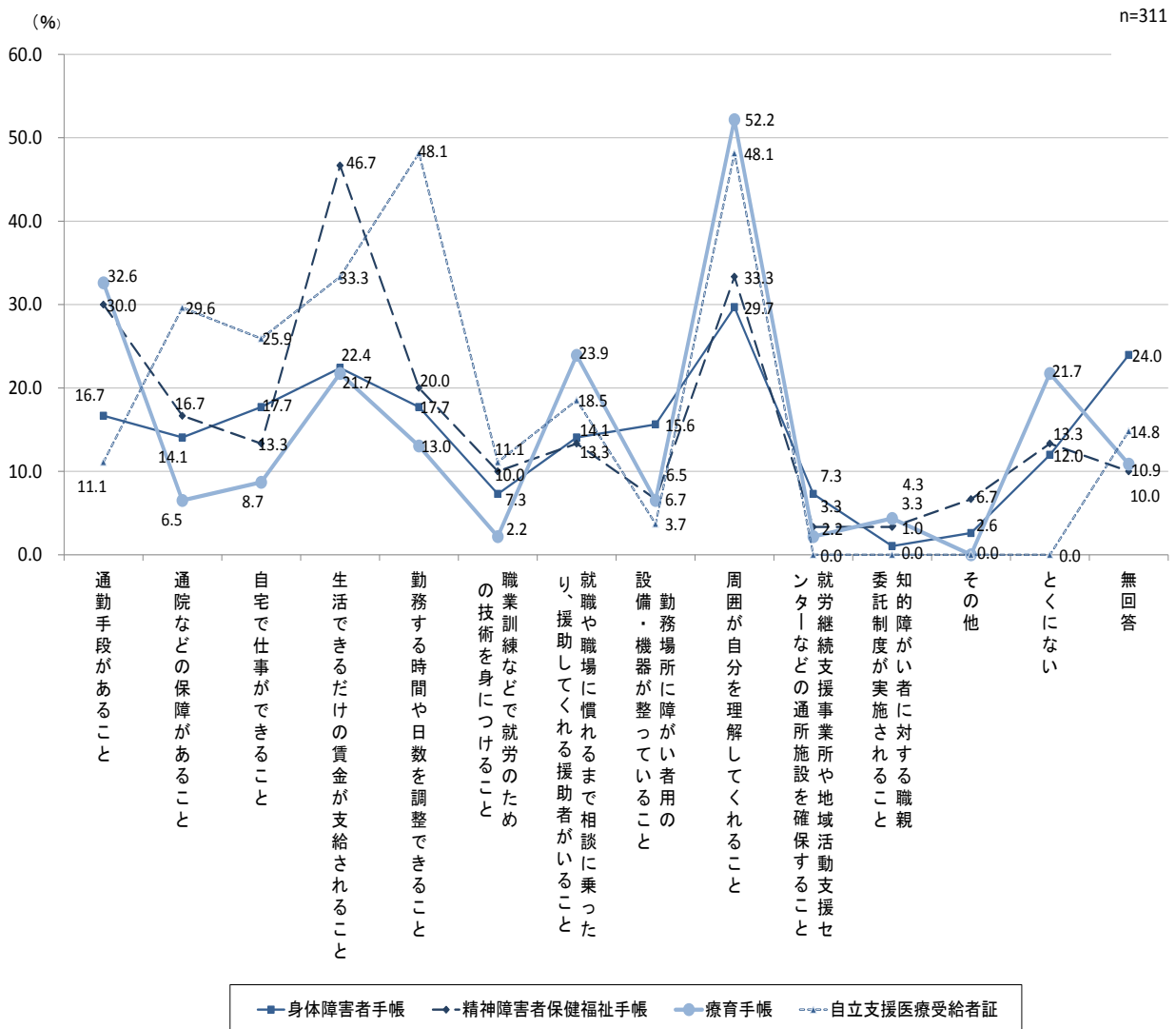
1. 就労支援の充実

■ 現状と課題 ■

○職場環境向上のためのサポート支援体制の充実

「障がい福祉のためのアンケート調査」では、「障がいや心の病の人に必要な職場環境」で全体では「周囲が自分を理解してくれること」が35.0%と最も多く、また、「就職や職場に慣れるまで相談に乗ったり、援助してくれる援助者がいること」が16.1%と6番目に多く、就業に関する悩みや周囲の理解を求める人が多い現状があります。就労環境に関する相談支援体制の充実を図り、職場での課題解決をサポートしていく必要があります。一方で、個別にみると、精神障害者手帳所持者は「生活でできるだけの賃金が支給されること」が最も多い希望でした。

障がいや心の病の人に必要な職場環境（複数回答）



出典：豊後高田市「障がい福祉のためのアンケート調査」平成27年9月実施

また「障がい福祉のためのアンケート調査」で「通所サービスの利用の有無」で「利用している」と答えた人のうち、「通所サービスへの希望」で最も多い回答は「職場に結びつく技術などを身につけられること」が31.9%で、つぎに多い回答は「自分の身の回りのことができるように訓練が受けられること」と「自立した生活のための（十分な）工賃が得られること」で30.6%でした。就業や自立した生活を送るための技術の修得を希望する人が多く、それに合わせた訓練や研修の実施が求められます。そのための情報提供を事業者等に継続して行うとともに、適正に応じた職場の開拓、就職後の職場への定着のために必要な相談などの支援についても実施を目指します。

○就労系サービス事業所への情報提供と事業所間の交流促進

市では、これまで新たな取り組みとして、買い物支援など事業拡大に努めてきましたが、今後は事業所間の交流のさらなる促進や就労系事業所などへの情報提供の強化に努めていくことが望まれます。

○本市における障がい者雇用の促進

本市における市職員の障がい者雇用率は平成27年度で3.58%と、法定雇用率を大きく上回っていますが、今後もさらなる雇用促進に努める必要があります。

○雇用機会の拡大にむけた情報提供の充実

現状の雇用機会の拡大についての対応は、ハローワーク等との連携による各種助成金制度等の周知ですが、今後、さらに強化していくことが重要です。

■ ■ ■ 施策と方向 ■ ■ ■

重点方策	方策の内容
職場環境向上のためのサポート支援体制の充実	就労移行支援事業の有効化を図るため、市内事業者に対して積極的な情報提供を行っていきます。就労移行支援事業所とは相互に理解と協力を求めながら障がい者の職場実習の拡充に努めます。
	就労者の職場での困難や事業所との関係向上を図り、より充実した職場環境を整備するために相談支援等を行います。
就労系サービス事業所への情報提供と事業所間の交流促進	新たな事業分野または、訓練技法等の取得を目指す就労系サービス利用者に対する情報提供の充実を図ります。
	事業所間の交流・研修機会の提供を行います。
	就労系サービス事業所が新たな事業分野への転換を図る場合や、機械設備の近代化整備等、向上・改善への取り組みについては、評価する仕組みを検討していきます。
	企業にむけた、障がい者雇用に関する情報提供や相談支援をさらに積極的に取り組んでいきます。
本市における障がい者雇用の促進	本市の職員雇用における障がい者雇用を引き続き充実していきます。
雇用機会の拡大にむけた情報提供の充実	各種助成金制度等の周知を強化し、障がい者雇用にむけた企業の理解を深めていくことに一層努めていきます。
	「ジョブコーチ」や「職親制度」の周知を図るとともに、精神障がい者の雇用に関する啓発活動を継続して推進していきます。

2. 連携強化の促進

■ ■ ■ 現状と課題 ■ ■ ■

○就労系事業所の今後の見直しと適切な環境整備

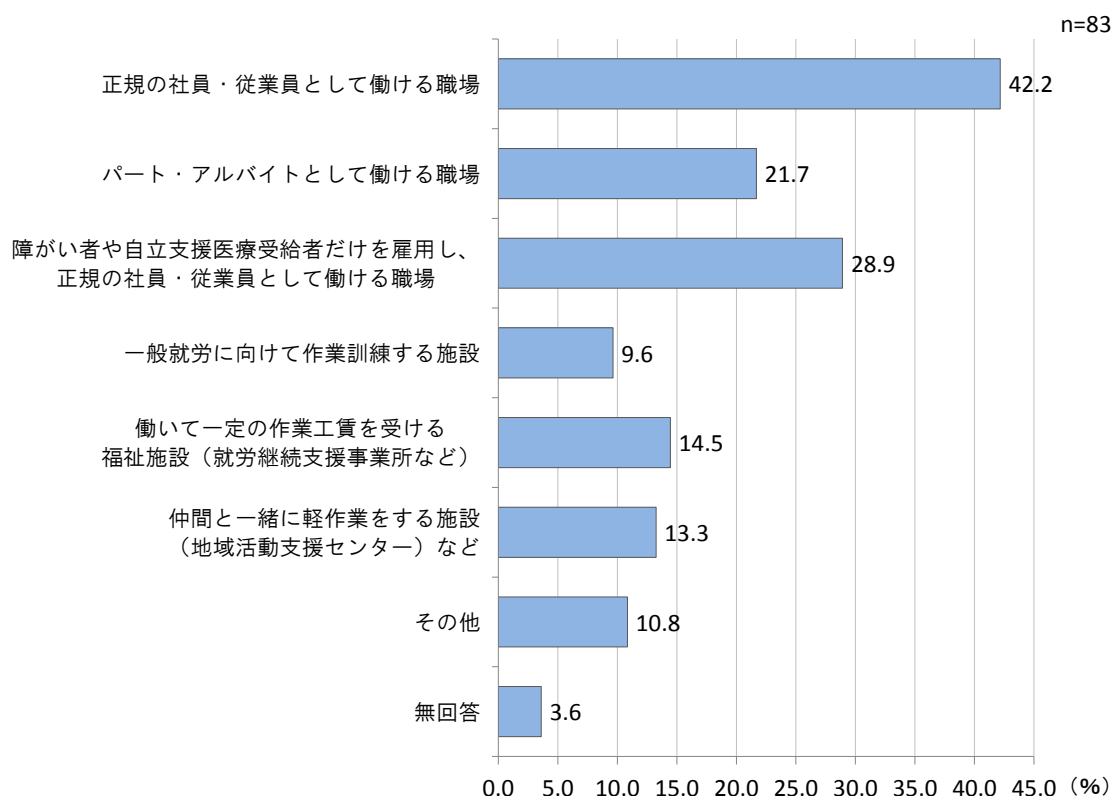
授産施設・福祉作業所等は、障害者総合支援法により、就労支援のための施設として「B型事業所」（平成27年度現在市内5事業所）、「就労移行支援事業所」（平成27年度現在市内2事業所）に移行し、就労希望者に、就労機会の提供および生産活動の機会の提供、その他就労に必要な知識および能力向上のための必要な訓練と支援を継続して行っています。しかし、今後は、市内への「A型事業所」の確保を図るとともに、就労系事業所の支援充実はもとより工賃の向上につながるよう、民間企業等からも受注を受けやすい物品や役務の開拓といった受注能力の向上の促進を進めていく必要があります。

○企業での継続雇用のための体制づくりの充実

「障がい福祉のためのアンケート調査」の、「働く場への希望の有無」では希望があると回答した人のうち、具体的に希望していることは、「正規の社員・従業員として働ける職場」が42.2%と最も多く、多くの就労者が正規社員を希望している現状があります。

障がい者が就労する民間企業との連携を密接にし、継続雇用にむけた課題の解決や相談についての体制の充実、情報提供の強化が必要です。また、障害者就業・生活支援センター事業や職場適応援助者（ジョブコーチ）事業を実施する大分障害者職業センターと連携して、障がい者の職場定着にむけた支援に加え、ハローワークをつうじた一般就労を進め、事業所で働く障がい者は着実に増加していますが、アンケート結果にもあるとおり、正社員を含めその希望に十分応えているとはいえません。今後は、民間企業により理解が得られるような取り組みを積極的に行うことが重要です。また、職業適性を見極めながら、就労系事業所やハローワーク、職場定着支援機関等の連携した支援により正社員雇用を目指すなど、段階的な支援も必要です。

働く場への希望（複数回答）



出典：豊後高田市「障がい福祉のためのアンケート調査」平成27年9月実施

○工賃向上のための優先調達推進の検討

施設等の製品の優先的調達や軽易な業務委託時の社会福祉施設への優先発注により、優先調達額は平成26年度実績では1,226千円になりました。今後は、優先調達推進法に基づき、さらに受注能力の向上促進が望まれます。

■ ■ ■ 施策と方向 ■ ■ ■

重点方策	方策の内容
就労系事業所の今後の見直しと適切な環境整備	就労への支援の場および日中活動の場として重要な位置を占める就労系事業所の今後のあり方について検討を行い、適切な支援策を確保していくとともに、障がい者の心身状況およびニーズに合ったサービスが提供される環境を構築します。
	就労継続支援A型事業所など必要とされる日中活動系サービス事業所を計画的に整備し、身近な地域での日中活動の場の確保とともに利用者の自己実現を支援します。通所施設については、施設の効果的な活用のために、稼働率を考慮した通所利用人員の柔軟な対応を図るとともに、多機能化・複合機能化についての検討を進めます。
	企業等の就労系事業所とのマッチング支援を推進します。
企業での継続雇用のための体制づくりの充実	障がい者が就労する民間企業との連携を密にし、継続雇用にむけた課題の解決や相談についての体制の充実を継続して行っています。
	障害者就業・生活支援センター事業や職場適応援助者(ジョブコーチ)事業を実施する大分障害者職業センターと連携して、障がい者の職場定着にむけた支援を継続して行っています。
	ハローワーク(公共職業安定所)との連携により、就労および安定雇用にむけた支援を継続して行います。
工賃向上のための優先調達推進の検討	優先調達推進法に基づき、就労系事業所等の製品の優先的調達や軽易な業務委託時の優先発注などについて、引き続き取り組みます。

第5節 文化・スポーツ振興・社会活動参加の促進

1. 余暇時間の充実

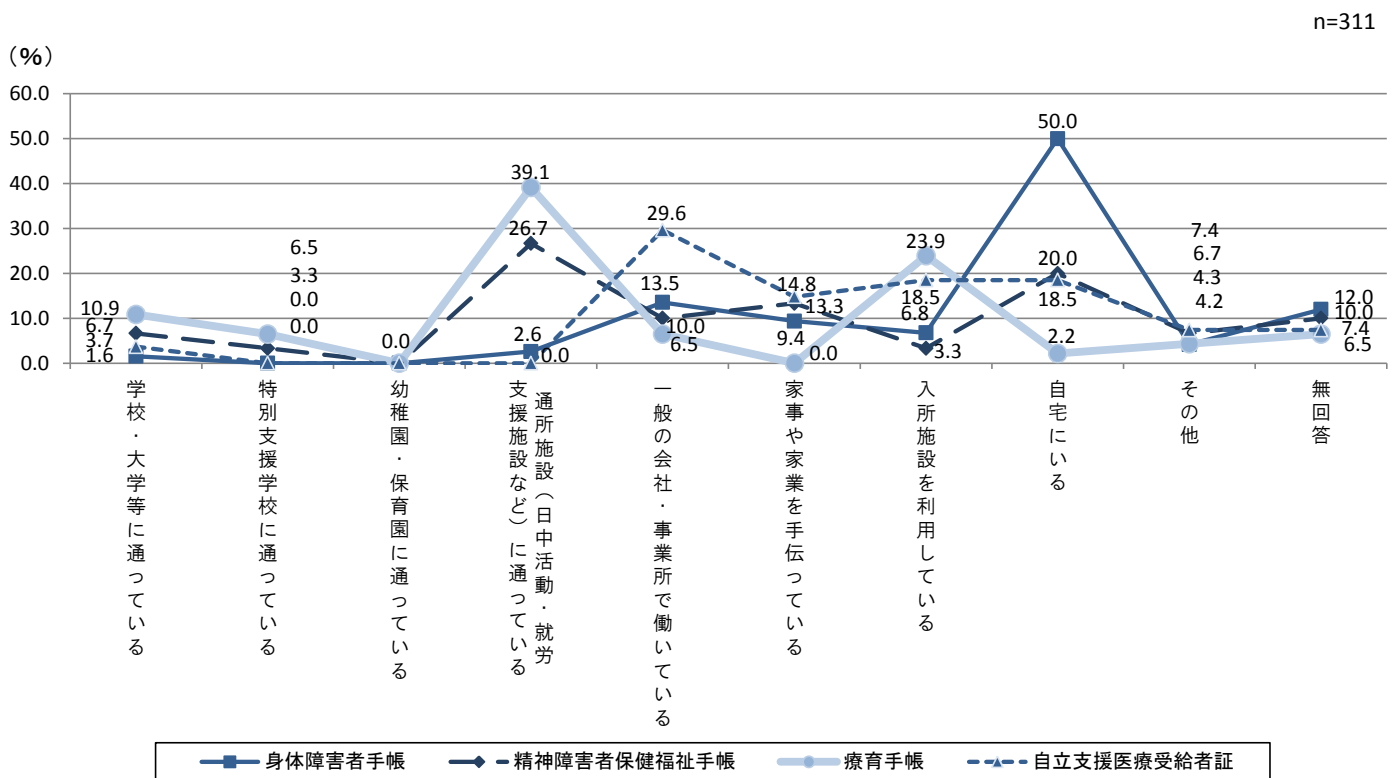
■ ■ ■ 現状と課題 ■ ■ ■

○情報提供の充実と参加機会の確保

「障がい福祉のためのアンケート調査」では、「日中の主な活動状況」について、全体では「自宅にいる」が37.9%と最も多い結果でした。健康増進のためにも、外出や適度な運動を行うことが望ましいです。一方で、個別にみると、身体障がい者は「自宅にいる」が50%と最も多いですが、療育手帳所持者と自立支援医療受給者証所持者は「通所施設に通っている」が39.1%と最も多い状況です。

障がい者の健康と社会参加によるさまざまな文化・スポーツ交流促進のために、市では毎年「大分県障がい者スポーツ大会」への選手派遣や、「ときめき作品展」への出品等を行ってきました。また、各種スポーツ大会や文化活動の開催および情報提供の充実を図ってきました。今後は、情報発信の強化や各種イベント内容の工夫を図るとともに、障がい者への理解を深める交流機会のさらなる増進が課題です。

日中の主な活動状況



後高田市「障がい福祉のためのアンケート調査」平成27年9月実施

○交流イベントの実施と各団体・施設との連携

市内の施設においては、地域の学校や団体等との交流を定期的に行っており、就労支援で作成した物品等を地域のイベントに出展するなどしています。その取り組みは施設毎となっていることから、今後は、横の連携も強化したうえで、一体となった取り組みが求められます。

○障がい者スポーツの普及・向上

現在、障がい者へのスポーツを普及・向上させるための情報提供や参加機会の支援は各施設による取り組みにとどまっています。今後、各関係機関や横のつながりを強化し、情報発信の媒体を増やすなど、あらゆる場面でスポーツイベントへの参加を促す機会を提供する必要があります。

○文化・観光施設等の利便性の向上

これまで市では、「市営温泉の割引」を実施するなど、障がいのある人が積極的に文化施設や観光施設を簡易に利用できるための機会や働きかけを実施してきました。今後もさらに具体的な取り組みを実施し、市内の施設を訪れやすい体制に整えていくことが重要です。

■ ■ ■ 施策と方向 ■ ■ ■

重点方策	方策の内容
情報提供の充実と参加機会の確保	障がい者の健康増進と生活の質を高めることを目指し、各種スポーツ大会や文化活動の開催および情報提供の充実を図ります。また、市民との交流スポーツやレクリエーション等の行事の開催を進め、参加機会の確保・充実に取り組んでいきます。
交流イベントの実施と各団体・施設との連携	障がいの種別はもとより、障がいの有無を問わず誰もが一緒に集い、楽しめる機会の充実にむけ、既存の各種事業の形態のあり方について検討を進めます。その一環として、市民との交流イベントの開催を行います。さらに、総合型地域スポーツクラブであるTMKチャレンジクラブとの連携も検討します。
障がい者スポーツの普及・向上	障がいのある人が、積極的に自分の適性に合ったスポーツに取り組む動機づけとして、障がい者スポーツ指導者による適切な指導が受けられるよう、情報提供に努め、参加機会の支援を行います。また、フライングディスク、ふうせんバレー、ボッチャ等の普及を図ります。
文化・観光施設等の利便性の向上	障がい者が利用する場合の利用料軽減を検討し、広く社会参加の機会が確保されるよう努めます。

2. 余暇時間を充実させるための各種支援

■ ■ ■ 現状と課題 ■ ■ ■

○聴覚および音声言語機能障がい者の外出支援

社会参加が図られるために、市報の点字化を行い、外出支援を目的とした手話通訳者等の派遣を原則無料化するなどの取り組みを進めてきました。今後は手話通訳者の常設など、より情報の取得と外出の不便を改善する施策を進めていく必要があります。

○身体障がい者補助犬利用の促進

補助犬利用については、これまで利用者への周知に努めてきました。今後、障がい者の高齢人口増加や単身住まいの障がい者など補助犬が必要と思われる人に対して適宜補助犬を提供できるよう、制度の充実を働きかけていくことが重要です。

○社会活動への参加の推進

市では、一人での移動困難者にマンツーマンによるガイドヘルプ事業を実施し、余暇活動に対する支援を行ってきました。今後は、移動支援事業の拡充やボランティア活動への支援をつうじて、さらなる社会活動への参加促進を図ることが求められます。

○スポーツ・文化施設等の環境整備の促進

市では、誰もが安心、安全に利用しやすい設備の充実を目指して、庁舎をはじめとする公共施設の新設・改修では、バリアフリー・ユニバーサルデザインの視点を取り入れて、障がいのある人が不便を感じない施設づくりに取り組んできました。しかし、いまだ未整備な施設や設備もあるため、今後も新設や改修を検討していきます。

○イベント情報の提供・交流行事の開催の促進

これまでの市のイベント情報の提供は、市ホームページやケーブルテレビ等での告知を実施してきました。また、交流行事の開催については、各施設において、夏祭りや運動会、講演会等を開催し、地域住民も含めた交流が行われています。今後は、参加者の増進につながる情報の発信方法について検討が必要です。

○ボランティア活動の推進

障がい者が余暇を充実して過ごすにあたり、ボランティアの存在は重要です。また、ボランティア活動は、その活動をつうじて地域住民同士の交流や情報交換の場、コミュニティづくりにも役立ちます。今後もボランティア人員の確保、ボランティア人員への各種障がいに対する基本的な知識や配慮の習熟、ボランティア団体の活動支援について継続的な検討・改善が求められます。

○団体・施設の活動の支援

これまで市では、障がい者支援団体の活動支援として、「障がい者福祉会」、「手をつなぐ育成会」への支援と連携を図ってきました。今後も団体や施設における活動の活性化を図るための継続的支援が望まれます。

■ ■ ■ 施策と方向 ■ ■ ■

重点方策	方策の内容
聴覚および音声言語機能障がい者の外出支援	手話奉仕員、要約筆記奉仕員と手話ボランティアを引き続いて養成することで、聴覚および音声言語機能障がい者（児）の外出や社会参加がしやすくなるよう支援を継続していきます。
身体障がい者補助犬利用の促進	身体障がい者補助犬（盲導犬、介助犬等）について、社会参加の支援につながるよう、引き続き啓発に努めます。
社会活動への参加の推進	さまざまな社会活動への参加を支援するためのガイドヘルプサービスを充実させるとともに、ボランティアの活用にむけた取り組みを推進していきます。
スポーツ・文化施設等の環境整備の促進	活動の場となるスポーツ・文化施設などについて、誰もが参加できるようバリアフリー・ユニバーサルデザイン化を進めていきます。まだ施設のバリアフリー・ユニバーサルデザイン化が進んでいない施設の環境整備をさらに進めていきます。
イベント情報の提供・交流行事の開催の促進	<p>ホームページ等をつうじて、地域の社会福祉施設や障がい者団体などが行う行事やイベント（夏祭り・運動会・講演会など）等の情報が提供されるよう、環境を整えていきます。</p> <p>交流行事の開催の回数を増やしていきます。</p>
ボランティア活動の推進	<p>生活の質の向上のために重要な役割を担っているボランティア活動については、活動の活性化を図るとともに、継続的な活動が確保されるよう支援します。</p> <p>ボランティア活動をつうじて、相互理解を促進します。</p> <p>ニーズの多様化に対応し、各種ボランティア活動の質・量の充実にむけた取り組みを進めていきます。</p>
団体・施設の活動の支援	スポーツ・文化活動への参加促進にむけ、多様なメニューを用意し、活動を行っている障がい者団体や家族の会等の活動について、引き続き支援していきます。

第6節 福祉体制が充実したまちづくり

1. バリアフリー・ユニバーサルデザインの推進

■ ■ ■ 現状と課題 ■ ■ ■

○市営住宅の改善整備

豊後高田市市営住宅長寿命化計画に基づき、福祉対応型の改善として誰もが安全、安心して居住できるように住戸内および屋外のバリアフリー化を進めています。今後も、障がいの程度にかかわらず過ごしやすい住宅の増進を進めていく必要があります。

○バリアフリー・ユニバーサルデザイン化の推進

市内の公的施設における段差の解消や多目的トイレへの音声案内装置の設置等、バリアフリー・ユニバーサルデザイン化を推進してきました。今後は、公的施設のさらなる充実化とともに、民間施設のバリアフリー・ユニバーサルデザイン化を進めるために、情報の発信、啓発活動への取り組みが肝要となります。

○道路・交通安全施設の改善整備の促進

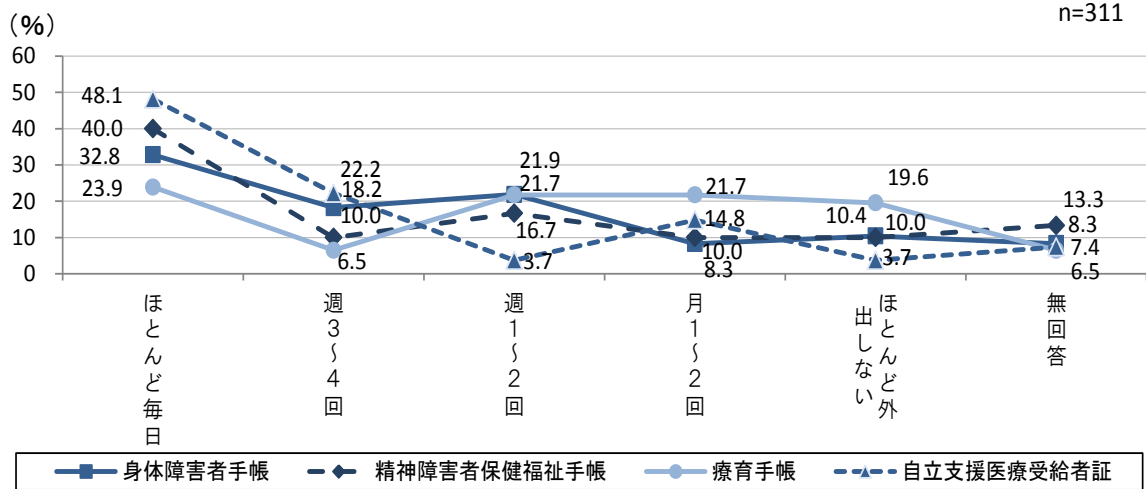
道路・交通安全施設について、道路改良の際には安全に移動できるように、歩道の段差解消など、道路を中心とした整備を順次行ってきました。今後についても、誰もが安心してスムーズに移動できる道路整備の推進が求められます。

○移動支援・ガイドヘルプサービスの充実

「障がい福祉に関するアンケート」で、「普段どのくらい外出しますか（単数回答）」に全体では「ほとんど毎日」が33.4%と最も多く、続いて「週1～2回」が19.3%でした。個別にみても、自立支援医療受給者証所持者を除く障がい者手帳所持者は「ほとんど毎日」あるいは「週1～2回」の頻度で外出をしています。また、別のアンケートに対しては、「外出の際に不便に感じることもある」と回答した人のうち、全体では「不便に感じること」について「道路、建物の段差や、電車、バスなどの乗り降りが大変である」が32.6%と最も多く、続いて「障がい者用の駐車スペース、手すり、スロープ、案内表示など、障がいのある人に配慮した設備が不十分である」が28.1%でした。一方、個別にみても、「気軽に移動できる移動手段が少ない」に意見が集中しており、続いて、「バス代・電車代など金銭面のこと」に意見が集まっています。「道路・交通安全設備の改善整備の促進」の課題と合わせて、外出の際の不便をバリアフリー・ユニバーサルデザインの視点での改善促進をしていく必要があります。また、移動手段の確保や、より利用しやすい金額設定の検討も必要です。

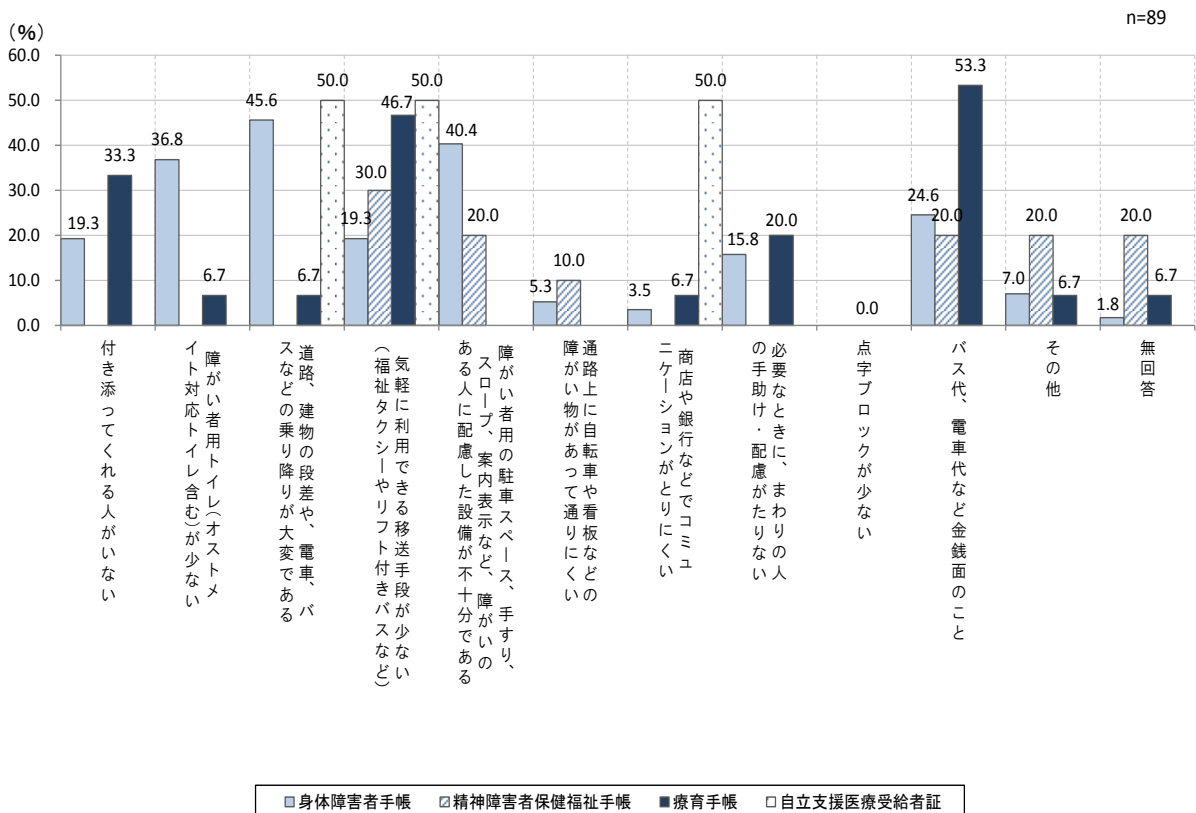
これまで市では、同行援護・行動援護事業を実施してきました。また、地域生活支援事業では移動支援事業（マンツーマンによる支援）を実施するとともに、地域公共交通対策として市民乗り合いタクシーを運行するとともに、路線バスと連携した70パス等の公共交通支援も実施し、移動支援の充実を図っています。今後は、支援が必要な子どもをもつ保護者の負担軽減のため、送迎支援等の検討も望まれます。

外出頻度



出典：豊後高田市「障がい福祉のためのアンケート調査」平成27年9月実施

外出の際に不便に感じること（複数回答）



出典：豊後高田市「障がい福祉のためのアンケート調査」平成27年9月実施

○情報アクセシビリティの整備

情報が誰の手にもタイムリーに、かつ適切に行き届くために、情報のバリアフリー・ユニバーサルデザイン化が求められています。障がいの種別や年齢、性別にかかわらず、スムーズに取得できる手段の一つに、スマートフォンやパソコンの活用があげられますが、今後はこれらの活用講座の開催や各種サービスの提供が必要です。

重点方策	方策の内容
市営住宅の改善整備	障がい者の入居に適した市営住宅の改善整備を図ります。
	新設する市営住宅については、設計、設備の面で障がいのある人に配慮し、加齢等による身体機能の低下等に対応したバリアフリー・ユニバーサルデザインに基づく住宅を検討していきます。
バリアフリー・ユニバーサルデザイン化の推進	不特定多数の人が利用する公共的施設のスロープや、車いすでも利用できる多目的トイレの設置等バリアフリー・ユニバーサルデザイン化を推進し、安全かつ快適に生活できる環境の整備に努めます。
	公共施設のみならず民間施設においても音声案内等の積極的な設置を推進し、バリアフリー・ユニバーサルデザイン化を推進していきます。
	選挙において円滑に投票できるようにするため、投票所のスロープ設置等の施設、設備の整備等を実施していきます。
道路・交通安全施設の改善整備の促進	公共交通機関の改善整備について、公共交通事業者に積極的な協力を求めるとともに、道路・交通安全施設の改善整備を図り、特に子ども・高齢者・障がい者など、誰もが安全に移動できる交通環境を整備していきます。
移動支援・ガイドヘルプサービスの充実	居宅介護・同行援護・行動援護のサービスを補完するため、地域生活支援事業としてこれまでの移動支援事業の提供を継続します。さらに、障がい児の送迎支援についても検討していきます。
	引き続き、移動支援にかかわるサービス基盤の確保に努めるとともに、適切な利用についての周知を図ります。
情報アクセシビリティの整備	障がい者の社会参加と自立を促進し、生活の質を高めるうえで、さまざまな情報の取得は重要な役割を果たします。このため、さまざまな媒体の開拓に努めるとともに、提供体制についても充実を目指していきます。まずはその一つとして、わかりやすく、親しみやすい市報等の内容充実を図り、さらに音声化を進めます。
	知的障がいのある方に配慮し、画一的でなく、わかりやすい情報提供に努めていきます。
	視覚障がいのある方に配慮し、点字広報のほか、パソコンでの音声読み上げに対応できるよう、情報のテキスト文書化等に配慮していきます。
	大学を含む関係機関等からの協力を得ながら、障がい者がより広く学べる機会の確保に努めていきます。障がい者のためのスマートフォン、パソコンの活用講座の開催等も検討します。

2. 防災・防犯対策の推進

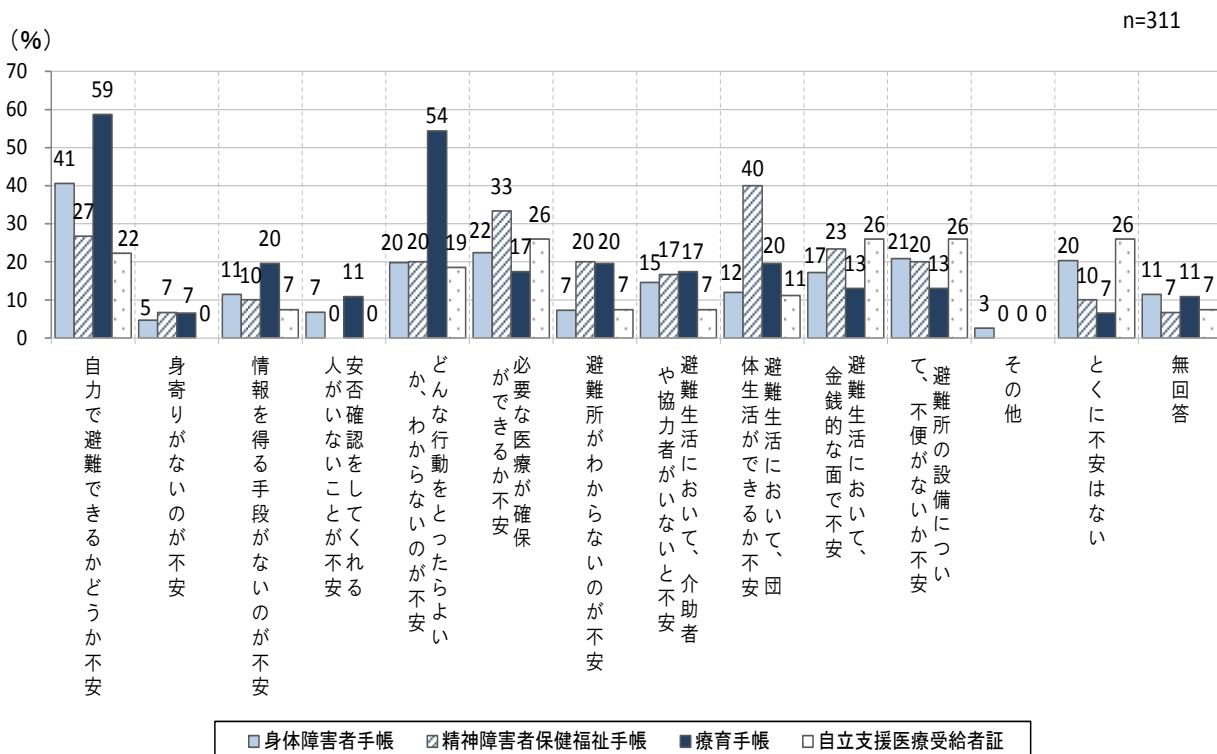
■ ■ ■ 現状と課題 ■ ■ ■

○防災対策の推進

災害時や緊急時でも、スムーズに避難行動をとるためには日ごろからの備えが重要です。本人とその周囲の人が互いに手を取り助け合えるための情報の整理、周知徹底を行う必要があります。現在、市では避難行動要支援者名簿を作成し、迅速な対応が行えるよう働きかけを行っています。しかし、「障がい福祉のためのアンケート調査」で、「避難行動要支援者名簿の認知度」のうち、「知っている」と答えた人は21.9%と低く、今後、本人を含め地域住民への周知を図る必要があります。また、同アンケート調査において、「災害時の不安」について、全体では、「自力で避難できるかどうか不安」と答える人が40.5%と最も高く、周囲の助けが必要になることが考えられます。一方で、個別にみると、精神障害者保健福祉手帳所持者は、「避難生活において、団体生活ができるか不安」が最も多く40%でした。また、療育手帳所持者は、「どんな行動をとったらよいか、わからないのが不安」が二番目に多く54%でした。こうした現状を踏まえて、今後、避難行動マニュアルや避難施設での対応マニュアルの作成等を検討し、災害時・緊急時の避難体制強化を図っていくとともに、福祉避難所の指定促進を図ることが重要です。

火災対応としては、現在市内での住宅用火災警報器の設置率は92%、条例適合率は74%（平成27年6月1日現在）であり、県内平均設置率88%、条例適合率75%とほぼ合致しています。今後も火災対策のさらなる充実が望まれます。

災害時の不安（複数回答）



出典：豊後高田市「障がい福祉のためのアンケート調査」平成27年9月実施

○防犯対策の推進

市では、豊後高田警察署内に設置している豊後高田防犯協会と連携し、盗犯防止をはじめ、振り込め詐欺など特殊詐欺と称される犯罪の防止に努めています。また、市民課内に消費生活センターを設置し、悪徳商法や多様化するネットトラブルなどの相談や斡旋に取り組んでいます。

今後も、豊後高田警察署や大分県消費生活センター等の関係機関との連携を維持・強化し、犯罪を未然に防ぐとともに、地域住民への啓発活動を充実させていくことが重要です。

■ 施策と方向 ■

重点方策	方策の内容
防災対策の推進	防災知識の普及、災害時の情報提供、避難誘導等防災のさまざまな場面において、障がいのある人や高齢者、外国人等いわゆる災害時要援護者に配慮した、きめ細やかな施策を行います。
	避難行動要支援者を地域で守る仕組みづくりを行います。
	避難所での障がい者への配慮や居場所づくりのための対策と、適切なサポートが行きわたるための支援体制を検討します。
	住宅用火災警報器の設置の推進を図ります。
防犯対策の推進	警察や消防、社会福祉協議会等との情報交換および連携活動を密にし、障がいのある人の生活実態に応じた防犯活動を推進します。
	悪徳商法等による被害を未然に防ぐため、消費者啓発のための情報提供を従来にもまして積極的に行います。
	消費生活センターの機能強化を図ります。また、成年後見制度の利用を促進させることで抑止力の効果を高めます。

付属資料

1 アンケート調査結果

○調査の目的

豊後高田市では、現在、障がいや心の病などでお困りの方のさらなる生活向上のため「豊後高田市障がい者基本計画（第2期）」の策定を進めています。本アンケート調査は、計画を策定するうえでの基礎資料として活用するため、福祉ニーズや日中活動の状況、意向などをお伺いするものです。

○調査の概要

調査対象：豊後高田市にお住まいの身体障害者手帳、療育手帳、
精神障害者保健福祉手帳、自立支援医療受給者証（精神通院医療）をお持ちの方

調査期間：平成27年10月2日まで

調査方法：郵送配布・郵送回収

配布・回収状況：

	配布数	回収数	回収率
身体障がい	366	192	52.4%
知的障がい	81	46	56.8%
精神障がい	49	30	61.2%
精神通院	60	27	45.0%
総合	556	311	55.9%

※用紙破損などにより種別不明が16票

このアンケート調査結果の分析結果を読む際の留意点は以下のとおりです。

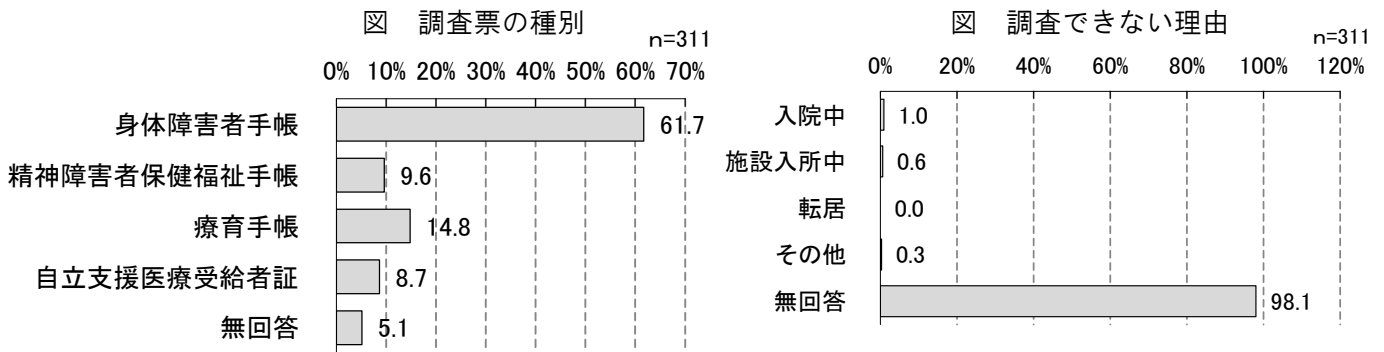
- ・「調査結果」の図表は、原則として回答者の構成比（百分率）で表現しています。
- ・「n」は、「Number of case」の略で、構成比算出の母数を示しています。
- ・百分率による集計では、回答者数（該当質問においては該当者数）を100%として算出し、本文および図表の数字に関しては、全て小数点第2位以下を四捨五入し、小数点第1位までを表記します。このため、全ての割合の合計が100%にならないことがあります。また、複数回答の設問では、全ての割合の合計が100%を超えることがあります。
- ・図表中の「0.0」は四捨五入の結果または回答者が皆無であることを表します。
- ・一部のグラフでは5以下の数値を表示していません。

設問前調査

配布分類・調査できない場合

調査票の種別

調査できない場合の理由

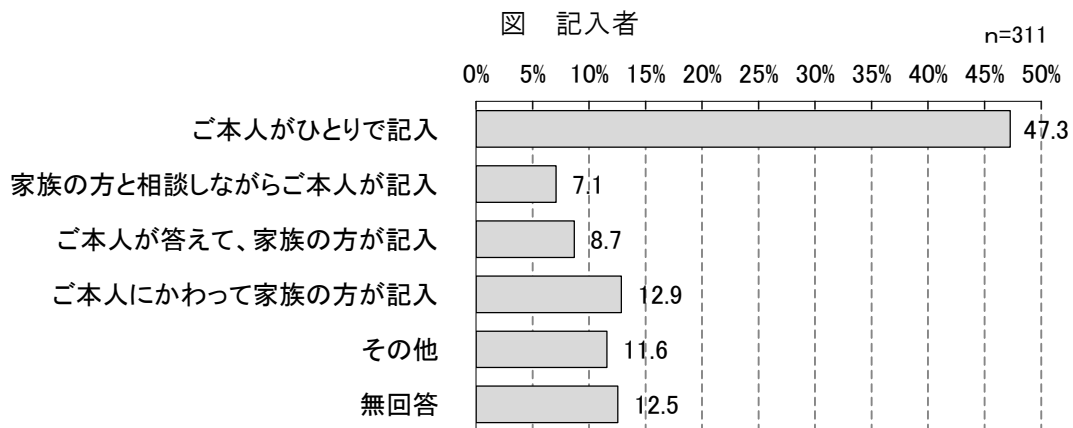


調査票は「身体障害者手帳」が61.7%と最も多く、次いで「療育手帳」が14.8%、「精神障害者保健福祉手帳」が9.6%、「自立支援医療受給者証」が8.7%となっている。(図 調査票)

調査できない理由は「入院中」が1.0%、次いで「施設入所中」が0.6%、「その他」が0.3%となっている。(図 調査できない理由)

記入者

アンケートにお答えになる方を教えてください。



記入者は「ご本人がひとりで記入」が47.3%と最も多く、次いで「ご本人にかわって家族の方が記入」が12.9%、「その他」が11.6%、「ご本人が答えて、家族の方が記入」が8.7%、「家族の方と相談しながらご本人が記入」が7.1%となっている。

「その他」の主な意見

本人と相談しながら職員が記入 13件 / 施設の職員が記入 11件

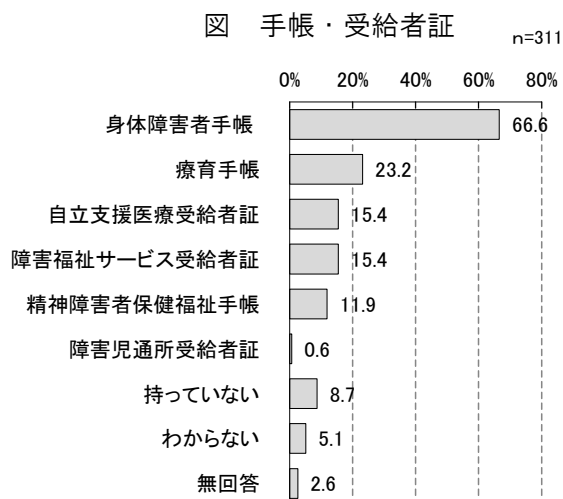
本人と相談して支援員が記入 10件 など

～あなた自身のことについて～

手帳・受給者証

問1 あなたは次の1～8の手帳または受給者証をおもちですか。

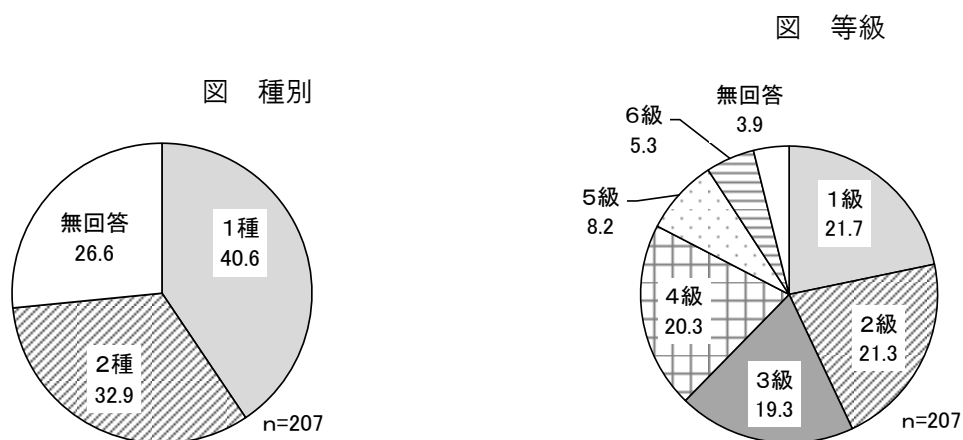
(おもちの手帳の番号に○をつけ、手帳の種別・等級、障がいの種類、障がいの程度等のあてはまるものに○をつけてください。)



手帳・受給者証は「身体障害者手帳」が66.6%と最も多く、次いで「療育手帳」が23.2%、「自立支援医療受給者証」、「障害福祉サービス受給者証」が15.4%、「精神障害者保健福祉手帳」が11.9%となっている。

身体障害者手帳 種別・等級

①種別・等級 (あてはまるものに○をつけてください)

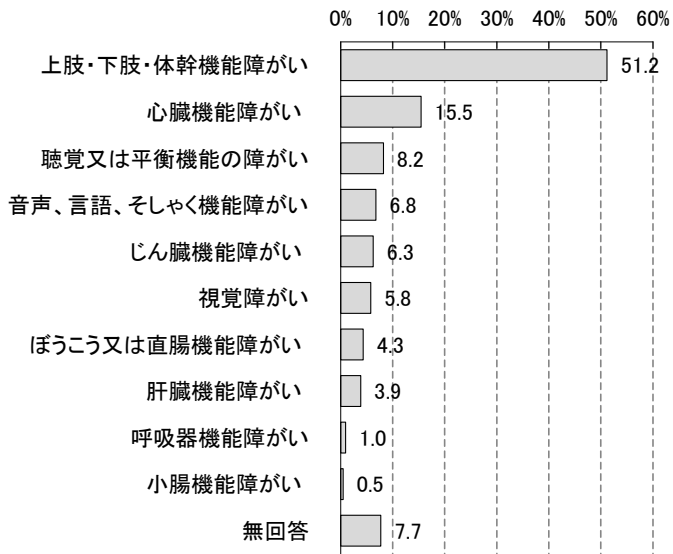


種別は「1種」が40.6%、「2種」が32.9%となっている。(図 種別)

等級は「1級」が21.7%と最も多く、次いで「2級」が21.3%、「4級」が20.3%、「3級」が19.3%、「5級」が8.2%、「6級」が5.3%となっている。(図 等級)

②身体障がいの種類（あてはまるものすべてに○をつけてください）

図 身体障がいの種類 n=207

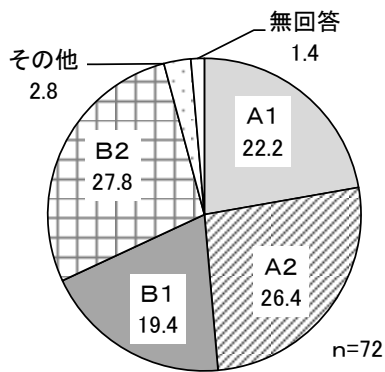


身体障がいの種類は「上肢・下肢・体幹機能障がい」が 51.2%と最も多く、次いで「心臓機能障がい」が 15.5%、「聴覚または平衡機能の障がい」が 8.2%、「音声、言語、そしゃく機能障がい」が 6.8%、「じん臓機能障がい」が 6.3%となっている。

療育手帳 障がいの程度

障がいの程度（あてはまるものに○をつけてください）

図 障害の程度



障がいの程度は「B2」が 27.8%と最も多く、次いで「A2」が 26.4%、「A1」が 22.2%、「B1」が 19.4%となっている。

精神障害者保健福祉手帳 等級・自立支援医療受給者証 種類

等級（あてはまるものに○をつけてください）

種類（あてはまるものに○をつけてください）

図 精神障害者保健福祉手帳の等級

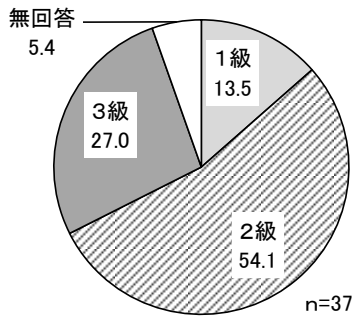
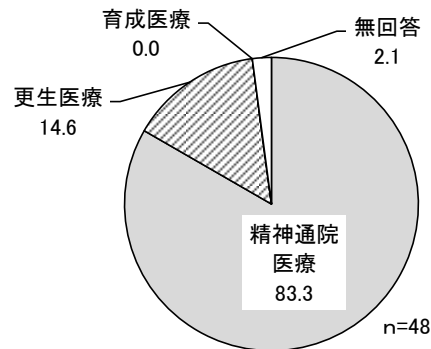


図 自立支援医療受給者証の種類



精神障害者保健福祉手帳の等級は「2級」が54.1%と最も多く、次いで「3級」が27.0%、「1級」が13.5%となっている。（図 精神障害者保健福祉手帳の等級）

自立支援医療受給者証の種類は「精神通院医療」が83.3%と最も多く、次いで「更生医療」が14.6%となっている。（図 自立支援医療受給者証の種類）

年齢・性別

問2 あなたの年齢は。

問3 あなたの性別は。

図 年齢

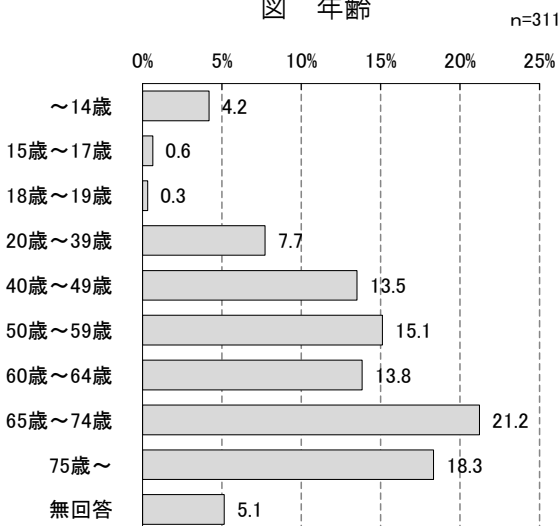
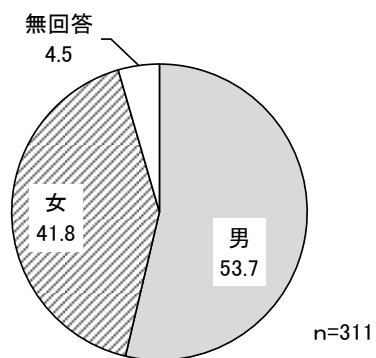


図 性別

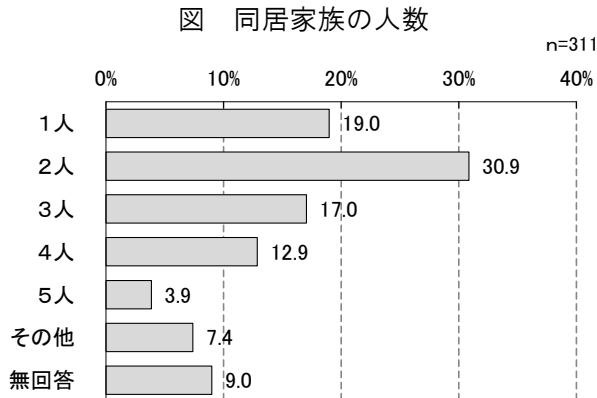


年齢は「65歳～74歳」が21.2%と最も多く、次いで「75歳～」が18.3%、「50歳～59歳」が15.1%、「60歳～64歳」が13.8%、「40歳～49歳」が13.5%となっている。（図 年齢）

性別は「男」が53.7%、「女」が41.8%となっている。（図 性別）

同居家族の人数

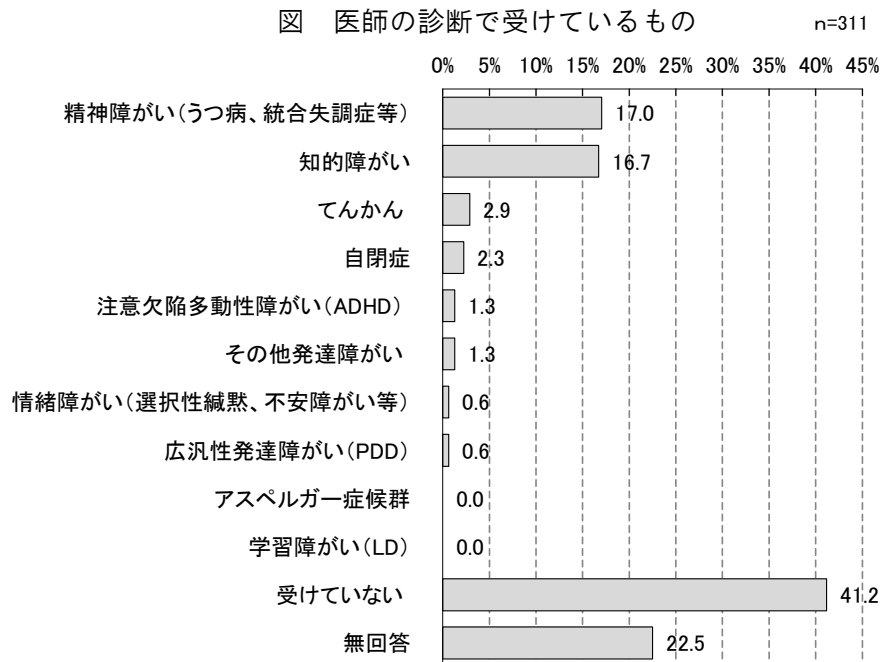
問4 あなたを含めて、あなたが一緒に住んでいる家族の人数は何人ですか。



同居家族の人数は「2人」が30.9%と最も多く、次いで「1人」が19.0%、「3人」が17.0%、「4人」が12.9%、「5人」が3.9%となっている。

医師の診断で受けているもの

問5 あなたは、以下の事柄について医師の診断（疑い含む）を受けていますか。
（○はあてはまるものすべて）

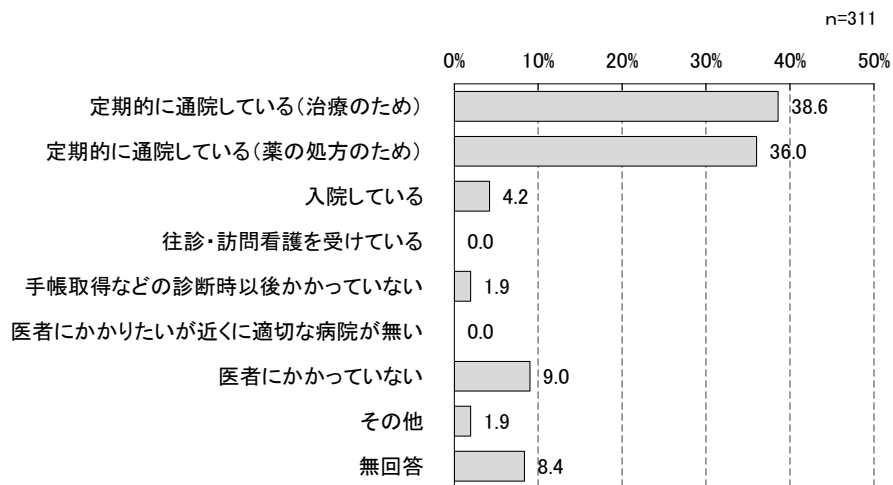


医師の診断で受けているものは「精神障がい(うつ病、統合失調症等)」が17.0%と最も多く、次いで「知的障がい」が16.7%、「受けていない」は41.2%となっている。

医療機関でかかっているもの

問6 あなたは現在、医療機関等にかかっていますか。(○は1つだけ)

図 医療機関でかかっているもの



医療機関でかかっているものは「定期的に通院している(治療のため)」が38.6%と最も多く、次いで「定期的に通院している(薬の処方のため)」が36.0%、「入院している」が4.2%、「手帳取得などの診断時以後かかっていない」が1.9%、「医者にかかっていない」は9.0%となっている。

「その他」の主な意見

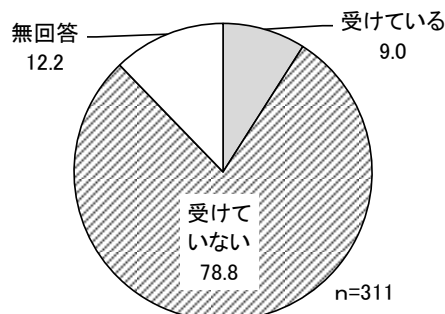
1年に1回経過をみている／送迎バスが中止され、病院に行くことができません など

難病認定の有無

問7 あなたは難病の認定を受けていますか。(○は1つだけ)

※難病とは、悪性関節リウマチや脊髄性筋萎縮症などの治療法が確立していない疾病その他の特殊な疾病で『特定医療費(指定難病)受給者証』をおもちの場合をいいます。

図 難病認定の有無



難病認定の有無は「受けている」が9.0%、「受けていない」が78.8%となっている。

～福祉サービスについて～

福祉サービスの利用の有無・利用しているサービス

問8 あなたは現在、福祉サービスを利用していますか。(○は1つだけ)

問8-1 (問8で1を選んだ方に)利用しているサービスを選んでください
(○はあてはまるものすべて)

図 福祉サービスを利用の有無

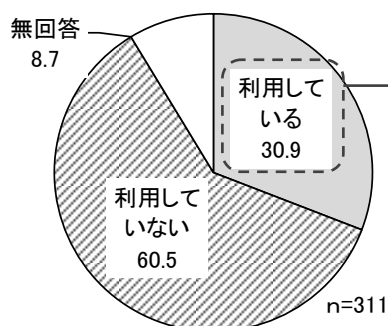
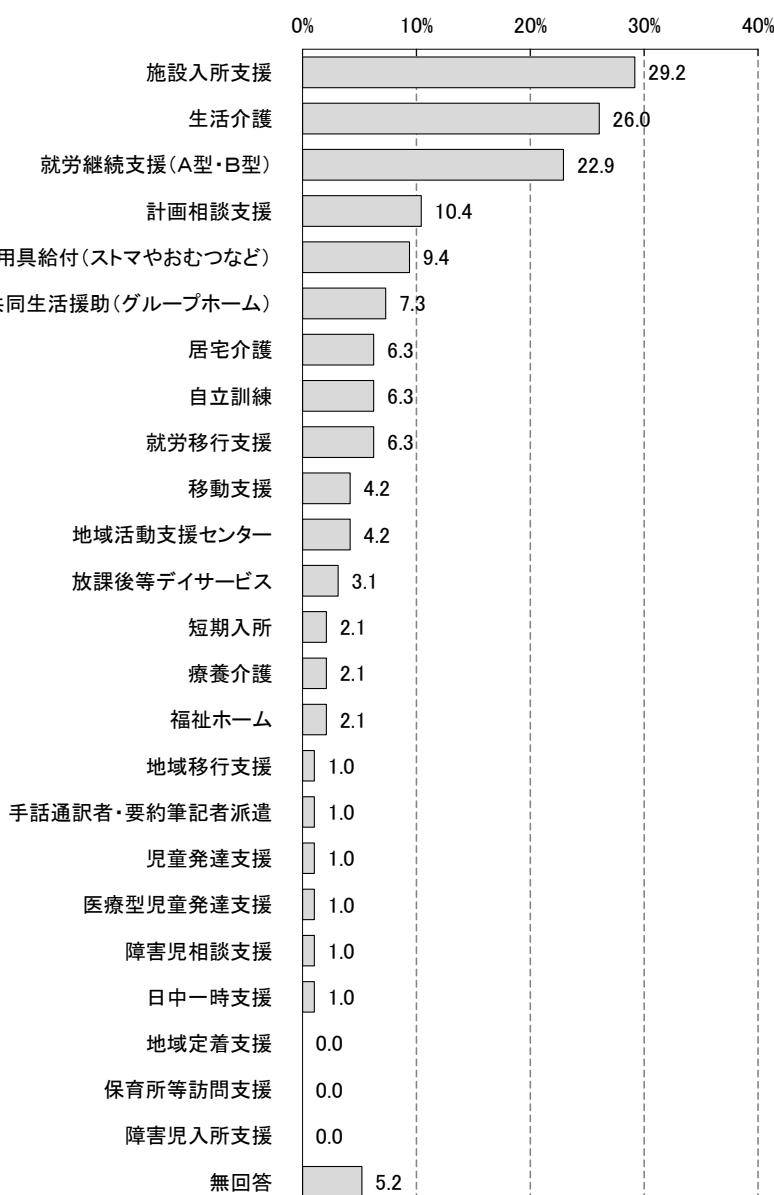


図 利用しているサービス n=96

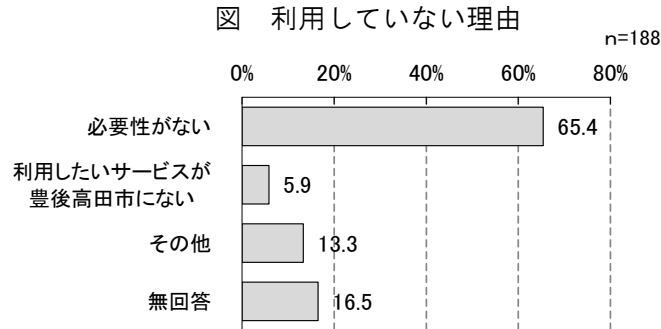


福祉サービスの利用の有無は「利用している」が30.9%、「利用していない」が60.5%となっています。(図 福祉サービスを利用の有無)

福祉サービスを利用している人に利用しているサービスをたずねたところ、「施設入所支援」が29.2%と最も多く、次いで「生活介護」が26.0%、「就労継続支援(A型・B型)」が22.9%となっている。(図 利用しているサービス)

福祉サービス 利用していない理由

(問8で2を選んだ方に) 問8-2 利用していない理由は何ですか。(○はあてはまるものすべて)



利用していない人に理由をたずねたところ、「必要性がない」が65.4%、「利用したいサービスが豊後高田市にない」が5.9%となっている。

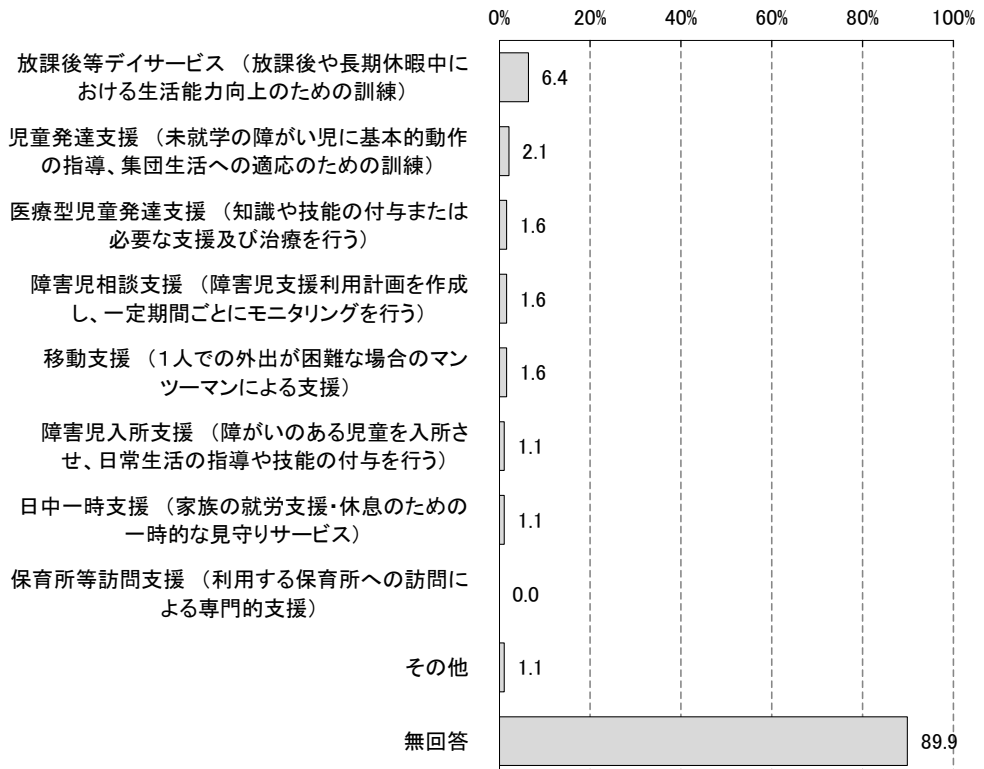
「その他」の主な意見

自分で運動をできる限りしている／どんなサービスがあるのかわからない／介護保険のみで良い／利用できるものがわからない／入院中のため利用したくてもできない など

福祉サービス 利用したい障がい児サービス

(問8で2を選んだ方のうち、障がいのあるお子さん(18歳未満)の保護者の方に)
問8-3 利用したいサービスを選んでください(○はあてはまるものすべて)

図 利用したい障がい児サービス n=188



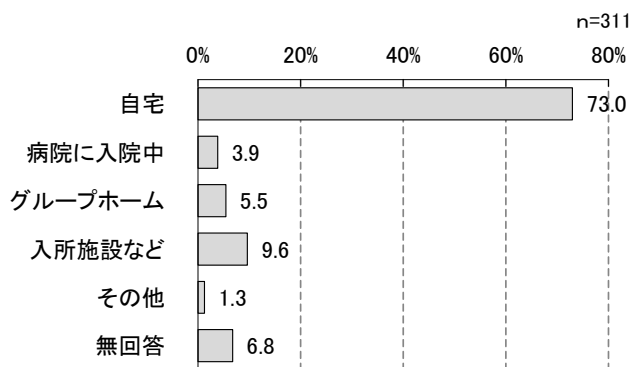
福祉サービスを利用していない人に利用したい障がい児サービスをたずねたところ、「放課後等デイサービス」が6.4%と最も多く、次いで「児童発達支援」が2.1%、「医療型児童発達支援」、「障がい児相談支援」、「移動支援」が1.6%となっている。

～生活の状況について～

現在の生活の場所

問9 現在の生活の場所(寝起きをしている場所)はどこですか。(○は1つだけ)

図 現在の生活の場所



現在の生活の場所は「自宅」が73.0%と最も多く、次いで「入所施設など」が9.6%、「グループホーム」が5.5%、「病院に入院中」が3.9%となっている。(図 現在の生活の場所)

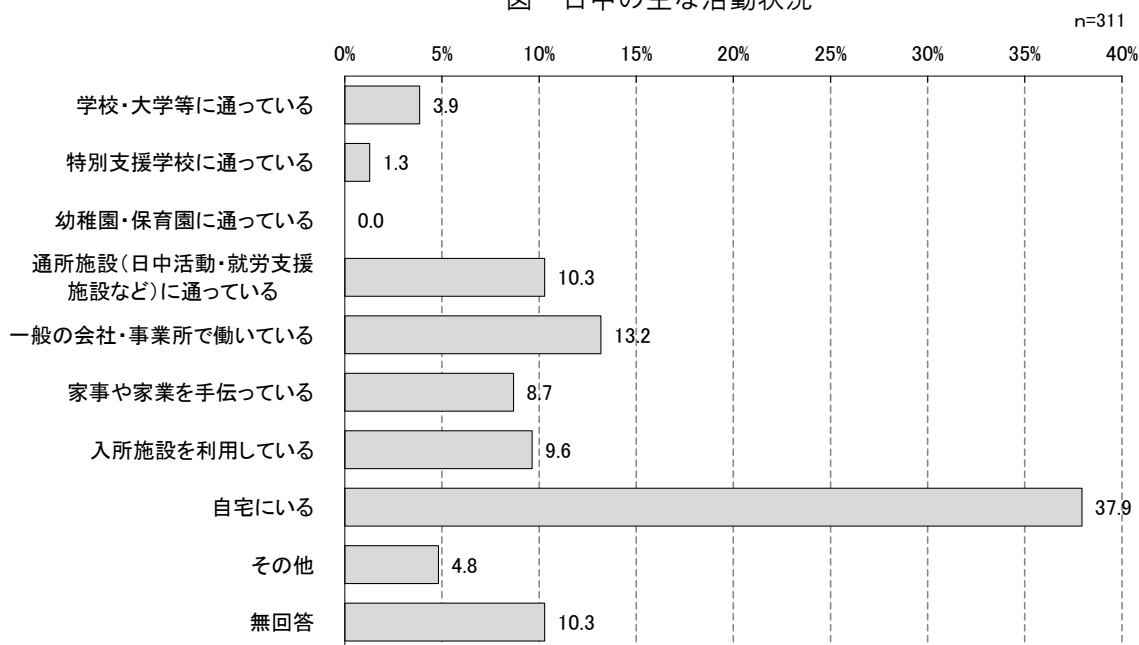
「その他」の主な意見

デイケア／親類の家／下宿 など

日中の主な活動状況

問10 現在の日中の主な活動状況についてお聞きします。(○は1つだけ)

図 日中の主な活動状況



日中の主な活動状況は「自宅にいる」が37.9%と最も多く、次いで「一般の会社・事業所で働いている」が13.2%、「通所施設(日中活動・就労支援施設など)に通っている」が10.3%、「入所施設を利用している」が9.6%、「家事や家業を手伝っている」が8.7%となっている。

「その他」の主な意見

入院中／治療を行っている／デイケアに行っている など

通学先に望むことの有無・通学先に望むこと

(問 10 で 1～2 を選んだ方に)

問 10-1 通学先に望むことがありますか。

問 10-2 通学先に望むことはどのようなことですか。(○はあてはまるものすべて)

図 通学先に望むことの有無

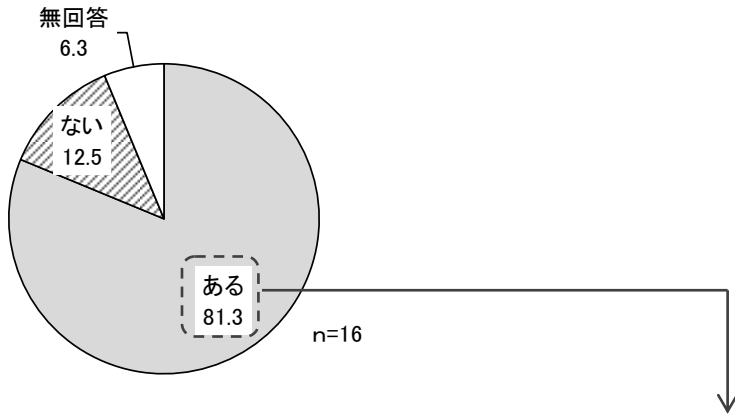
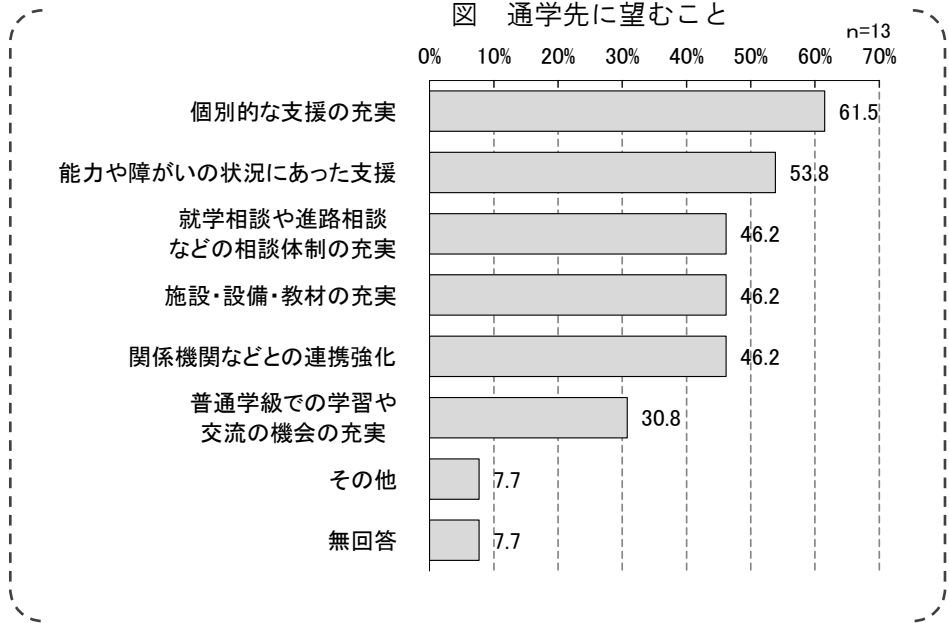


図 通学先に望むこと



通学している人に通学先に望むことの有無をたずねたところ、「ある」が 81.3%、「ない」が 12.5%となっている。(図 通学先に望むことの有無)

問 10 で「ある」と回答した人に通学先に望むことをたずねたところ、「個別的な支援の充実」が 61.5%と最も多く、次いで「能力や障がいの状況にあった支援」が 53.8%、「就学相談や進路相談などの相談体制の充実」、「施設・設備・教材の充実」、「関係機関などとの連携強化」が 46.2%となっている。(図 通学先に望むこと)

趣味などの活動の有無・活動していない理由

問 11 スポーツ、レクリエーション、趣味などの活動はしていますか。(○は1つだけ)
 (問 11 で 3 を選んだ方に) 問 11-1 活動をしていない理由は何ですか。(○は主なもの2つまで)

図 趣味などの活動の有無

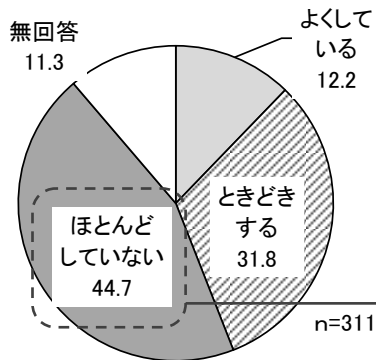
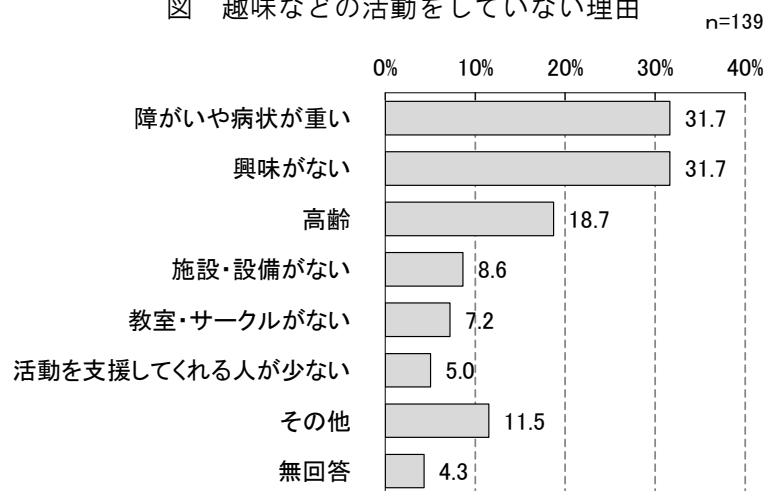


図 趣味などの活動をしていない理由



趣味などの活動の有無は「ほとんどしていない」が44.7%と最も多く、次いで「ときどきする」が31.8%、「よくしている」が12.2%となっている。(図 趣味などの活動の有無)

趣味などの活動をしていない人に理由をたずねたところ、「障がいや病状が重い」、「興味がない」が31.7%と多く、次いで「高齢」が18.7%となっている。(図 趣味などの活動をしていない理由)

「その他」の主な意見

時間がない／集団に入れない／働いているため／手術してまだ日が浅い。
 お金がかかる／疲れ、集中力がとぎれる など

～就労について～

就労の有無・働いていない理由

問 12 あなたは現在、働いていますか。

(問 12 で 2 を選んだ方に) 問 12-1 働いていない理由は何ですか。(○はあてはまるものすべて)

図 就労の有無

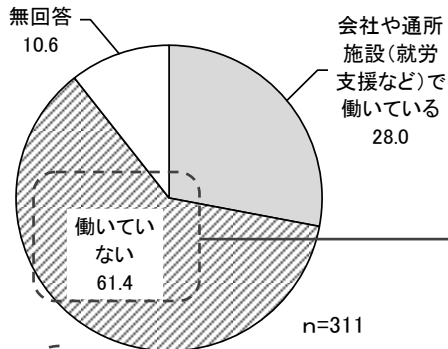
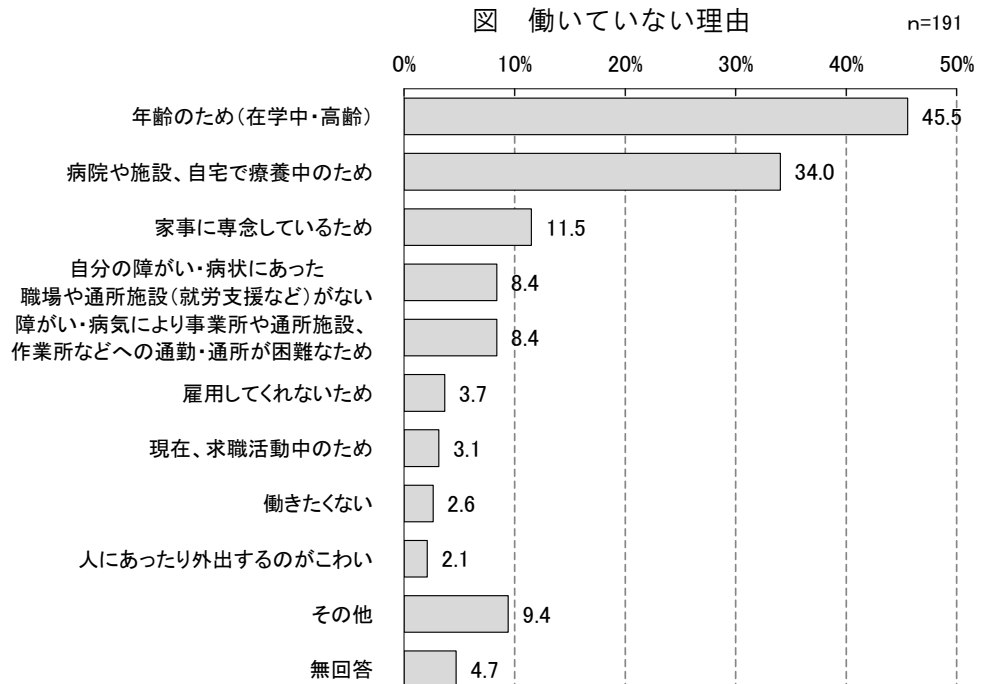


図 働いていない理由



就労の有無は「会社や通所施設（就労支援など）で働いている」が 28.0%、「働いていない」は 61.4% となっている。(図 就労の有無)

問 12 で働いていないと回答した人に理由をたずねたところ、「年齢のため（在学中・高齢）」が 45.5% と最も多く、次いで「病院や施設、自宅で療養中のため」が 34.0%、「家事に専念しているため」が 11.5% となっている。(図 働いていない理由)

「その他」の主な意見

働きたいが、病気のためシフトが組めないから／自宅で畑の草取や、野菜作りをしている／差別されるのが嫌だから／障害のためコミュニケーションがとれない。

働く場への希望の有無・働く場での希望

問 13 あなたは今後、「働く場」として、どのようなところで働きたいか希望がありますか。

(問 13 で 1 を選んだ方に) 問 13-1 あなたは今後、「働く場」として、どのようなところを希望しますか。(○はあてはまるものすべて)

図 働く場への希望の有無

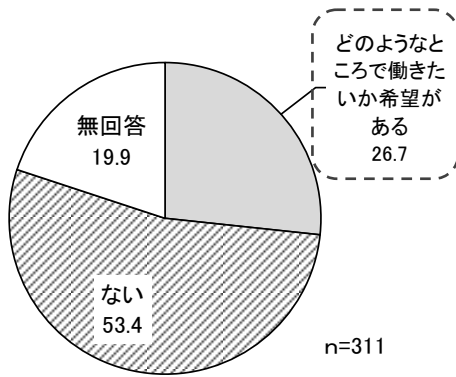
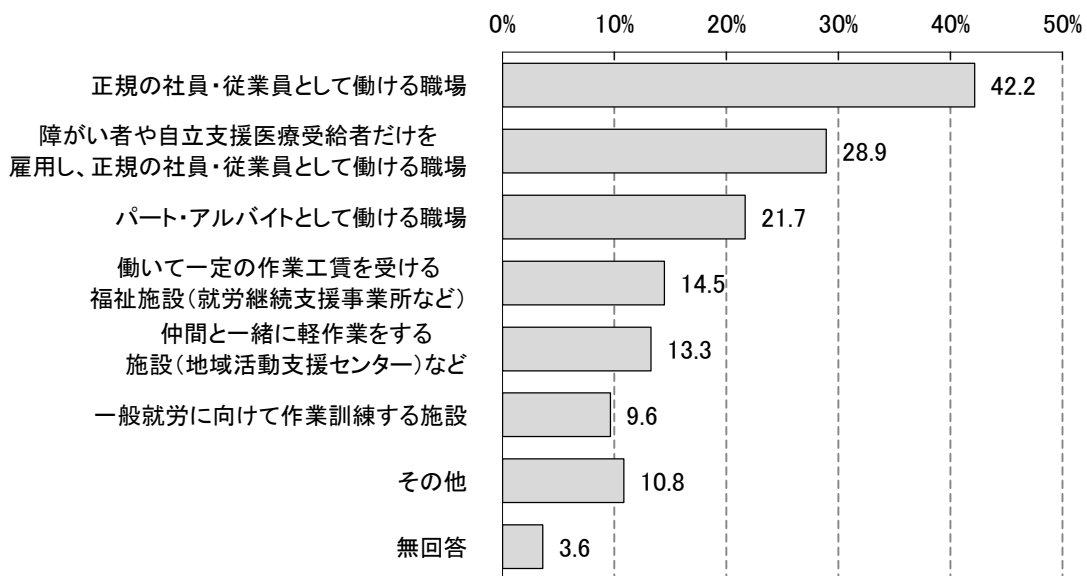


図 働く場での希望

n=83



働く場への希望の有無は「どのようなところで働きたいか希望がある」が 26.7%、「ない」が 53.4%となっている。(図 働く場への希望の有無)

問 13 であると回答した人に働く場での希望をたずねたところ、「正規の社員・従業員として働ける職場」が 42.2%と最も多く、次いで「障がい者や自立支援医療受給者だけを雇用し、正規の社員・従業員として働ける職場」が 28.9%、「パート・アルバイトとして働ける職場」が 21.7%となっている。(図 働く場での希望)

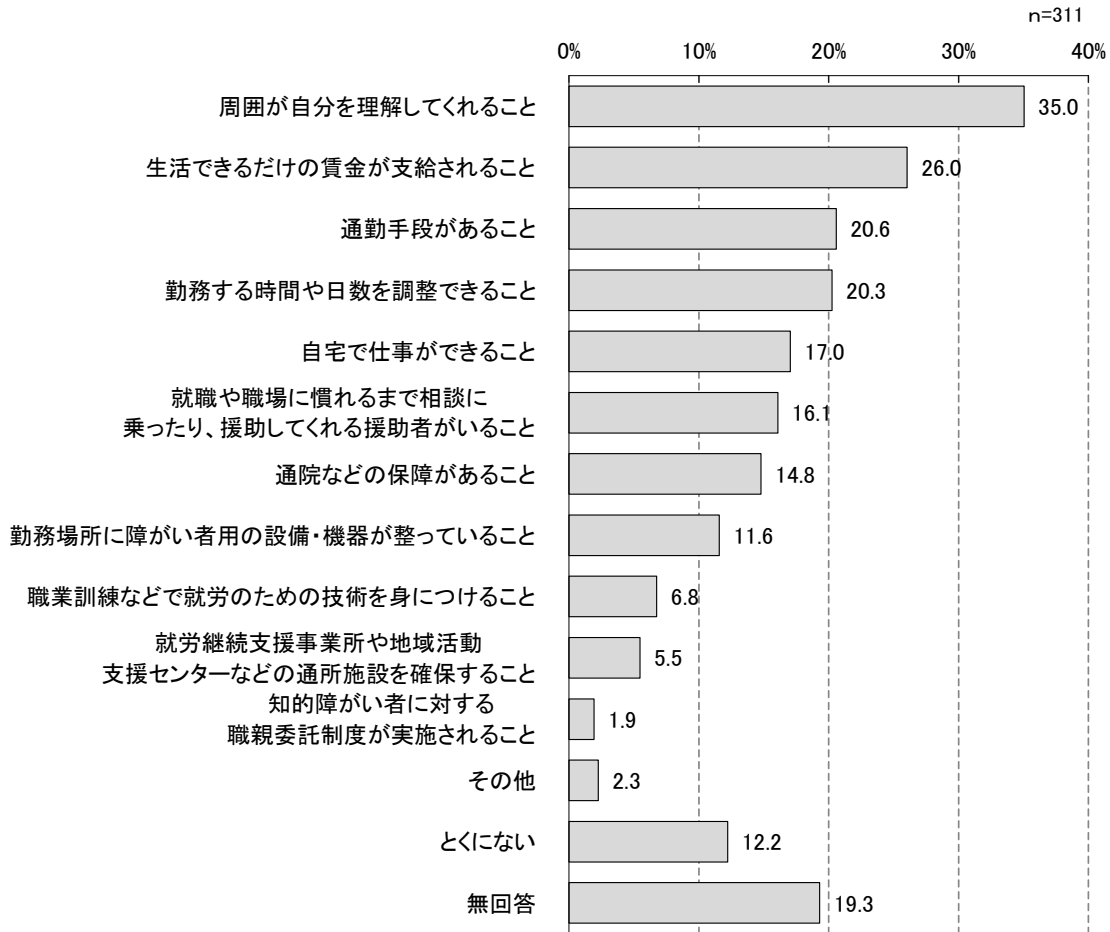
「その他」の主な意見

やりがいのある仕事がしたい／在宅勤務で働きたい／地元で働ける職場 など

障がいや心の病の人に必要環境

問 14 障がいや心の病などでお困りの人が働くためには、どのような環境が整っていることが大切だと思いますか。(〇は主なもの3つまで)

図 障がいや心の病の人に必要環境



障がいや心の病の人に必要環境は「周囲が自分を理解してくれること」が 35.0%と最も多く、次いで「生活できるだけの賃金が支給されること」が 26.0%、「通勤手段があること」が 20.6%、「勤務する時間や日数を調整できること」が 20.3%となっている。

～身の回りのことについて～

身の回りの手伝いを頼む相手・手伝いしてくれる人

問 15 身の回りの手伝いが必要なとき、主に誰に手伝ってもらいますか。(○は主なもの1つだけ)
 (問 15 で 1 を選んだ方に) 問 15-1 その方はどなたですか。(○は1つだけ)

図 身の回りの手伝いを頼む相手

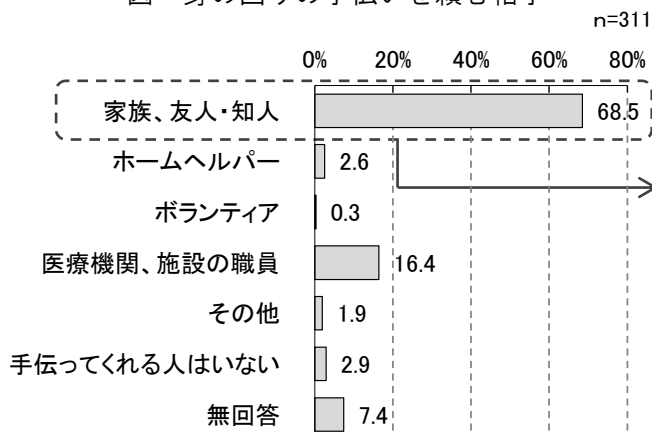
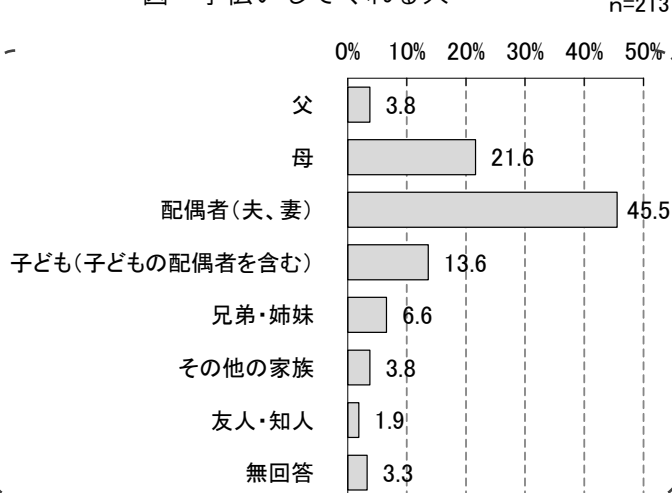


図 手伝いしてくれる人



身の回りの手伝いを頼む相手は「家族、友人・知人」が68.5%と最も多く、次いで「医療機関、施設の職員」が16.4%となっている。(図 身の回りの手伝いを頼む相手)

「その他」の主な意見

身の回りの手伝いは必要ない など

身の回りの手伝いを頼む相手で家族、友人・知人と回答した人にたずねたところ、「配偶者(夫、妻)」が45.5%と最も多く、次いで「母」が21.6%、「子ども(子どもの配偶者を含む)」が13.6%、「兄弟・姉妹」が6.6%、「父」が3.8%となっている。(図 手伝いしてくれる人)

手伝いをしてくれる人の就労の有無・手伝いをしてくれる人の年齢

(問 15 で 1 を選んだ方に) 問 15-2 その方は仕事をしていますか。(○は1つだけ)

(問 15 で 1 を選んだ方に) 問 15-3 その方の年齢は何歳ですか。(○は1つだけ)

図 手伝いをしてくれる人の就労の有無

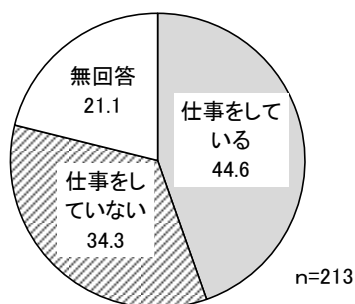
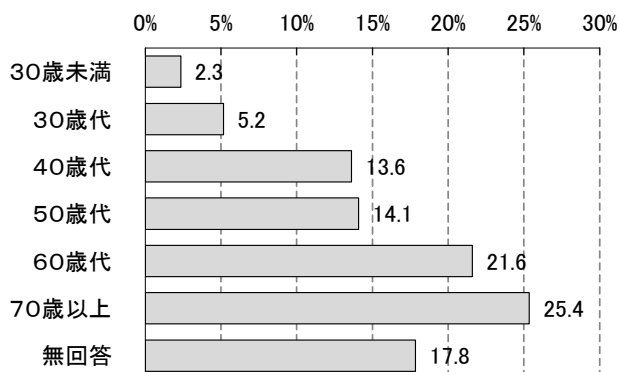


図 手伝いをしてくれる人の年齢



手伝いをしてくれる人の就労の有無は「仕事をしている」が44.6%、「仕事をしていない」が34.3%となっている。(図 手伝いをしてくれる人の就労の有無)

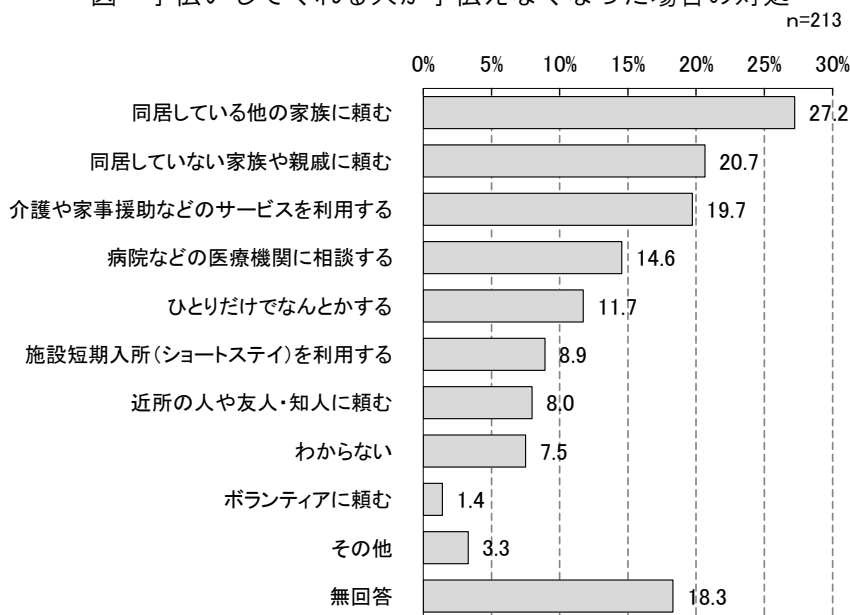
手伝いをしてくれる人の年齢は「70歳以上」が25.4%と最も多く、次いで「60歳代」が21.6%、「50歳代」が14.1%、「40歳代」が13.6%となっている。(図 手伝いをしてくれる人の年齢)

手伝いしてくれる人が手伝えなくなった場合の対処

(問 15 で 1 を選んだ方に)

問 15-4 その方が手伝えなくなった場合、どうしますか。(○はあてはまるものすべて)

図 手伝いしてくれる人が手伝えなくなった場合の対処



手伝いしてくれる人が手伝えなくなった場合の対処は「同居している他の家族に頼む」が27.2%と最も多く、次いで「同居していない家族や親戚に頼む」が20.7%、「介護や家事援助などのサービスを利用する」が19.7%となっている。

「その他」の主な意見

通所施設に相談する／手伝いがないと困るほどの状態ではない など

～情報収集について～

福祉サービスの情報入手の有無・情報の入手経路

問 16 あなたは、福祉サービスに関する情報を入手していますか。(○は1つだけ)

(問 16 で 1 を選んだ方に) 問 16-1 あなたは、福祉サービスに関する情報をどこから入手していますか。(○はあてはまるものすべて)

図 福祉サービスの情報入手の有無

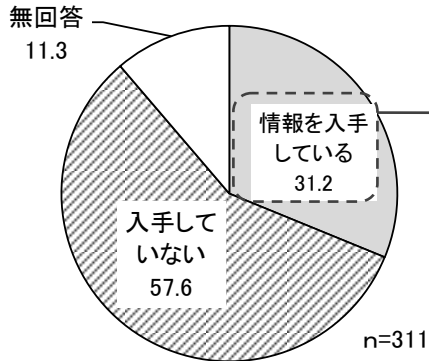
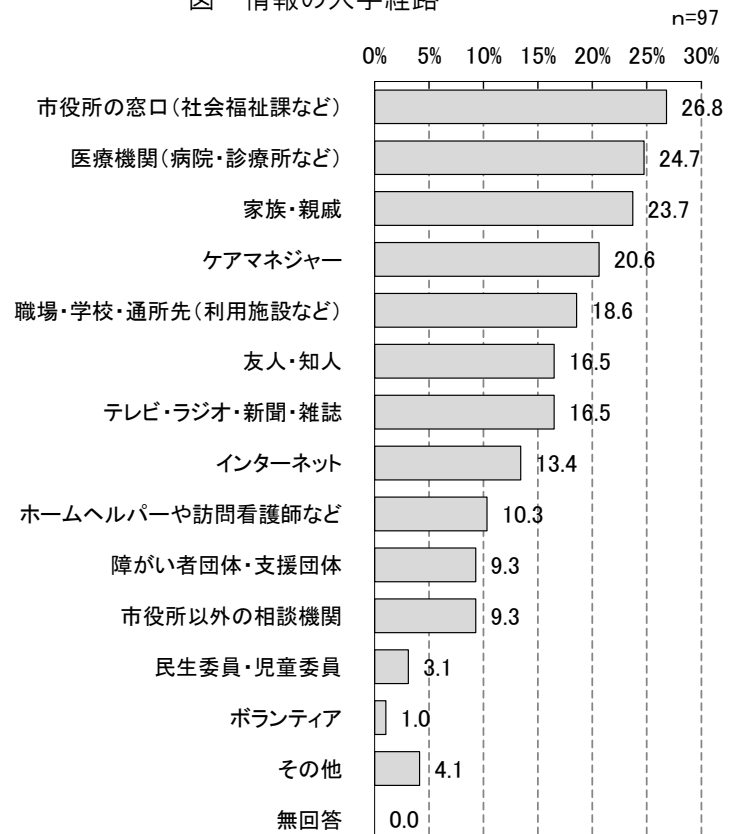


図 情報の入手経路



福祉サービスの情報入手の有無は「情報を入手している」が 31.2%、「入手していない」が 57.6%となっている。(図 福祉サービスの情報入手の有無)

問 16 で入手していると回答した人に情報の入手経路をたずねたところ、「市役所の窓口(社会福祉課など)」が 26.8%と最も多く、次いで「医療機関(病院・診療所など)」が 24.7%、「家族・親戚」が 23.7%となっている。(図 情報の入手経路)

「その他」の主な意見

市報/包括の担当の方 など

ほしいと思う福祉サービスの情報の有無・ほしいと思う福祉サービスの情報

問 17 あなたが、ほしいと思う福祉サービスに関する情報はありますか。(○は1つだけ)
(問 17 で 1 を選んだ方に)

問 17-1 あなたが、ほしい情報はどのような内容ですか。(○はあてはまるものすべて)

図 ほしい福祉サービスの情報の有無

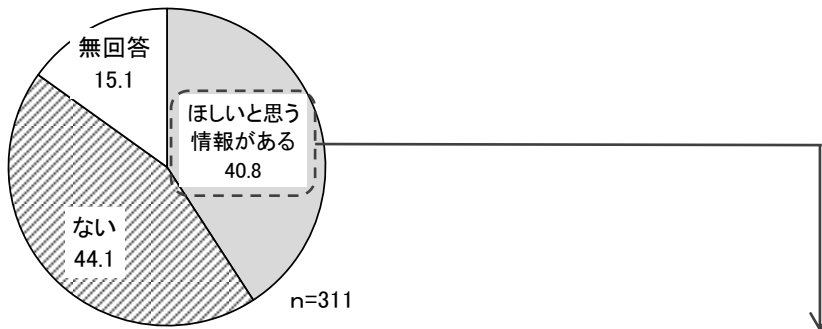
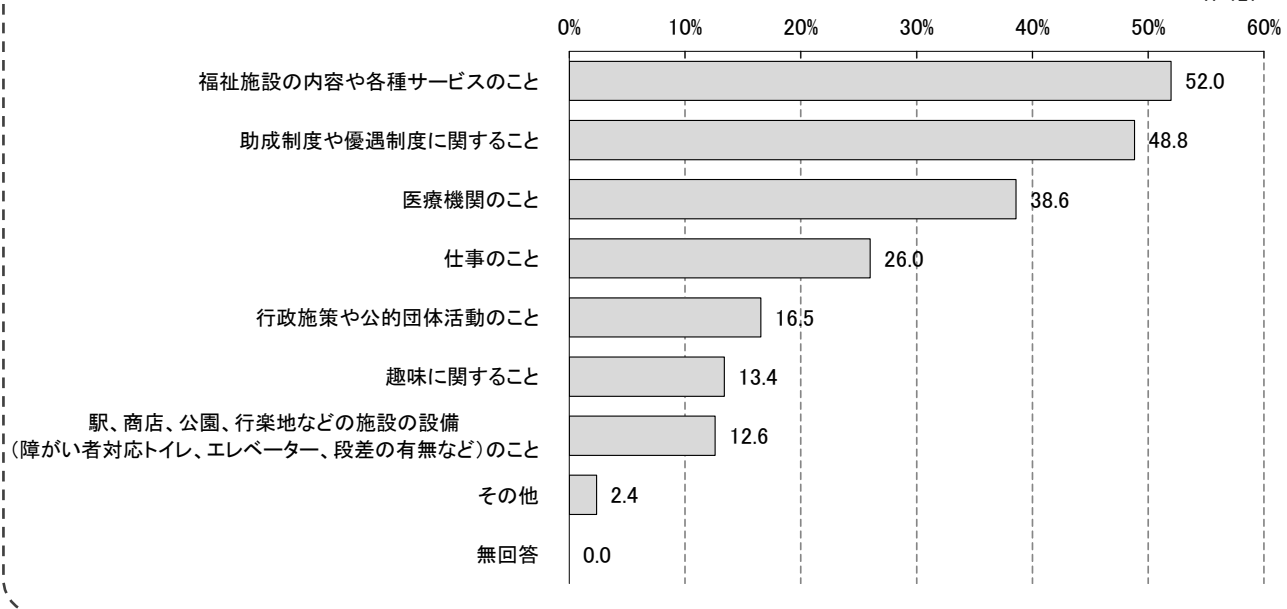


図 ほしいと思う福祉サービスの情報 n=127



ほしい福祉サービスの情報の有無は「ほしいと思う情報がある」が40.8%、「ない」が44.1%となっている。(図 ほしい福祉サービスの情報の有無)

問 17 であると回答した人にほしい福祉サービスの情報をたずねたところ、は「福祉施設の内容や各種サービスのこと」が52.0%と最も多く、次いで「助成制度や優遇制度に関すること」が48.8%、「医療機関のこと」が38.6%となっている。(図 ほしいと思う福祉サービスの情報)

「その他」の主な意見

足腰に筋力が付く方法や、リハビリサービス／高齢者の介護や看護に関する情報 など

情報収集・コミュニケーションに関する支援の有無・必要だと思う支援

問 18 あなたは、情報収集・コミュニケーションに関し、必要な支援がありますか。
 (問 18 で 1 を選んだ方に) 問 18-1 あなたは、情報収集・コミュニケーションに関し、
 どのような支援が必要だと思いますか (2 つまで○)

図 情報収集・コミュニケーションに関する支援の有無

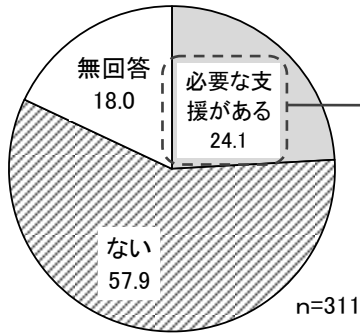
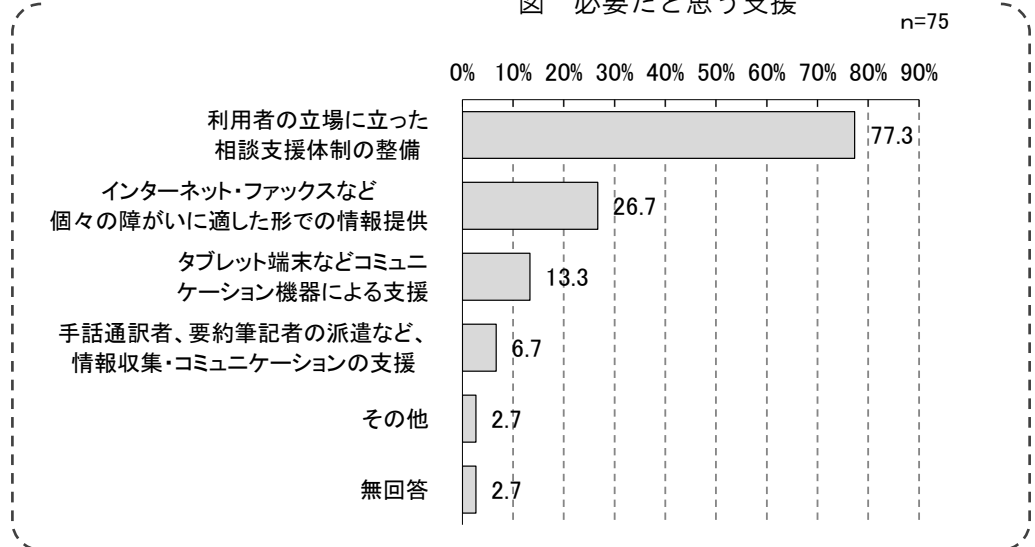


図 必要だと思う支援



情報収集・コミュニケーションに関する支援の有無は「必要な支援がある」が 24.1%、「ない」が 57.9%となっている。(図 情報収集・コミュニケーションに関する支援の有無)

問 18 であると回答した人に必要だと思う支援をたずねたところ、「利用者の立場に立った相談支援体制の整備」が 77.3%と最も多く、次いで「インターネット・ファックスなど個々の障がいに適した形での情報提供」が 26.7%、「タブレット端末などコミュニケーション機器による支援」が 13.3%となっている。(図 必要だと思う支援)

～相談ごとについて～

相談相手の有無・相談相手

問 19 あなたは、生活上の悩みごとや心配ごとを相談する人がいますか。

(問 19 で 1 を選んだ方に) 問 19-1 あなたは、生活上の悩みごとや心配ごとを誰に相談していますか。

(○はあてはまるものすべて)

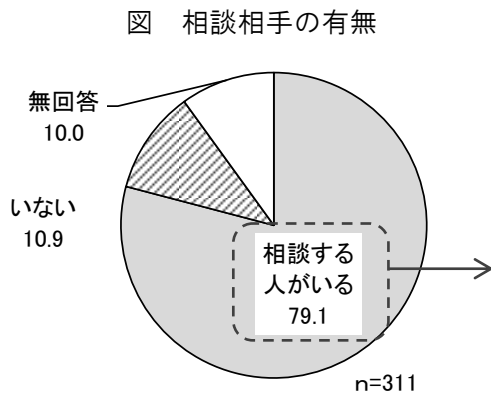
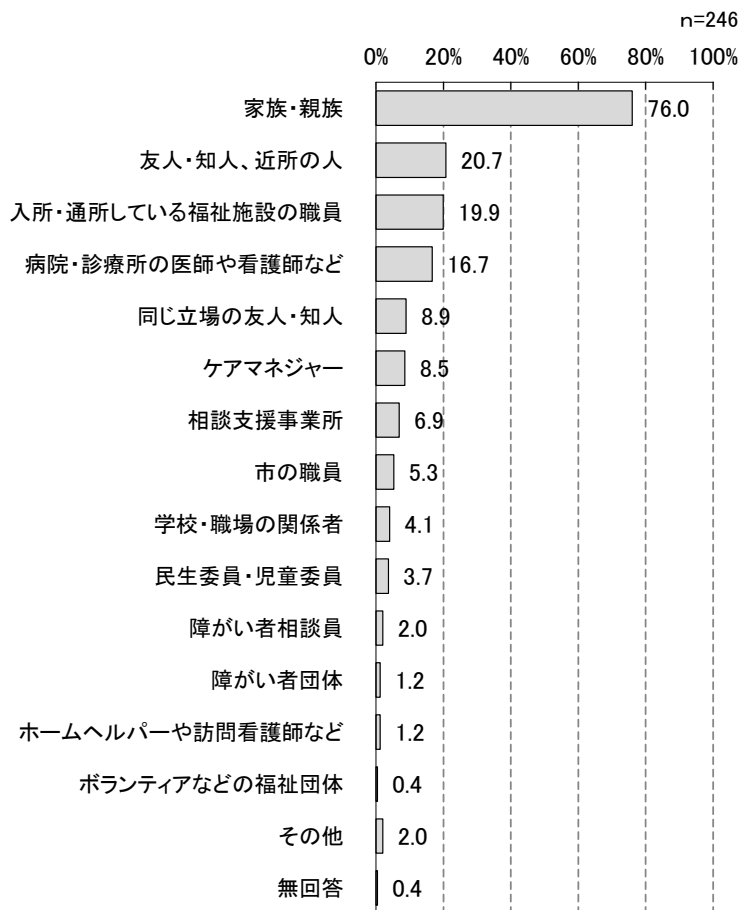


図 相談相手



相談相手の有無は「相談する人がいる」が 79.1%、「いない」が 10.9%となっています。(図 相談相手の有無)

問 19 でいると回答した人に相談相手をたずねたところ、「家族・親族」が 76.0%と最も多く、次いで「友人・知人、近所の人」が 20.7%、「入所・通所している福祉施設の職員」が 19.9%、「病院・診療所の医師や看護師など」が 16.7%となっている。(図 相談相手)

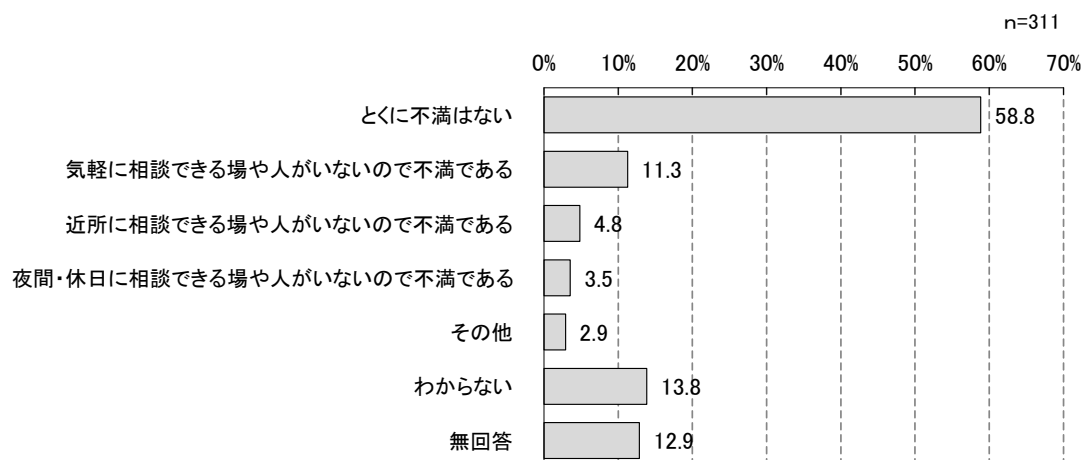
「その他」の主な意見

病院の相談員 など

困ったときの相談体制への不満

問 20 現在の困ったときの相談体制について、あなたはどのように感じていますか。

図 困ったときの相談体制への不満



困ったときの相談体制への不満は「特に不満はない」が58.8%と最も多く、次いで「わからない」が13.8%、「気軽に相談できる場や人がいないので不満である」が11.3%、「近所に相談できる場や人がいないので不満である」が4.8%、「夜間・休日に相談できる場や人がいないので不満である」が3.5%となっている。

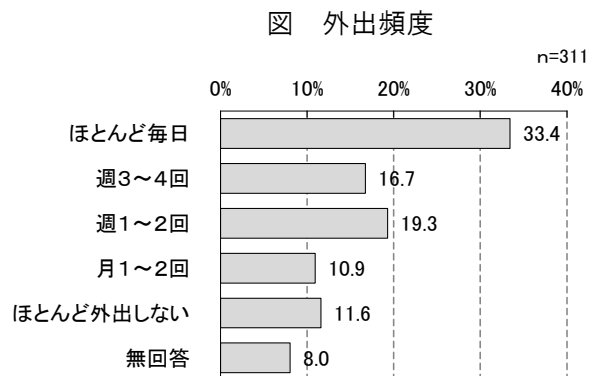
「その他」の主な意見

困っていても誰に相談したら良くなるのかわからない／相談できない環境にある
市に相談したかったが、病気に詳しくなく難しかった など

～外出について～

外出頻度

問 21 あなたは、普段どのくらい外出しますか。(○は1つだけ)



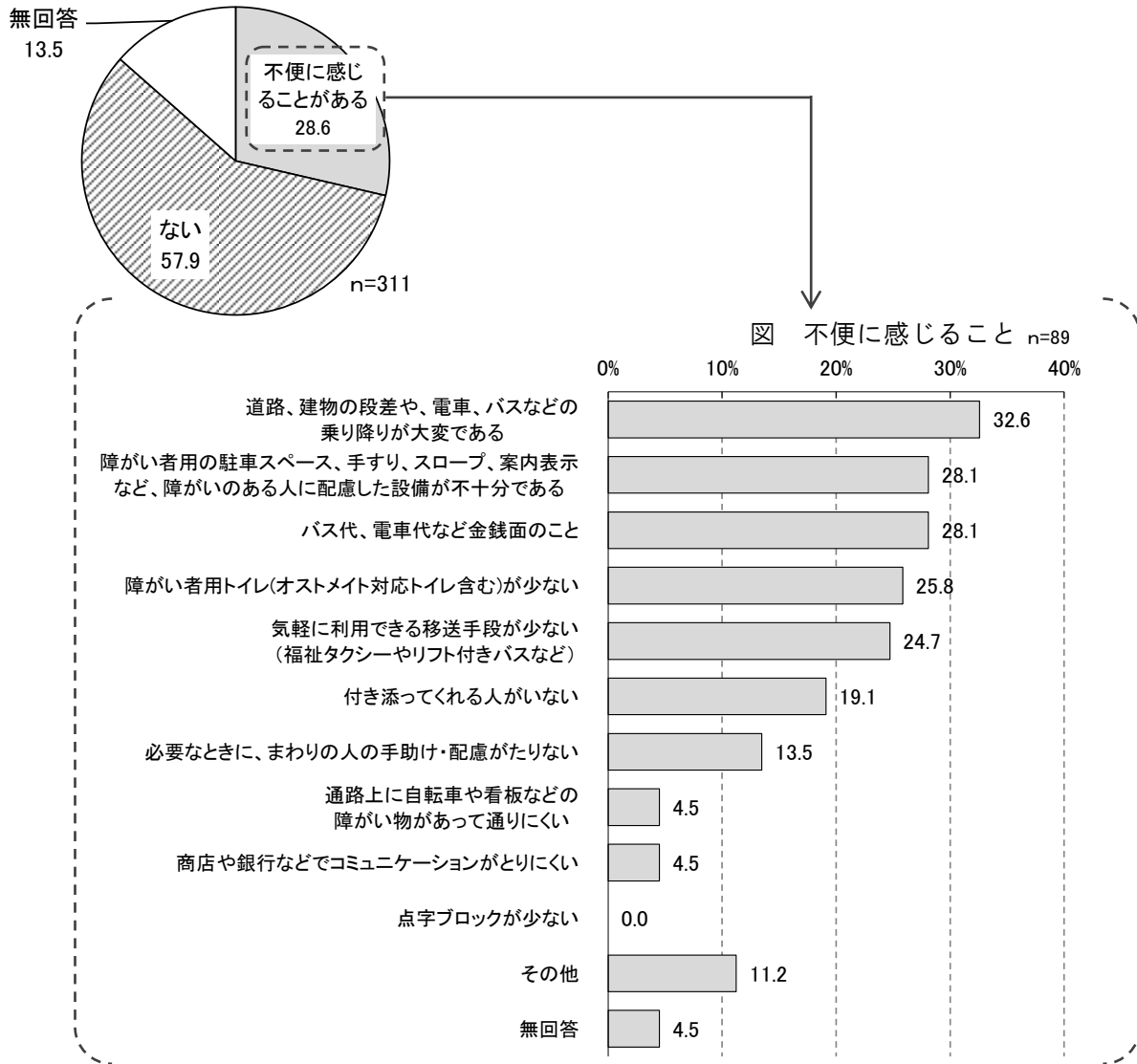
外出頻度は「ほとんど毎日」が 33.4%と最も多く、次いで「週1~2回」が 19.3%、「週3~4回」が 16.7%となっている。

外出の際に不便に感じることの有無・不便に感じること

問 22 外出の際に困ったり、不便に感じることはありますか。

(問 22 で 1 を選んだ方に) 問 22-1 外出の際、困ったり不便に感じることはどんなことですか。
(○はあてはまるものすべて)

図 外出の際に不便に感じることの有無



外出の際に不便に感じることの有無は「不便に感じることもある」が28.6%、「ない」が57.9%となっている。(図 外出の際に不便に感じることの有無)

外出の際に不便に感じることをたずねたところ、「道路、建物の段差や、電車、バスなどの乗り降りが大変である」が32.6%と最も多く、次いで「障がい者用の駐車スペース、手すり、スロープ、案内表示など、障がいのある人に配慮した設備が不十分である」、「バス代、電車代など金銭面のこと」が28.1%、「障がい者用トイレが少ない」が25.8%、「気軽に利用できる移送手段が少ない」が24.7%となっている。(図 不便に感じること)

「その他」の主な意見

運転をやめているから／雨が降ると不便 など

～地域との関わりについて～

近所つきあいの有無・つきあいの内容

問 23 あなたは、ふだん地域の人とおつきあいをしていますか。

(問 23 で 1 を選んだ方に) 問 23-1 あなたは、ふだん地域の人とどのようなおつきあいをしていますか。(○はあてはまるものすべて)

図 近所つきあいの有無

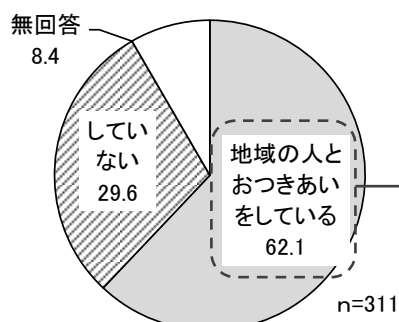
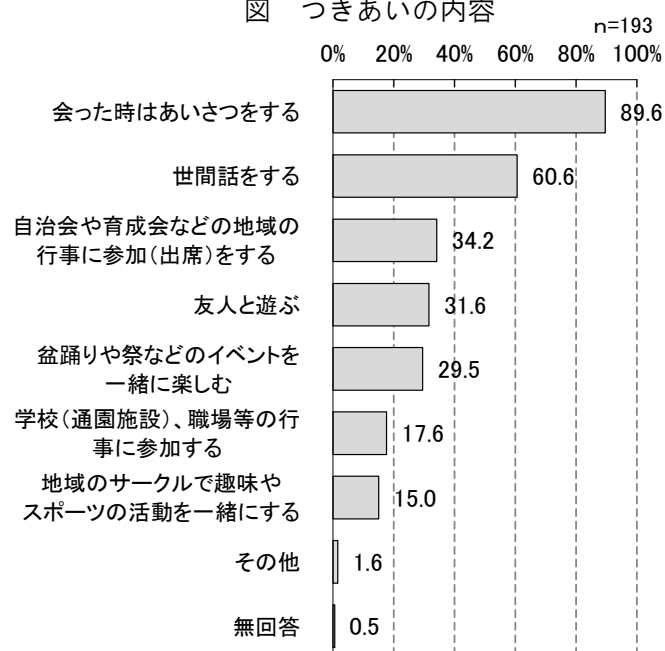


図 つきあいの内容



近所づきあいをしているかでは「地域の人とおつきあいをしている」が 62.1%、「していない」が 29.6%となっている。(図 近所つきあいの有無)

つきあいをしている人に内容をたずねたところ、「会ったときはあいさつをする」が 89.6%と最も多く、次いで「世間話をする」が 60.6%、「自治会や育成会などの地域の行事に参加(出席)をする」が 34.2%、「友人と遊ぶ」が 31.6%、「盆踊りや祭などのイベントと一緒に楽しむ」が 29.5%となっている。(図 どのようなつきあいかな)

「その他」の主な意見

老人クラブ、サロン/同じ病気の人集まりに参加/社会体育 など

地域活動参加への問題の有無・地域活動参加で問題となること

問 24 あなたが地域活動に参加する場合、問題となることがありますか。
 (問 24 で 1 を選んだ方に) 問 24-1 あなたが地域活動に参加する場合、問題となることは
 どのようなことですか。(○は主なもの 3 つまで)

図 地域活動参加への問題の有無

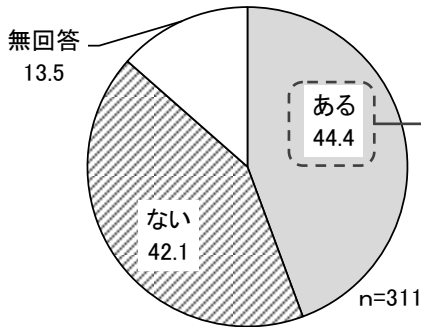
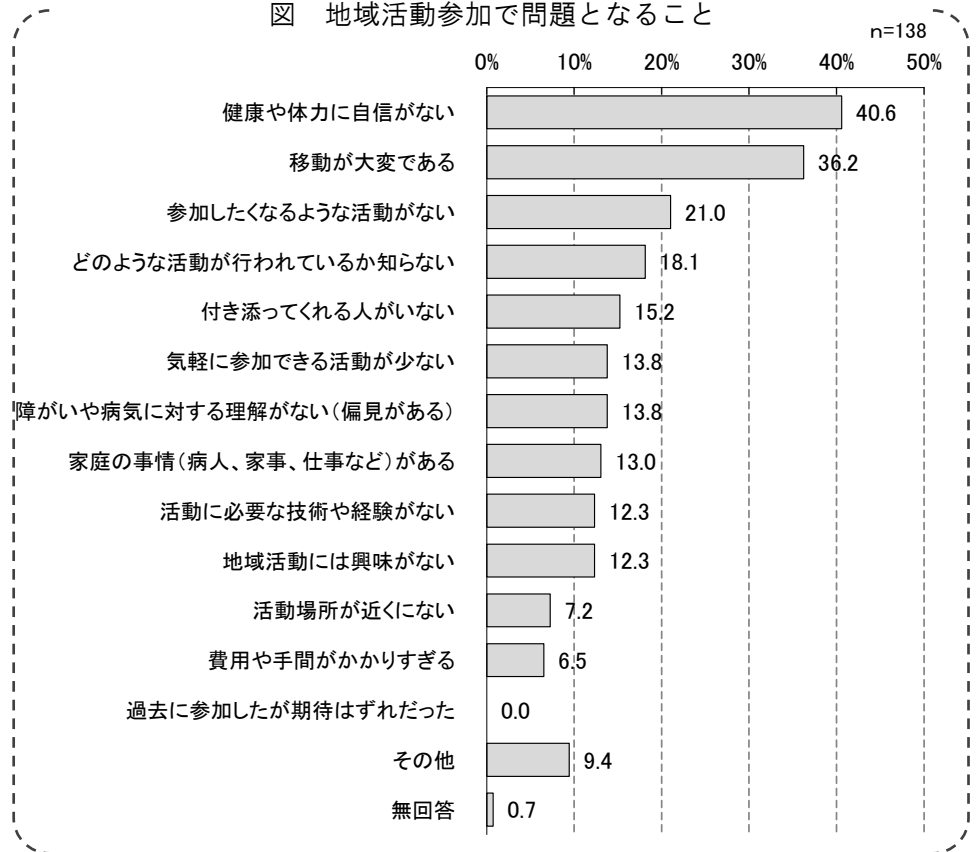


図 地域活動参加で問題となること



地域活動参加への問題の有無は「ある」が 44.4%、「ない」が 42.1%となっている。(図 地域活動参加への問題の有無)

問 24 であると回答した人に活動参加で問題となることをたずねたところ、「健康や体力に自信がない」が 40.6%と最も多く、次いで「移動が大変である」が 36.2%、「参加したくなるような活動がない」が 21.0%となっている。(図 地域活動参加で問題となること)

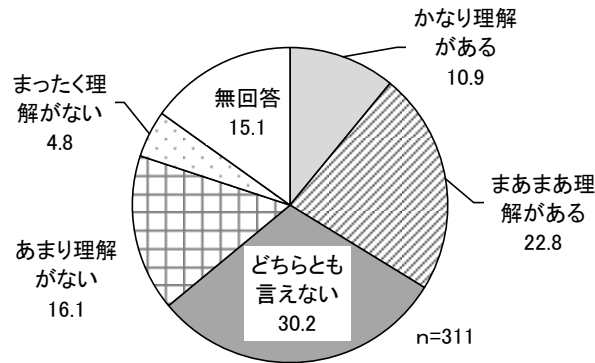
「その他」の主な意見

参加場所にトイレ等設備が不十分である／人の目が気になる／情報がない
 ジェスチャーや筆談等で、わかるようにしてほしい／病気で参加できない など

障がいや病気に対する市民の理解の有無

問 25 障がいや病気に対する市民の理解について、どのように感じていますか。
(○は1つだけ)

図 障がいや病気に対する市民の理解の有無



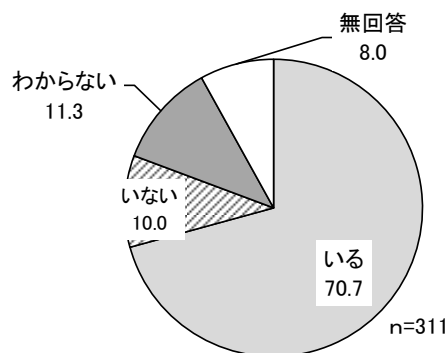
障がいや病気に対する市民の理解の有無は「どちらとも言えない」が30.2%と最も多くなっている。

「かなり理解がある」、「まあまあ理解がある」を合計した『理解がある』という人は33.7%、「あまり理解がない」、「まったく理解がない」を合計した『理解がない』という人は20.9%となっており、『理解がある』という人の方が多くなっている。

緊急時・災害時に手助けしてくれる人の有無

問 26 あなたには、急病などの緊急時や地震、台風などの災害時に手助けをしてくれる人が身近にいますか。(○は1つだけ)

図 緊急時・災害時に手助けしてくれる人の有無

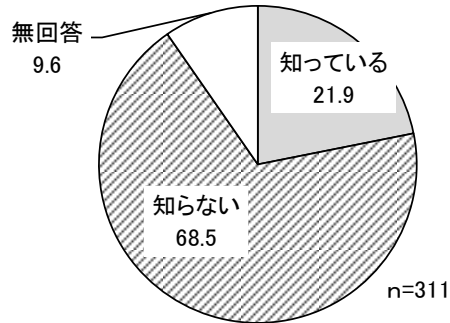


緊急時・災害時に手助けしてくれる人の有無は「いる」が70.7%、「いない」は10.0%となっている。

避難行動要支援者名簿の認知度

問 27 あなたは、避難行動要支援者名簿を知っていますか（○は1つだけ）

図 避難行動要支援者名簿の認知度

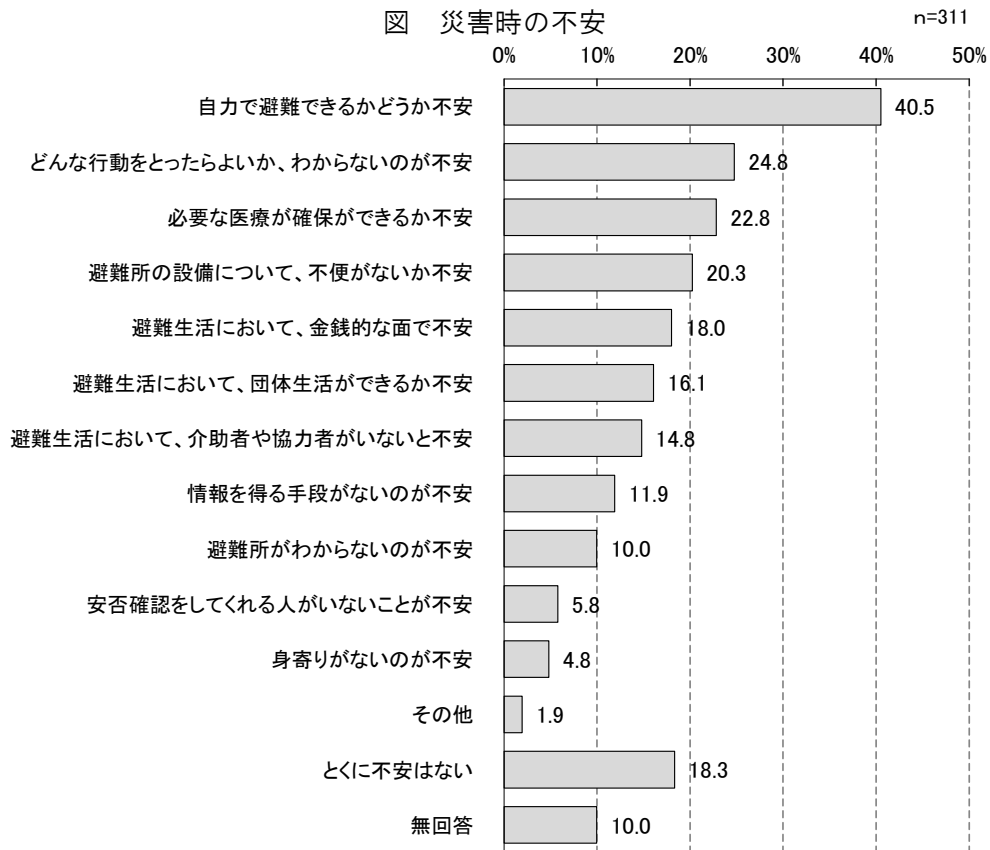


避難行動要支援者名簿の認知度は「知っている」が21.9%、「知らない」が68.5%となっている。

災害時の不安

問 28 あなたは災害時を想定した場合、どのような不安がありますか。（○はあてはまるものすべて）

図 災害時の不安



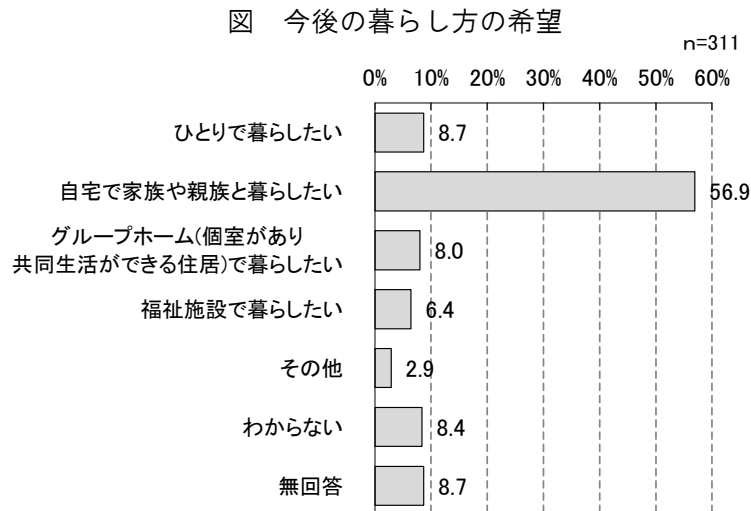
災害時の不安は「自力で避難できるかどうか不安」が40.5%と最も多く、次いで「どんな行動をとったらよいか、わからないのが不安」が24.8%、「必要な医療が確保ができるか不安」が22.8%、「避難所の設備について、不便がないか不安」が20.3%となっている。

「その他」の主な意見
 トイレが特に心配／避難所まで一人では行けない／耳が聞こえないので、教えてもらわないとわからないことが不安 など

～今後の生活について～

今後の暮らし方の希望

問 29 あなたは、これからの生活をどのように送りたいとお考えですか。(○は1つだけ)



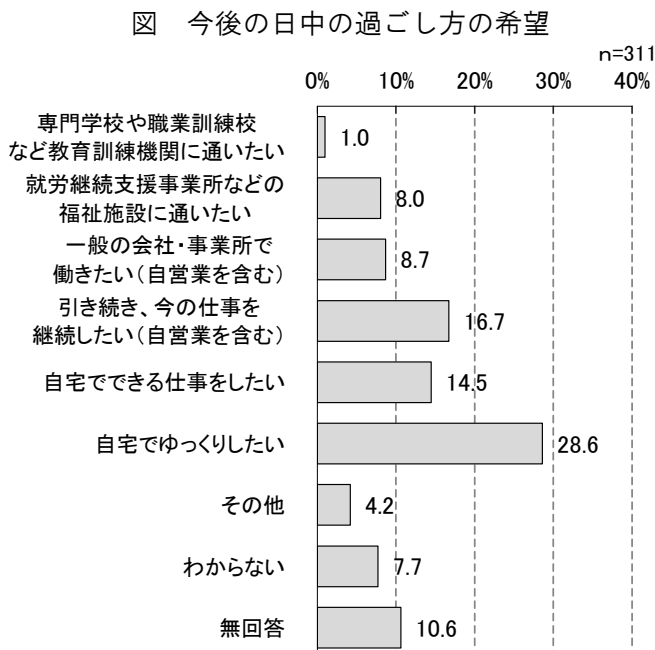
今後の暮らし方の希望は「自宅で家族や親族と暮らしたい」が56.9%と最も多く、次いで「ひとりで暮らしたい」が8.7%となっている。

「その他」の主な意見

リフォームして自宅で住みたい／今の生活を維持したい
障がい者(子)が親(高齢者の)と入れる施設を作ってほしい など

今後の日中の過ごし方の希望

問 30 あなたは、今後、日中どのように過ごしたいと思いますか。(○は1つだけ)



今後の日中の過ごし方の希望は「自宅でゆっくりしたい」が28.6%と最も多く、次いで「引き続き、今の仕事を継続したい(自営業を含む)」が16.7%、「自宅でできる仕事をしたい」が14.5%となっている。

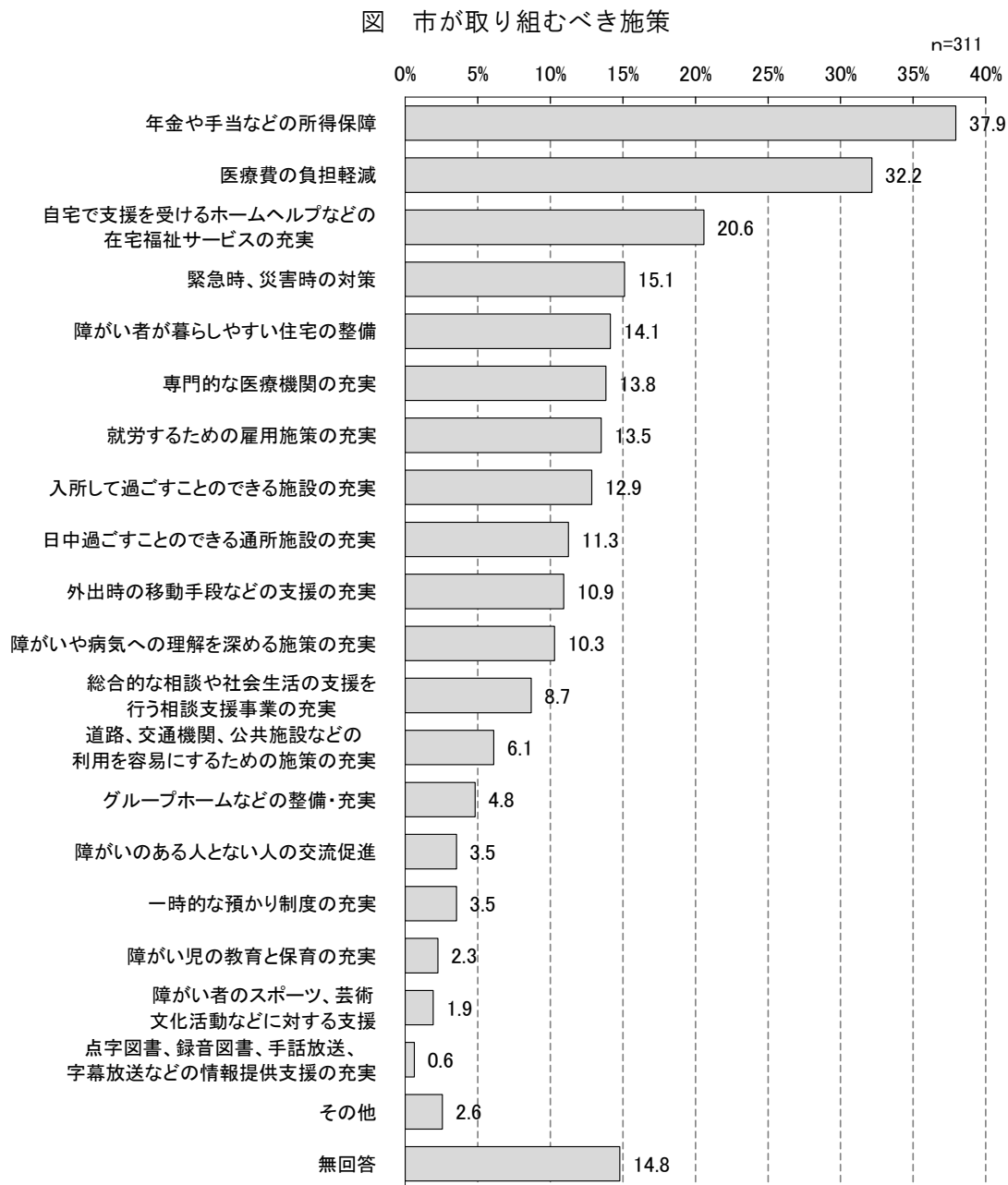
「その他」の主な意見

進学したい／畑仕事をしたい
／入所施設で過ごしたい／時々
パートをしたい など

～豊後高田市の施策について～

市が取り組むべき施策

問 31 今後、市が取り組むべき施策として、何が重要だと思いますか。（○は主なもの3つまで）



市が取り組むべき施策は「年金や手当などの所得保障」が 37.9%と最も多く、次いで「医療費の負担軽減」が 32.2%、「自宅で支援を受けるホームヘルプなどの在宅福祉サービスの充実」が 20.6%となっている。

「その他」の主な意見

相談者から問題をうまく引き出せれば、取り組むべき施策はみえてくると思う など

施設や病院での訓練や治療の利用の有無・訓練や治療で希望すること

問 32 施設や病院での訓練や治療を利用したことがありますか。(○は1つだけ)

(問 32 で 1 を選んだ方に) 問 32-1 施設や病院での訓練や治療について、あなたが希望することはどんなことですか。(○はあてはまるものすべて)

図 施設や病院での訓練や治療の利用の有無

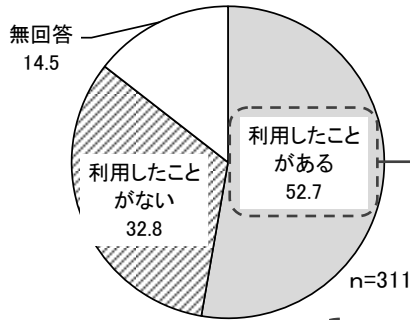
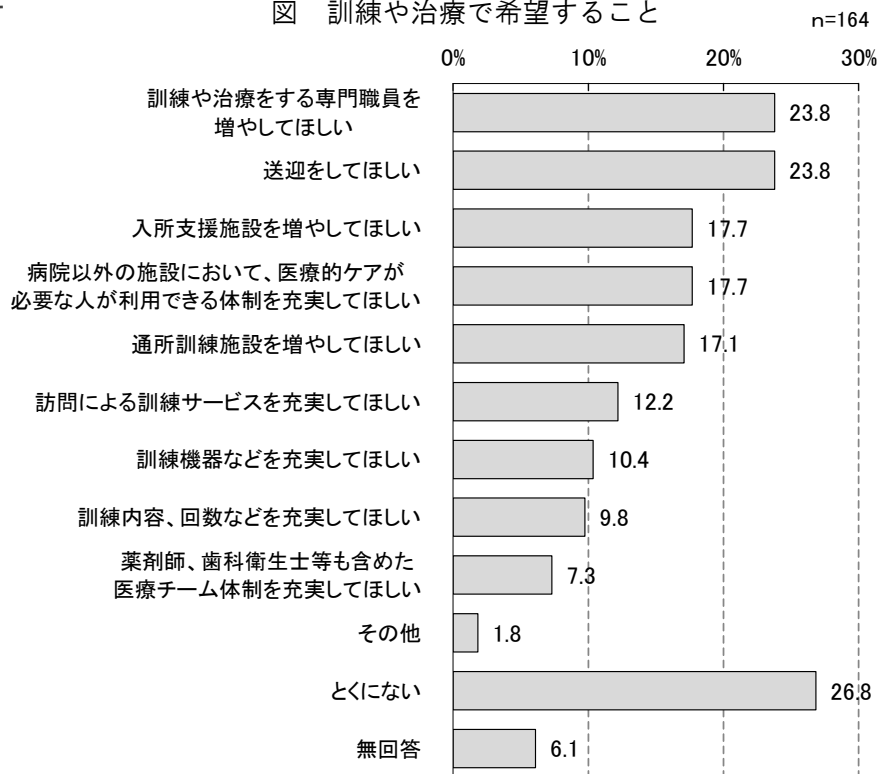


図 訓練や治療で希望すること



施設や病院での訓練や治療の利用の有無は「利用したことがある」が 52.7%、「利用したことがない」が 32.8%となっている。(図 施設や病院での訓練や治療の利用の有無)

利用したことがあると回答した人が訓練や治療で希望することをたずねたところ、「訓練や治療をする専門職員を増やしてほしい」、「送迎をしてほしい」が 23.8%、「入所支援施設を増やしてほしい」、「病院以外の施設において、医療的ケアが必要な人が利用できる体制を充実してほしい」が 17.7%、「とくにない」は 26.8%となっている。(図 訓練や治療で希望すること)

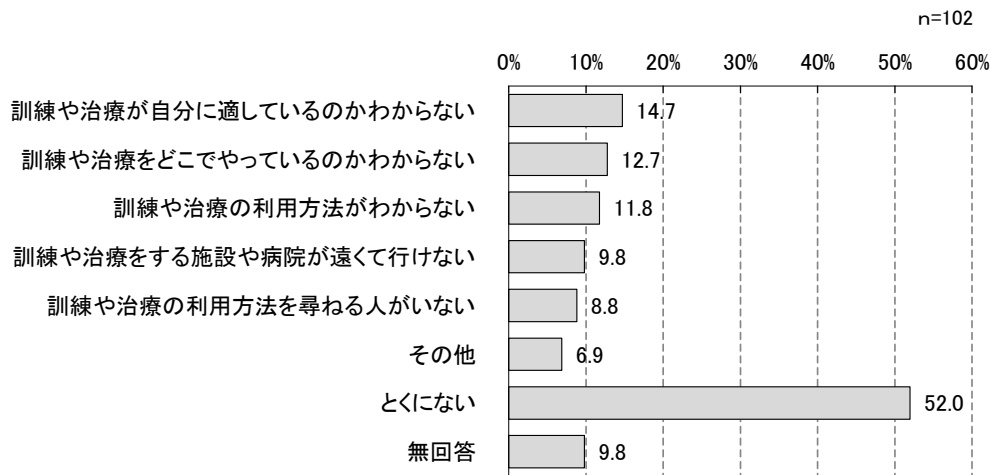
「その他」の主な意見

市内に行きたい(訓練)病院がなく遠方まで行っている。リハビリだけの施設を考えてほしい/説明を充実させてほしい/県内にも訓練できるところがあれば楽だと思う など

施設や病院での訓練や治療を利用しない理由

(問 32 で 2 を選んだ方に) 問 32-2 施設や病院での訓練や治療について、利用しない理由はどんなことでしょうか。(〇はあてはまるものすべて)

図 施設や病院での訓練や治療を利用しない理由



施設や病院での訓練や治療を利用しない理由は「訓練や治療が自分に適しているのかわからない」が 14.7%と最も多く、「訓練や治療をどこでやっているのかわからない」が 12.7%、「訓練や治療の利用方法がわからない」が 11.8%、「訓練や治療をする施設や病院が遠くて行けない」が 9.8%、「とくにない」は 52.0%となっている。

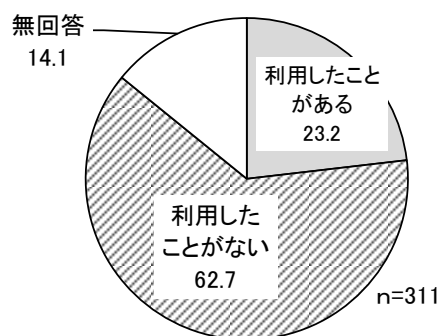
「その他」の主な意見

必要がないため／施設のなかで訓練や治療をしてほしい／断られたのであきらめた治療はしているが訓練はない など

通所サービスの利用の有無

問 33 通所サービスを利用したことがありますか。(〇は 1 つだけ)

図 通所サービスの利用の有無

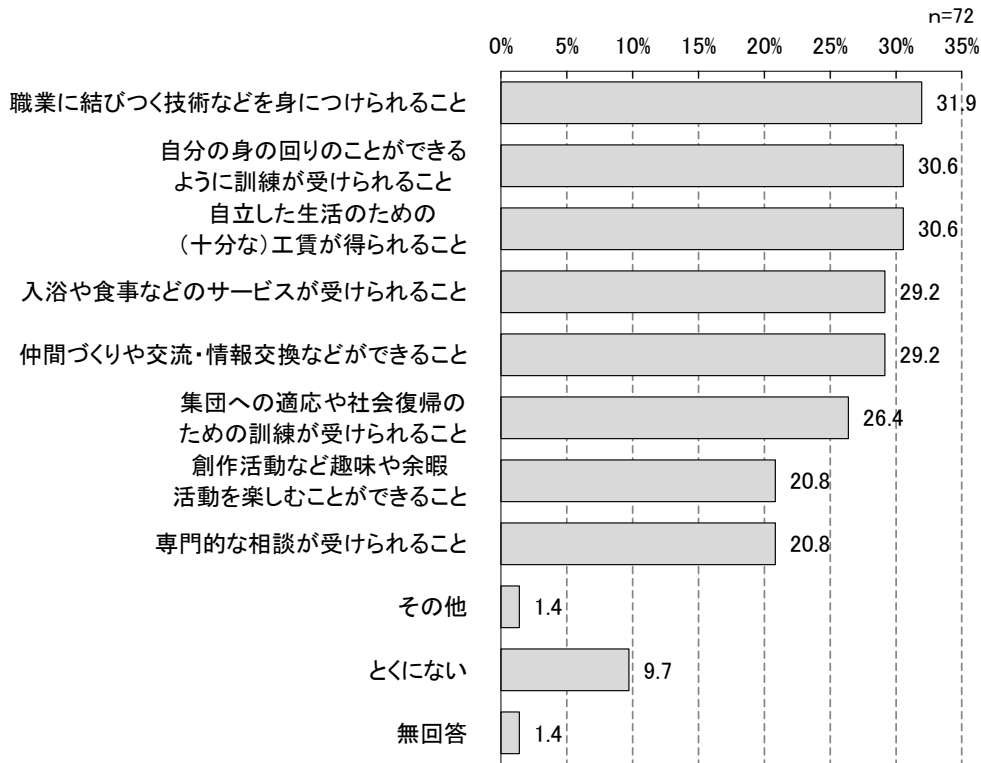


通所サービスの利用の有無は「利用したことがある」が 23.2%、「利用したことがない」が 62.7%となっている。

通所サービスへの希望

(問 33 で 1 を選んだ方に) 問 33-1 通所サービスについて、あなたはどのような希望をおもちですか。
(○はあてはまるものすべて)

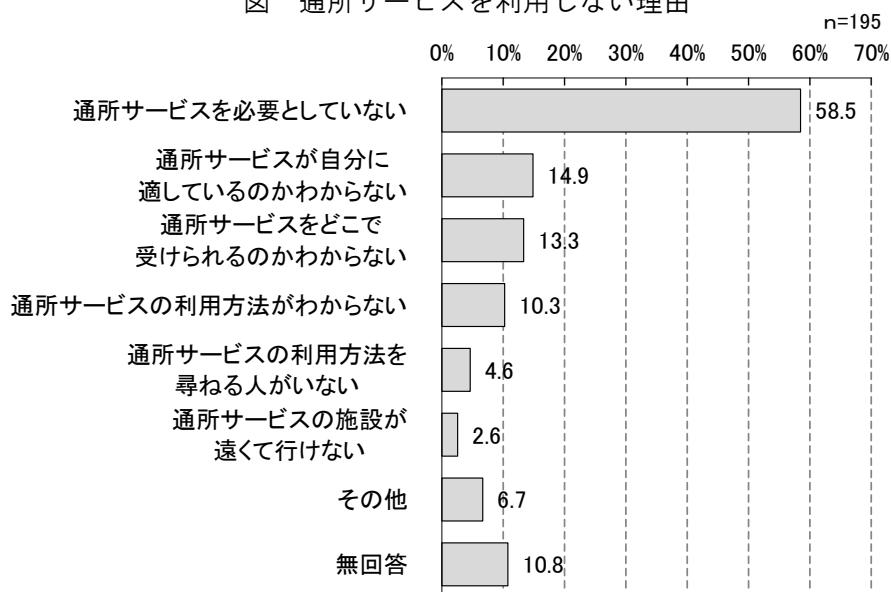
図 通所サービスへの希望



利用したことがあると回答した人に通所サービスへの希望をたずねたところ、「職業に結びつく技術などを身につけられること」が 31.9%と最も多く、次いで「自分の身の回りのことができるように訓練が受けられること」、「自立した生活のための(十分な)工賃が得られること」が 30.6%、「入浴や食事などのサービスが受けられること」、「仲間づくりや交流・情報交換などができること」が 29.2%となっている。

(問 33 で 2 を選んだ方に) 問 33-2 通所サービスについて、利用しない理由はどんなことでしょうか。
 (○はあてはまるものすべて)

図 通所サービスを利用しない理由



通所サービスを利用しないと回答した人に理由をたずねたところ、「通所サービスが自分に適しているのかわからない」が 14.9%と最も多く、「通所サービスをどこで受けられるのかわからない」が 13.3%、「通所サービスの利用方法がわからない」が 10.3%、「通所サービスを必要としていない」は 58.5%となっている。

「その他」の主な意見

通所サービスとは何かわからない／介護保険サービスを利用しているため
 入所中のため／施設入所、生活介護サービスを受けているため など

～権利擁護について～

障がいや病気によって差別や嫌な思いをした経験の有無・差別や嫌な思いをした場所

問 34 あなたは、障がいや病気などによって差別や嫌な思いをする（した）ことがありますか。
 (○は1つだけ)
 (問 34 で 1 または 2 を 選 ん だ 方 に) 問 34-1 ど の よ う な 場 所 で 差 別 や 嫌 な 思 い を し ま し た か。
 (あ て は ま る も の す べ て に ○)

図 障がいや病気によって
差別や嫌な思いをした経験の有無

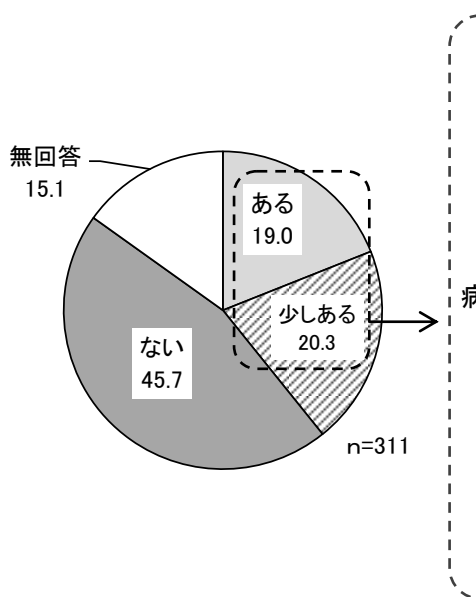
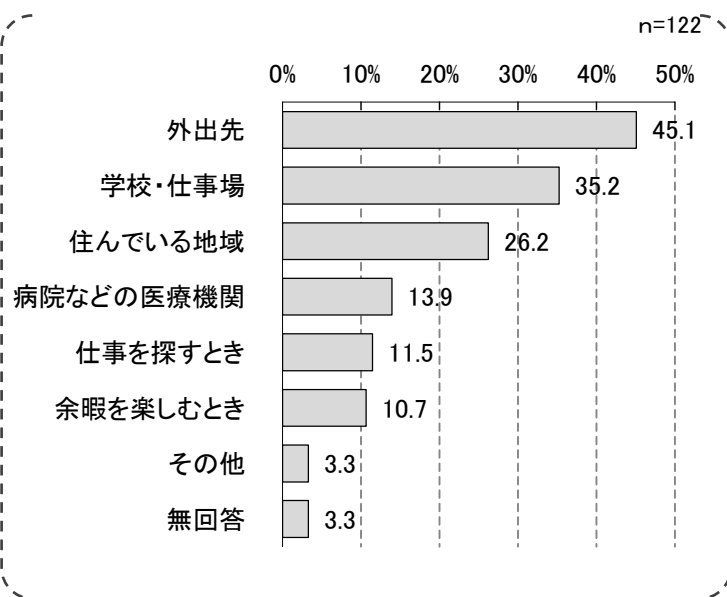


図 差別や嫌な思いをした場所



障がいや病気によって差別や嫌な思いをした経験は「ない」が45.7%、「少しある」が20.3%、「ある」が19.0%となっている。(図 障がいや病気によって差別や嫌な思いをした経験の有無)

差別や嫌な思いをした場所は「外出先」が45.1%と最も多く、次いで「学校・仕事場」が35.2%、「住んでいる地域」が26.2%となっている。(図 差別や嫌な思いをした場所)

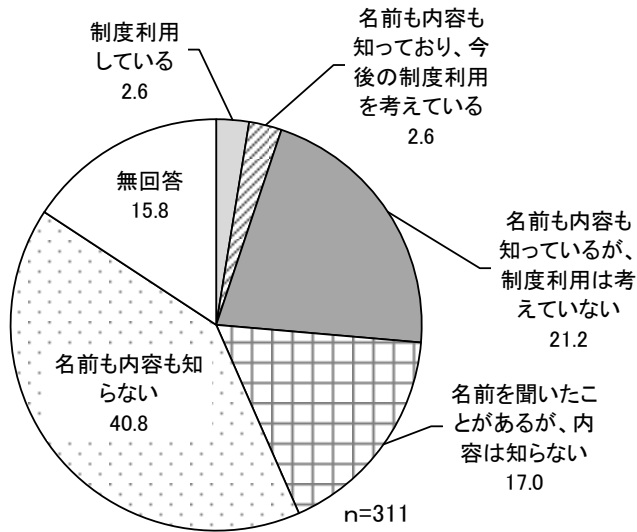
「その他」の主な意見

スーパー店内や、駐車場／入所中 など

成年後見制度の認知度

問 35 成年後見制度についてご存じですか。(○は1つだけ)

図 成年後見制度の認知度



成年後見制度の認知度は「名前も内容も知らない」が40.8%と最も多く、次いで「名前も内容も知っているが、制度利用は考えていない」が21.2%、「名前を聞いたことがあるが、内容は知らない」が17.0%となっている。

問 36 何かお困りのこと、ご意見・ご要望、より自立した生活を送るために必要なものなどのご意見がありましたら、ご自由にお書きください。

主な自由意見

障害者手帳別および自立支援医療受給者証	主な自由意見
身体障害者手帳所持者	<ul style="list-style-type: none"> ○温水プールの設置 ○障がいのある人が自分の能力に合わせて活動できる場所の設置 ○市内に夜間透析ができる体制づくり ○ニーズの多様化に対応したきめ細やかな福祉制度の充実 ○ひとりでいるときに事件等の緊急時に遭遇した際の対応装置 ○住宅改修する際のバリアフリー化 ○自宅のトイレに手すりを設置したい ○メンタルケアの充実 ○情報などの定期発信、共有化 ○ショートステイができる施設の増加 ○国民年金で入所できる施設を増やして欲しい
療育手帳所持者	<ul style="list-style-type: none"> ○障がい児に十分な療育を受けさせる医療機関の設置 ○市内に放課後等デイサービスの設置 ○親子で入れる老人ホームの設置 ○就労継続支援A型・B型の充実
精神障害者保健福祉手帳所持者	<ul style="list-style-type: none"> ○障がい児の保護者への支援体制の強化 ○障がい者の就労できる施設の増加 ○精神障がいについて少しでも多くの人に理解を広めてもらいたい ○乗り合いタクシー休日を増やしてほしい

2 豊後高田市地域自立支援協議会設置要綱

(設置)

第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第77条に規定する事業をはじめとする地域の障害福祉に関するシステムづくりに関し、中核的な役割を果たす組織として、豊後高田市地域自立支援協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会の所掌事務は、次に掲げる事項とする。

- (1) 委託相談支援事業者の中立性及び公平性の確保と運営評価等に関すること。
- (2) 困難事例への対応のあり方に関する協議及び調整に関すること。
- (3) 地域の関係組織によるネットワーク構築等にむけた協議に関すること。
- (4) 地域の社会資源の開発及び改善に関すること。
- (5) 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第11条第3項の規定に基づく障害者計画に関すること。
- (6) 法第88条第1項の規定に基づく障害福祉計画に関すること。
- (7) その他必要と認められる事項

(組織)

第3条 協議会は、別表に掲げる職にある者（以下「委員」という。）をもって組織する。

(会長及び副会長)

第4条 協議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により選出する。
- 3 会長は協議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会の会議は、必要に応じ会長が招集し、会長がその議長となる。

- 2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、これを開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席)

第6条 会長は、必要に応じ協議会に関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(専門部会)

第7条 協議会に、必要に応じ、必要と認められる機関の担当者が構成する専門部会を置くことができる。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、社会福祉課において処理する。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

3 平成 27 年度 豊後高田市地域自立支援協議会委員名簿

分野	職 名 等	氏 名
議 会	豊後高田市議会社会文教委員会 委員長	井ノ口 憲治
福 祉	豊後高田市障害者福祉会 代表	河野 俊一
	豊後高田手をつなぐ育成会 会長	香丸 俊仁
	障害福祉サービス事業所ひまわり苑 施設長	富嶋 孝徳
	障害者支援施設コスモス 施設長	土谷 力
	多機能型事業所高田みづほ園 管理者	後藤 則隆
	授産施設八光園 園長	森若 鐵夫
保 健 医 療	豊後高田市医師会 会長	野中 良仁
	千嶋病院 院長	千嶋 達夫
地 域	豊後高田市自治委員会連合会 副会長	成重 勝博
	豊後高田市民生児童委員協議会 会長	野々村 陽一
	豊後高田市民生児童委員協議会障がい福祉部会 部会長	石丸 功
	豊後高田市ボランティア連絡協議会 会長	岡村 田鶴子
療 育 ・ 教 育	豊後高田市保育協議会 会長	木下 秀孝
	豊後高田市教育課程研究協議会特別支援教育部会 部会長	大波多 正子
支 援 セ ン タ ー	相談支援事業所こもれび舎 管理者	寄村 仁子
	地域総合支援センター サポートネットすまいる センター長	山本 公則
	ぶんご高田障がい者相談支援センター 代表	合田 昭子
	みづほ障がい者相談支援センター センター長	貞池 健
	地域相談支援事業所 コスモス 管理者	田口 浩慶
行 政	宇佐公共職業安定所 所長	宮下 和久
	大分県北部保健所 所長	大神 貴史
	豊後高田市副市長	鴛海 豊
事 務 局	豊後高田市社会福祉課長	植田 克己
	豊後高田市ウェルネス推進課長	伊南 富士子

4 用語解説

あ行

◆あんしんサポート事業（日常生活自立支援事業）

判断能力が不十分な高齢者・知的障がい者・精神障がい者に対し、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理などの援助を行うことにより、在宅での自立した生活を送ることを支援しようとする事業のこと。

◆あらゆる社会的障壁／合理的配慮

社会的障壁とは、障がいのある人を暮らしにくく、生きにくくする社会にあるもの全部（ことがら、物、制度、習慣、考え方など）をいう。また、合理的配慮とは、障がいのある人がそのことで困っているときに、その人の障がいに合った必要な工夫ややり方をする事。

◆医療的ケア

吸引や経管栄養、圧迫導尿などの医療的な処置を日常的に必要とする障がい者（児）に対して、看護師や保健師が医師の指示に従って行う医療的な援助。

◆移動支援・ガイドヘルプサービス

視覚障がい者や全身性障がい者が、公的機関や医療機関に行く場合等の社会的生活上必要な外出と社会参加の観点から必要と判断される外出時において、ガイドヘルパーを派遣するサービス。

◆インクルーシブ教育システム

障害者の権利に関する条約第24条において、人間の多様性の尊重等の強化、障がい者が精神的、身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とすることを目的に、障がいのある人と障がいのない人がともに学ぶ仕組みのことで、障がいのある者が一般的な教育制度から排除されないこと、生活する地域において必要な教育環境が整備されること、個々に必要な合理的配慮が提供されること等が必要とされている。

◆「うつ」・うつ病

抗うつ症状を示している状態全体に対して「うつ」という用語を、そのなかで抗うつ症状が中心になって本人が強い苦痛を感じていたり、日常生活にはっきりとした支障が生じていたりしている状態に対して、医学的治療の対象になるという意味で「うつ病」という用語を使用している。

◆NPO（エヌ・ピー・オー）

ボランティア団体や市民団体等、民間の営利を目的としない団体（Non Profit Organization）の総称として使われている。

◆大分障害者職業センター

障がい者職業カウンセラー等を配置し、ハローワーク（公共職業安定所）、障害者就業・生活支援センターとの密接な連携のもと、就職や職場復帰を目指す障がいのある方、障がい者雇用を検討しているあるいは雇用している事業主の方、障がいのある方の就労を支援する関係機関の方に対して、支援・サービスを提供する機関。別府市上野口 3088-170 Tel 0977-25-9035

◆大分県障がい者スポーツ大会

大分県障がい者体育協会が主管する大会。全ての障がい者が、希望と勇気をもって自立し、社会に積極的に参加する意欲を喚起するとともに、障がい者スポーツの普及に努め、県民が障がいに対する理解を一層深め、障がい者の社会参加の推進に寄与することを目的に例年開催されている。

か行

◆介護保険

40歳以上の方が被保険者として介護保険に加入し、65歳以上の方は、要介護認定において介護が必要と認定された場合、また、40歳から64歳までの方で介護保険の対象となる特定疾病により介護が必要と認定された場合に介護サービスを受けることができる制度。

介護サービスには、訪問介護や通所介護等の在宅介護サービスと、特別養護老人ホームや老人保健施設等に入所する施設介護サービスがある。

平成29年4月からは介護保険の予防給付（要支援の方に対するサービス）のうち介護予防訪問介護と介護予防通所介護が介護予防・日常生活支援総合事業に移行され、市町村の事業として実施される。

◆ガイドヘルプサービス（移動支援）

屋外での移動に著しい制限があったり、一人での外出が困難な障がいのある人が、公的機関や医療機関に行く場合等の社会生活上必要な外出と社会参加の観点から必要と判断される外出時において、ガイドヘルパーを派遣するサービス。

◆介助犬

肢体不自由のある身体障がい者のために、物の拾い上げ、運搬、着脱衣など肢体不自由を補う補助を行う犬。身体障がい者補助犬の一つ。

◆学習障害（LD）

基本的には全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、各、計算するまたは推論する能力のうち特定のものの習得と使用に著しい困難を示すさまざまな状態を示すもの。

◆居宅サービス

支援費制度以前における居宅サービスのこと。現在の障害者総合支援法においては、居宅介護（ホームヘルプ）、重度訪問介護、行動援護、同行援護、重度障害者等包括支援、短期入所（ショートステイ）に集約されている。なお、児童は児童福祉法において、児童発達支援、放課後等デイサービスなどがある。

◆グループホーム

地域社会の中にある住宅（アパート、マンション、一戸建てなど）において、数人の障がい者が一定の経済的負担を負って共同で生活する形態。

同居あるいは近隣に居住している専任の世話人により、食事の提供、相談、その他の日常生活援助が行われる。

◆ケアマネジメント

介護保険で要介護認定を受け、実際に介護サービスを利用する場合に、適切な介護サービスが利用できるようにケアマネージャー（介護支援専門員）と相談してケアプランを作成していくこと。

◆ケアプラン

介護者に対してどのような福祉サービスがどの程度必要か、またその費用についてなどを計画すること。

◆高次脳機能障がい

病気や外相などの原因により脳が損傷され、その後遺症として、記憶、注意、判断、意思伝達、情緒といった高次の脳機能障がいをきたす病態。

◆更生医療

障がい認定の対象となった機能障がいを軽減、除去または代償することによって、日常生活能力を回復させることを目的とする医療。

◆交通バリアフリー法

「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動円滑化の促進に関する法律」。旅客施設や車両など公共交通機関のバリアフリー対応にかかわる移動円滑化基準等を定めた法律。

さ行

◆在宅サービス

自宅で生活する障がい者に対する従来の援助サービスで、いわゆる在宅三本柱といわれるホームヘルプサービス、デイサービス、ショートステイの総称。

◆支援費制度

障がい者の自己決定を尊重し、利用者本位のサービス提供を基本として、事業者との対等な関係に基づき、障がい者自らがサービスを選択し、契約によりサービスを利用する仕組み。

◆自立支援医療（制度）

心身の障がいを除去・軽減するための医療について、医療費の自己負担額を軽減する公費負担医療制度のこと。18歳以上を対象とする更生医療、18歳未満の児童を対象とする育成医療、精神疾患の通院医療が対象となる精神通院医療の3種類がある。

◆社会資源

人々のニーズを充足したり、問題解決の目的に使われる各種の施設、制度、機関、知識や技術などの物的、人的資源の総称。

◆手話奉仕員・要約筆記奉仕員

手話方針・要約筆記奉仕員は、派遣依頼を受けて、手話奉仕員は聴覚障がいのある人とない人の意思伝達の仲介を、要約筆記奉仕員は中途失聴者、難聴者等と障がいのない人の意思伝達の仲介を行うほか、市町村からの依頼による広報活動、文化活動等に協力する者。

◆障がい児保育事業

集団保育が可能な程度の、心身に障がいある児童を保育所に入所させるにあたり、保育所が行う支援体制の整備に対して市が補助する制度。

◆障害者基本法

身体障がい、知的障がい、精神障がいを対象として、施策の基本理念や生活全般にかかわる施策の基本となる事項を定めた法律で、障がいのある人の「完全参加と平等」を目的としている。

◆身体障害者手帳

身体障害者福祉法で定められている身体上の障がいのある人が、医師の診断書を提出し身体障害者更生相談所の判定を受けたうえで障がいの程度が規定に該当すると認められた人に対して交付される手帳。

◆身体障がい者補助犬

平成14年（2002年）10月に「身体障害者補助犬法」が施行され、身体障がい者の自立および社会参加の促進に寄与するため、身体障がい者補助犬の訓練事業者および使用者の義務を定めるとともに、身体障がい者が公共施設、公共交通機関等を利用する場合において身体障がい者補助犬を同伴することが可能となった。身体障がい者補助犬は、盲導犬、介助犬および聴導犬の総称。

◆手話通訳者

身体障がい者福祉の概要や手話通訳の役割・責務等について理解ができ、手話通訳に必要な手話語い、手話表現技術および基本技術を習得し、県の実施する登録試験に合格し手話通訳を行う者。さらに専門的な知識・技術を有する手話通訳者として手話通訳士（厚生労働省認定資格）がいる。

◆手話奉仕員

所定の講習を受けて手話の技術を習得し、言語・聴覚障がい者のために手話通訳を行う人。

◆障害者就業・生活支援センター

就職や職場への定着が困難な障がいのある人を対象に身近な地域で、雇用、福祉、教育等の関係機関との連携の拠点として連絡調整等を積極的に行いながら、就業およびこれにともなう日常生活、社会生活上の支援を一体的に行う機関。

◆障害者の日／障害者週間

障がい者問題について国民の理解と認識を深め、障がいのある人の福祉の増進を図るため、昭和56年（1981年）に政府の国際障害者年推進本部が定めた日で、国際連合が昭和50年（1975年）に「障害者の権利宣言」を採択した日（12月9日）。障害者基本法においても規定されている。

なお、毎年12月3日から9日までが「障害者週間」。

◆職親制度（精神障がい者社会適応訓練事業）

精神障がい者が一定期間、理解ある事業所に通い、病気のために低下した作業能力、対人関係能力、生活能力等を仕事（作業訓練）をとおして取り戻す訓練を行う制度。

◆職場適応援助者（ジョブコーチ）

就労を希望する障がいのある人に対して、一緒に職場に行き、ともに作業したり休憩時間を過ごし、障がいのある人が働きやすいように援助を行うことを業務とする者。障がいのある人への支援だけでなく、事業主や職場の従業員に対しても助言や職務・職場環境の改善を提案し、障がいのある人の職場定着を図ることを目的とする。

◆小児慢性特定疾病

子どもの慢性疾患のうち、ぜんそく、慢性心疾患、糖尿病、先天性代謝異常など厚生労働省が指定する疾患で、健全育成の観点から、患児家庭の医療費の負担軽減を図るため、その医療費の自己負担分の一部が助成される。

◆重症心身障がい児（者）

重度の知的障がいと重度の肢体不自由が重複した障がい児（者）。

◆重度訪問介護

重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする方に、居宅において、入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯等の家事並びに生活等に関する相談などを行う介護制度。平成26年4月の障害者総合支援法の一部改正により、その対象者が重度の肢体不自由者に加えて、重度の知的障がいまたは精神障がいにより行動上著しい困難を有する障がい者であって常時介護を要する方も追加された。

◆巡回支援専門員

発達障がい等に関する知識を有する専門員が、保育所等の子どもやその親が集まる施設・場を巡回し、施設のスタッフに対し、障がいの早期発見・早期対応のための助言等の支援を行うもの。

◆情報アクセシビリティ

年齢や身体障がいの有無に関係なく、誰でも必要とする情報に簡単にたどり着け、利用できること。

◆情報のバリアフリー・ユニバーサルデザイン化

障がい者や高齢者等が、パソコンやインターネットといった情報通信技術を利用する際の、さまざまな障壁を取り除くこと。

◆生活訓練

社会で自立して生活できるよう、共同住居を提供し、自立生活に必要な知識や生活技術の習得にむけ、基礎的な生活訓練を行うこと。

◆生活の質（QOL）の向上

「生活全体としての質を高めていく」ということ。日常生活能力の向上にとどまらず、適切な住居、健康的な生活、スポーツ・レクリエーションの参加、文化的な余暇活動、そして恋愛、結婚という生涯にわたる生活全体を高めていくなかに、一人の社会人としての満足感や幸福感をもつことができるという考え。

◆精神障害者保健福祉手帳

精神疾患がある人のうち、精神障がいのための日常生活または社会生活に制限のある人の社会復帰や社会参加の促進を目的として交付される手帳。

◆成年後見制度

認知症、知的障がい、精神障がいなどのために判断能力が十分ではない方々を保護するための制度。そのような方が契約を結ぶ必要がある場合などに、本人にかわってこれらの行為を行うなどの後見的作用を務める成年後見人等を家庭裁判所が選任することによって、その判断能力を補うもの。

◆そしゃく障がい

摂取した食べ物をかみくだき、呑みくだすことが円滑にできない状態。

◆措置

社会福祉において、要援助者のために法律上の施策を具体化する行政行為、およびその施策の総称。福祉の措置。

た行

◆短期入所サービス（ショートステイ）

在宅の障がい者を介護している家族が、病気や事故などにより一時的に介護できなくなったときに施設で預かり、介護を行う事業。

◆第三者評価

事業者・利用者でない第三者によりサービスの評価を行い、利用者等への情報提供を行うとともにサービスの質の向上を図ろうとするもの。

◆地域福祉計画

平成12年に改正された社会福祉法において、「地域福祉の推進」が基本理念の一つに掲げられ、各市町村による地域福祉計画の策定が規定された。この計画は、それぞれの地域において、どのように助け合い、支え合っていけば高齢者、障がいのある人、児童をはじめとする何らかの支援を要する人が暮らしやすい地域になるのか、という生活課題解決のための方策を定めた計画。豊後高田市では「第2期地域福祉計画」（平成25～29年度）を平成25年3月に策定している。

◆地域包括支援センター

地域において、①介護予防ケアマネジメント事業、②総合相談・支援事業、③包括的・継続的マネジメント事業、④高齢者の虐待の防止・早期発見および権利擁護事業の4つの基本的な機能をもつ総合的マネジメントを担う中核機関として創設された。

豊後高田市では、市が委託する豊後高田市社会福祉協議会が運営する。

職員は、保健師等、社会福祉士、介護支援専門員の三職種。

設置・運営は、公正・中立性の確保、人材確保支援の立場から、関係機関団体等で構成される「地域包括支援センター運営協議会」がかかわる。

◆注意欠陥／多動性障害（ADHD）

Attention Deficit Hyperactivity Disorder の略で、単調な作業が長時間できない、忘れっぽい、些細なミスをする、考えずに行動する、落ち着きがないなど、注意力散漫・衝動性・多動性の症状が見られる。

◆聴導犬

聴覚障がいのある身体障がい者のためにブザー者、電話の呼び出し者等を聞き分け、その者に必要な情報を伝え、必要に応じて音源への誘導を行う犬。身体障がい者補助犬の一つ。

◆デイケア

精神科リハビリテーションの一種で、精神障がい者の社会生活機能の回復を目的とした医療行為。精神障がい者に対し、昼間の一定時間、個々の患者に応じたプログラムに従ってグループごとに治療を行うもので、集団精神療法、作業療法、創作活動、生活指導等がある。なお、午後4時以降に行う形態の場合はナイトケアという。

◆特定疾患

いわゆる難病のうち、筋萎縮性側索硬化症、パーキンソン病、網膜色素変性症など厚生労働省が指定する疾患。

◆特別支援教育

従来の特殊教育の対象の障がいだけでなく、LD（学習障害）、ADHD（注意欠陥／多動性障害）、高機能自閉症を含めて障がいのある児童・生徒の自立や社会参加にむけて、その一人ひとりの教育的ニーズを把握して、そのもてる力を高め、生活や学習上の困難を改善または克服するために、適切な教育や指導をつうじて必要な支援を行うこと。

な行

◆内部障がい

身体障がいの一種類で、呼吸器機能障がい、心臓機能障がい、肝臓機能障がい、膀胱・直腸障がい、小腸障がい、後天性免疫不全症候群がその障がい範囲。

◆難病

厚生労働省が指定した特定疾患の通称。同省の「難病対策要綱」では、①原因不明、治療方法未確立で、かつ後遺症を残すおそれが少なくない疾病 ②経過が慢性にわたり、単に経済的問題のみならず介護等に著しく人手を要するために家庭の負担が重く、また精神的にも負担の大きい疾病としている。

◆日常生活用具

在宅の障がい者の日常生活がより円滑に行われるために給付または貸与する用具。浴槽、便器、パソコン、ファックスなど。

◆ノーマライゼーション

障がいのある人も同じ社会の一員として、社会的不利を負わないとともに、ごく当たり前の生活をしていく権利を享受できるようにするという。日常生活において、社会的不利を負っている人達のさまざまな欲求が、社会的不利を負っていない人達と同じように満たされ、地域での生活を基盤として他の人々と生活していけるような人間らしい社会、そうした「社会」のあり方。

は行

◆ハートビル法

「高齢者、身体障がい者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律」。建築物のバリアフリー対応にかかわる利用円滑化基準等を定めた法律。2,000㎡以上の特別特定建築物については適合義務、その他の特定建築物については適合努力義務を課している。

◆発達障害者支援法

自閉症や学習障がい（LD）、注意欠陥／多動性障がい（ADHD）といった発達障がいのある子どもらを早期発見し、適切な教育や医療につなげる体制を整備する法律。平成17年4月1日施行。発達障がいの早期発見と、障がい者が学校教育や地域生活に必要な支援を受けられるよう、国や地方自治体の責務等が規定されている。

◆パブリックコメント

行政が政策や施策を決定する前に、その案などを広く一般に公表し、そこで得た一般からの意見を踏まえて案を確定する制度。

◆バリアフリー新法

「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」。従来の「ハートビル法」と「交通バリアフリー法」を一体化して、建築物（商業施設等）や交通施設（駅等）についてのバリアフリー対象が、それぞれ別々に行われてきたものを一体的に整備していくために、平成18年12月に施行された。

◆ハローワーク（公共職業安定所）

民間の職業紹介事業等では就職へ結びつけることが難しい就職困難者を中心に支援する最後のセーフティネットとしての役割を担う。地域の総合的雇用サービス機関として、職業紹介、雇用保険、雇用対策などの業務を一体的に実施している。

◆福祉ホーム

一定程度の自活能力のある精神障がい者であって、家庭環境・住宅事業等の理由により住宅の確保が困難な者に対し、一定期間利用させる施設のこと。生活の場を与えるとともに必要な指導等を行い、社会復帰と自立の促進を図る。

◆法定雇用率

「障害者の雇用の促進等に関する法律」に定められている事業主が雇用しなければならない常用労働者に占める身体障がい者または知的障がい者の割合。さらに、2018年4月から算定基礎の対象に、新たに精神障がい者が追加される改正が行われた。

◆母子保健計画

少子化などにともない、子育て環境が変化するなかで、安心して子どもを産み、育てられるための、医療や福祉、教育等の諸施策との地域連携のもと課題解決に取り組む計画。現在では、次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画の一部に組み込まれている。

◆ボランティア

人から強制されずに、自分から何かできることはないかという思いのもと、個人的な活動から社会的な活動まで幅広い活動に取り組む人・考えのこと。

◆ホームヘルプサービス

在宅で生活する重度の障がい者等を対象に家庭にホームヘルパーを派遣し、入浴、排せつ、食事などの身体介護や、調理、選択、掃除などの家事援助等のサービスを提供する事業。

ま行

◆盲導犬

視覚障がいのある身体障がい者のために安全を確保し効率的に移動することを補助する犬。

や行

◆ユニバーサルデザイン

バリアフリーの考え方をさらに発展させ、障がいのある人にとっても、高齢の人にとっても、若年層にとっても「使いやすい」ように製品や生活環境をデザインするという考え方として、90年にアメリカの建築家・工業デザイナーのロナルド・メイス氏が提唱した考え方。ハンディのある人にとって便利なものは、万人にとっても便利なものとなりうる、という考え方を前提に「普遍性」を強調した概念。

ら行

◆ライフステージ

乳幼児期・学齢期・青年期・壮年期・高齢期など人間の一生を年代によって分割した段階。

◆リハビリテーション

疾病や障がいによって失った生活機能の回復を図るための専門的技術および体系のこと。医学的分野のほか、心理的、職業的、社会的分野にいたるまで、幅広い内容となっている。社会的自立と普通の市民生活の享受を最終的な目標とする。

◆療育

障がいのある児童に対する医療や教育など、発達を促すための一連の取り組み。療は医療を、育は養育・保育・教育を一字ずつ合わせた高木憲次氏の造語が起源とされる。

◆療育手帳

知的障がい者（児）に対して一貫した指導・相談を行うとともに、各種の援助措置を受けやすくするために交付される手帳。

豊後高田市障がい者基本計画

平成 28 年 3 月 発行

発行	豊後高田市（所管：社会福祉課）
編集	豊後高田市是永町 39 番地 3 〒879-0692
電話	0978-22-3100（代表）、0978-25-6178（社会福祉課直通）
FAX	0978-22-1033
Mail	fukusi@city.bungotakada.oita.jp
HP	http://www.city.bungotakada.oita.jp/